

令和 8 年

富岡町議会会議録

第 2 回 定例会

3 月 11 日 開会 ～ 3 月 17 日 閉会

富岡町議会

令和8年第2回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 3月11日(水曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○欠員議員	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	5
開 会（午前 9時00分）	6
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○諸報告	7
○請願の委員会付託	11
○議案の一括上程	11
○提案理由の説明及び一般町政報告	11
○一般質問	15
佐 藤 啓 憲 君	15
渡 辺 正 道 君	25
平 山 勉 君	38
○散会の宣告	46
散 会（午後 1時30分）	46

第2日 3月12日(木曜日)

○議事日程	49
○本日の会議に付した事件	50
○出席議員	50
○欠席議員	50

○欠員議員	5 0
○説明のため出席した者	5 1
○事務局職員出席者	5 1
開 議（午前 9時00分）	5 2
○開議の宣告	5 2
○議事日程の報告	5 2
○会議録署名議員の指名	5 2
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	5 2
○教育委員会委員就任挨拶	6 1
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	6 2
○教育長就任挨拶	6 4
○散会の宣告	9 2
散 会（午後 1時22分）	9 2

第3日 3月16日（月曜日）

○議事日程	9 5
○本日の会議に付した事件	9 5
○出席議員	9 6
○欠席議員	9 6
○欠員議員	9 6
○説明のため出席した者	9 6
○事務局職員出席者	9 7
開 議（午前 9時00分）	9 8
○開議の宣告	9 8
○議事日程の報告	9 8
○会議録署名議員の指名	9 8
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	9 8
○散会の宣告	1 4 2
散 会（午後 1時12分）	1 4 2

第4日 3月17日（火曜日）

○議事日程	1 4 5
○本日の会議に付した事件	1 4 5

○出席議員	1 4 6
○欠席議員	1 4 6
○欠員議員	1 4 6
○説明のため出席した者	1 4 6
○事務局職員出席者	1 4 7
開 議（午前 9時00分）	1 4 8
○開議の宣告	1 4 8
○議事日程の報告	1 4 8
○会議録署名議員の指名	1 4 8
○委員会報告	1 4 8
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○日程の追加	1 6 6
○発委第3号 富岡町新夜ノ森地区における住宅地近接太陽光発電設備等に関する意見書 について	1 6 7
○委員会報告	1 6 8
○動議の提出	1 7 1
○閉会の宣告	1 7 2
閉 会（午前11時12分）	1 7 2

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和8年第2回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和8年3月11日(水)午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 請願の委員会付託

日程第5 議案の一括上程

- 発委第 1号 富岡町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 発委第 2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 報告第 2号 専決処分の報告について
- 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 3号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 4号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 5号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和8年度の町税等の減免に関する条例について
- 議案第 6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7号 富岡町水防協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 富岡町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第10号 富岡町社会体育施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第11号 令和7年度富岡町一般会計補正予算(第7号)
- 議案第12号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

- 議案第 1 3 号 令和 7 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 4 号 令和 7 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 5 号 令和 7 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 6 号 令和 7 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 7 号 令和 7 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 8 号 令和 8 年度富岡町一般会計予算
- 議案第 1 9 号 令和 8 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 2 0 号 令和 8 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 2 1 号 令和 8 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 2 2 号 令和 8 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 2 3 号 令和 8 年度富岡町公共下水道事業会計予算
- 議案第 2 4 号 令和 8 年度富岡町農業集落排水事業会計予算

日程第 6 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 7 一般質問

日程第 8 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 発委第 1 号 富岡町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 発委第 2 号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 3 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 4 号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 5 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和 8 年度の町税等の減免に関する条例について
- 議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 富岡町水防協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 富岡町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 1 0 号 富岡町社会体育施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 1 1 号 令和 7 年度富岡町一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 1 2 号 令和 7 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 3 号 令和 7 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 4 号 令和 7 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

- 議案第 15 号 令和 7 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 16 号 令和 7 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 17 号 令和 7 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 18 号 令和 8 年度富岡町一般会計予算
議案第 19 号 令和 8 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 20 号 令和 8 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
議案第 21 号 令和 8 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 22 号 令和 8 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
議案第 23 号 令和 8 年度富岡町公共下水道事業会計予算
議案第 24 号 令和 8 年度富岡町農業集落排水事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第 4 請願の委員会付託

日程第 5 議案の一括上程

- 発委第 1 号 富岡町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
発委第 2 号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
報告第 2 号 専決処分の報告について
諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第 3 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 4 号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
議案第 5 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和 8 年度の町税等の減免に関する条例について
議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 7号 富岡町水防協議会条例の一部を改正する条例について
議案第 8号 富岡町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
議案第 9号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
議案第10号 富岡町社会体育施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
議案第11号 令和7年度富岡町一般会計補正予算(第7号)
議案第12号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
議案第13号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
議案第14号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
議案第15号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
議案第16号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
議案第17号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
議案第18号 令和8年度富岡町一般会計予算
議案第19号 令和8年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
議案第20号 令和8年度富岡町介護保険事業特別会計予算
議案第21号 令和8年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第22号 令和8年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
議案第23号 令和8年度富岡町公共下水道事業会計予算
議案第24号 令和8年度富岡町農業集落排水事業会計予算

日程第6 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第7 一般質問

○出席議員(9名)

- | | | | |
|-----|--------|----|-------|
| 1番 | 安藤正純君 | 2番 | 辺見珠美君 |
| 3番 | 平山勉君 | 4番 | 佐藤啓憲君 |
| 5番 | 渡辺正道君 | 6番 | 高野匠美君 |
| 7番 | 宇佐神幸一君 | 9番 | 渡辺三男君 |
| 10番 | 堀本典明君 | | |

○欠席議員(なし)

○欠員議員(1名)

○説明のため出席した者

町	長	山	本	育	男	君
副町	長	宮	川	大	志	君
教	育	武	内	雅	之	君
会	計	志	賀	智	秀	君
総	務	猪	狩		力	君
企	画	畠	山	信	也	君
税	務	大	舘	衆	司	君
住	民	大	篠	田	明	君
福	祉	佐	藤	邦	春	君
健康	づくり	斉	藤	一	宏	君
生	活	飯	塚	裕	之	君
産	業	原	田	徳	仁	君
都	市	大	森	研	一	君
教	育	松	本	真	樹	君
生	涯	坂	本	隆	広	君
郡	山	渡	邊	浩	基	君
い	わ	黒	澤	真	也	君
総	務	新	田	善	之	君
兼	管	石	井	和	弘	君
代	表					
監	査					
委	員					

○事務局職員出席者

議	会	事	務	局	長	遠	藤	博	生
議	会	事	務	局	幹	杉	本	亜	季
兼	庶	務	係	長					
議	会	事	務	局	査	黒	木	裕	希
庶	務	係	主						

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（堀本典明君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る3月6日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から17日までの7日間とし、13日、14日及び15日は議案調査のため休会する旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、陳情書3件を受理し、この写しを委員会報告書の99ページから103ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、議会会議規則第122条に基づく議員の派遣報告についても文書をお手元に配付させていただき、報告といたします。

最後に、令和8年第1回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに令和8年第1回双葉地方水道企業団議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

5番 渡 辺 正 道 君

6番 高 野 匠 美 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（堀本典明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から17日までの7日間とし、13日、14日及び15日は休会といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの7日間とし、13日、14日及び15日は休会とすることに決定いたしました。

○諸報告

○議長（堀本典明君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、石井和弘君。

〔代表監査委員（石井和弘君）登壇〕

○代表監査委員（石井和弘君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

7監第18号、令和8年3月11日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長、堀本典明様、富岡町監査委員、石井和弘、富岡町監査委員、佐藤啓憲。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1)令和7年11月・12月・令和8年1月。(2)一般会計及び特別会計。(3)歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和7年12月22日・令和8年1月22日・2月19日。

3、検査の結果。(1)収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2)違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3)検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙記載のとおりですので、朗読を省略いたします。

○議長（堀本典明君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） おはようございます。報告第1号、令和8年3月11日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託され

た事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。1、議案審議について、2、3月定例会の会期及び日程について、3、その他、(1)一般質問について、(2)請願について、(3)陳情について、(4)議員派遣報告について、(5)その他。

2、審査の経過。お読み取りください。

3、審査の結果。1、議案審議について。3月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件1件、諮問案件2件、人事案件2件、条例の新規制定案件1件、条例の一部改正案件3件、同意案件2件、補正予算案件7件、当初予算案件7件、合計25件。2、3月定例会の会期及び日程について。3月の定例会の会期日程については、会期を3月11日から17日までの7日間とすることに決し、議長に答申した。3、その他。(1)一般質問について、一般質問の通告3名について、議会事務局長より説明を受けた。(2)請願について、提出のあった請願1件について、紹介議員より説明を受け請願書を審議した結果、総務文教及び産業厚生のと常任委員会に付託することに決した。(3)陳情について、提出のあった陳情3件について、議会事務局長より説明を受けた。(4)議員派遣報告について。(5)その他、発委第1号 富岡町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、発委第2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

以上です。

○議長(堀本典明君) ただいま議会運営委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長(佐藤啓憲君)登壇〕

○議会広報特別委員会委員長(佐藤啓憲君) おはようございます。報告第2号、令和8年3月11日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第225号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第225号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。審査の経過につきましては、第1回から第4回まで開催しております。詳細はお読み取りいただきたいと思っております。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第225号の編集について。とみおか議

会だより第225号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、富岡町二十歳を祝う会の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、富岡町二十歳を祝う会実行委員長の佐藤一之成氏より寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第225号の今後の作成スケジュールについて協議し本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。

第4回、(1)とみおか議会だより第225号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長(堀本典明君) ただいま議会広報特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長(渡辺三男君)登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長(渡辺三男君) 皆さん、おはようございます。報告第3号、令和8年3月11日、富岡町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理(令和7年11月・12月・令和8年1月分)について。2、(1)東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況について、(2)その他。3、その他。

2、審査の経過。審査の経過については、お読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理(令和7年11月・12月・令和8年1月分)について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。2、(1)東京電力ホールディングス(株)

福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス(株)より説明を受けた。委員からは、処理水の海洋放出への不安払拭のための情報をより伝わりやすく発信することへの要望や、固体廃棄物の保管管理計画改定に伴う懸念、取り出した2号機の使用済み燃料の放射線量と処分方法についての質疑が出された。(2)福島第二原子力発電所の取組状況について。福島第二原子力発電所の取組状況について東京電力ホールディングス(株)より説明を受けた。委員からは、使用済み燃料乾式貯蔵施設について、原子力規制庁から今年度中の許可取得が困難になり工事完成が遅れる見込みであることから、今後の見通しがあるかの質疑が出された。(3)その他について。委員から、東京電力(株)が発行する広報誌について、住民の不安払拭につながるような情報発信をさらにしてもらいたい要望や、東京電力(株)の今後の事業展開に対する懸念などが出された。3、その他。

終わります。

○議長(堀本典明君) ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対し質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○請願の委員会付託

○議長（堀本典明君） 次に、日程第4、請願の委員会付託を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（堀本典明君） 本請願は、富岡町議会会議規則第92条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、請願第1号「富岡町新夜ノ森地区における住宅地近接太陽光発電施設建設反対に関する意見書の提出」を求める請願書については、去る3月6日の議会運営委員会において審議していただきましたが、請願書の主たる内容は総務文教常任委員会の所管であるものの、一部産業厚生常任委員会の所管する事務に関連する内容が含まれると解されることから、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会、それぞれの委員会に付託し、合同で審査をしていただくことにいたします。

以上をもって請願の委員会付託を終わります。

○議案の一括上程

○議長（堀本典明君） 次に、日程第5、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（堀本典明君） 次に、日程第6、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。

初めに、このたび、天皇皇后両陛下並びに愛子内親王殿下が、東日本大震災の復興状況ご視察のため、4月7日に本町へご訪問されることになりました。このことは本町にとってこの上ない喜びであり、謹んでご来町を歓迎申し上げます。町といたしましては、県や県警等の関係機関と密に連携しながら、抜かりなく準備を進めてまいります。

それでは、令和8年第2回富岡町議会定例会の開会に当たり、さきの定例会以降の町政についてご

報告申し上げるとともに、今定例会に提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

初めに、本町の真の復興を成し遂げるための前提である帰還困難区域の復興、再生に向けた取組について申し上げます。本年1月30日に国に申請した特定帰還居住区域の追加区域設定を中心とする富岡町特定帰還居住区域復興再生計画の変更について、2月13日に内閣総理大臣の認定を受けました。これは、一日も早い帰還を望む地域住民の皆様の思いに応えるものであり、町内全域の避難指示解除という本町の悲願達成に向けた重要な節目と捉えております。町としては、引き続き、国や県、関係機関との緊密な連携の下、除染、家屋解体、インフラ復旧整備といった安全、安心の確保をさらに推し進めてまいります。また、今回の変更認定後においても特定帰還居住区域に設定できていない区域が残されていることから、2月24日に、私が副会長を務める原発事故による帰還困難区域を抱える協議会による要望活動において、特定帰還居住区域の取組と並行して、残された区域についても一日も早く普通の町としての姿を取り戻せるよう、取組を抜本的に加速させることを要望いたしました。引き続き、地元の意向を踏まえた具体方針を早急に明示するよう、国に対してこれまで以上に強く求めてまいりますので、議員各位におかれましても、特段のお力添えを賜りますようお願いいたします。

次に、令和8年度予算の編成について申し上げます。令和8年度予算につきましては、基本目標を第3期復興・創生期間の開始に合わせ町内全域の復興・創生を加速すると定め、帰還と移住の促進、農業と産業の育成、子供たちの教育環境の充実、町内のにぎわい創出の4つの取組方針に沿って編成するとともに、将来への投資となるよう意識しながら、関連する事業へ重点的に配分いたしました。その結果、一般会計におきましては、令和7年度当初予算比31億8,453万6,000円増の152億7,242万1,000円といたしました。

主な内容としては、農業水利施設等保全事業や営農再開支援事業、森林再生事業、中小企業等支援事業、第二産業団地の整備など産業基盤の再生、整備と事業者の方々への支援といった農業と産業の育成のための予算、帰還と移住・定住推進事業や帰還移転支援補助事業、子育て世帯定住促進事業といった帰還と移住の促進のための予算、放課後児童クラブや認定こども園、地域交流館等の施設運営事業、児童発達支援センター運営費助成事業、新たに行う高等学校等通学費助成事業といった子供たちの教育環境の充実のための予算、夜の森地区の中核拠点施設整備事業やフラワーパーク整備事業、桜並木保全事業、富岡駅前のにぎわいづくり事業といった町内のにぎわい創出のための予算を計上いたしました。そのほかにも、防犯防火パトロール事業や除染・放射線対策事業、予防接種や感染症対策事業など、安全、安心を確保するための予算や、国民健康保険、介護保険、公共施設の維持など住民の生活に欠くことのできない基本的な予算に関しましても継続して措置しております。

令和8年度におきましても、本町を取り巻く社会情勢や経済状況等を見極めた柔軟な考えの下、予算編成時に定めた基本目標が目に見えるものとなるよう、真摯に取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力を重ねてお願いいたします。

次に、夜の森地区中核拠点施設整備事業の進捗について申し上げます。商業施設の整備については、

昨年12月の定例議会以降、地域の方々とのワークショップを開催するとともに、町内小中学生への冬休みの宿題として意見を募るなど、幅広い世代から多くの声を伺うことができました。このような機会を通して、地域の方々が施設のオープンを心待ちにされていることを改めて深く認識いたしましたので、早期整備に向けたスケジュール管理を徹底するとともに、基本設計の完了までに、議会の皆様をはじめとする多くの方のご意見を酌み取りつつ、令和9年度中のオープンを目指して着実に事業を進めてまいります。また、温浴施設の整備につきましては、事業費の精査や確保できる財源等について慎重に検討を重ねた結果、本定例会に整備予算を計上するに至りました。夜の森地区では、既に官民の垣根を越えた多くの活動が展開されています。この流れを加速させるため、商業施設と温浴施設を町復興の強力な牽引役として整備し、活気ある地域づくりを進めてまいりまいる所存ですので、事業の推進にご理解とご協力をお願いいたします。

次に、富岡第二産業団地整備事業について申し上げます。令和5年4月に避難指示解除がなされた区域に予定する第二産業団地整備事業については、令和7年度までに基本設計、用地買収及び実施設計を進め、令和8年度から工事発注に着手できる段階まで事業が進捗してまいりました。令和3年4月、上郡山地区において全面供用を開始した富岡産業団地は、先般、全区画への企業立地の見通しが立ち、今後も地域産業の活性化や雇用促進等の点で町の経済を牽引してまいります。加えて、今般の第二産業団地の整備により、町の北部、ひいては町内全域の復興の柱となるよう、令和10年度の供用開始に向け、安全第一で工事を進めてまいります。あわせて企業誘致も積極的に展開し、ソフト、ハードの両面から事業を推進してまいります。

次に、これまで開催されたイベント等について申し上げます。1月11日、文化交流センター学びの森において、令和8年富岡町二十歳を祝う会を開催いたしました。式典では、出席者代表の佐藤一之成さんから、家族や恩師、そして復興に尽力する皆様への深い感謝と誓いの言葉をいただきました。式典後には、恩師との懇親会が開催され、記念アルバム用の記念撮影会も開催されました。今後も若い世代が二十歳を記念して集い、おのこの成長を祝うとともに、離れ離れになった絆を結び直し、町の未来につながる特別な行事として継続してまいります。

1月16日、同会場にて、富岡町表彰式及び賀詞交歓会を開催いたしました。表彰式では、町に対して多大なご功労をいただいた2名の方に功労表彰を授与いたしました。受賞者の皆様のごこれまでのご貢献に対し、改めて深く敬意と感謝の意を表します。また、表彰式後に開催した賀詞交歓会では、200名を超える皆様にご参加いただき、共に新春を祝い、ふるさとに対する熱い思いを伺うことができ、私自身、本町の復興に向けた歩みを着実に進めていかなければならないと決意を改めて強くしたところです。

1月19日には、議長をはじめ議員の皆様やご来賓の皆様ご臨席の下、さくらモールとみおか駐車場を会場に、令和8年富岡町消防団出初め式を挙行いたしました。当日は、団員72名、消防車両11台が出勤し、通常点検や分列行進を行った後、ご来賓の皆様からご挨拶をいただき、団員一同の団結と士

気向上を図ることができました。また、出初め式終了後には、例年実施しております旧今村病院前の富岡川河川敷において、ポンプ車等による一斉放水訓練も実施いたしました。現在、分団ごとの夜警活動を継続しており、引き続き町民の安全、安心のため、防火、防犯に努めてまいります。

2月6日、第71回福島県市町村広報コンクールにおいて、本町の広報紙である広報とみおかが広報写真組み写真の部で、最高賞に当たる特選を受賞いたしました。本受賞は、町の取組や子供たちの笑顔を通じて、復興に向け、着実に歩みを進める本町の姿を、限られた紙面の中での確に読み手の心に届く形で伝えることができた点を評価いただいたものと受け止めており、撮影にご協力をいただいた皆様にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。今回の受賞を励みに、今後も町政情報を適時適切に、分かりやすくお届けできるよう改善を重ねるとともに、本町の魅力発信の強化にも取り組んでまいります。引き続き、広報活動へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、役場窓口業務の改善について申し上げます。町では、デジタル技術を活用し、町民の皆様の利便性向上と正確な事務執行に向けた取組を強化しております。昨年3月、町公式ラインを活用したオンライン申請システムを導入し、スマートフォンからいつでも各種証明書の請求や窓口への来庁予約が可能となったほか、翻訳・文字表示システムの導入により、外国人の方や聴覚に障がいのある方が安心してご利用いただける環境を整備するなど、いずれもその使い勝手に好評をいただいております。また、今月2日からは、窓口での書類記入の手間を省く、書かない窓口システムを導入しました。さらに4月からは、住民課内に窓口業務を専門に担当する町民サービス係を新設し、町民の皆様にとって、より分かりやすく親切的窓口環境を整えてまいります。今後も窓口業務におけるDX化を推進し、住民サービスの向上に努めてまいります。

次に、今定例会に提出いたしております議案等について申し上げます。今定例会には、報告案件1件、諮問案件2件、人事案件2件、条例の新規制定案件1件、条例の一部改正案件3件、町有施設の指定管理者の指定案件2件、令和7年度富岡町一般会計補正予算をはじめ6特別会計の補正予算案件7件、令和8年度富岡町一般会計予算をはじめ6特別会計の当初予算案件7件の計25件の議案等を提出しております。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上、重要な案件でありますので、慎重審議の上、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げます、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（堀本典明君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

9時50分まで休議いたします。

休 議 （午前 9時42分）

再 開 （午前 9時50分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

○一般質問

○議長（堀本典明君） 次に、日程第7、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、4番、佐藤啓憲君の登壇を許します。

4番、佐藤啓憲君。

〔4番（佐藤啓憲君）登壇〕

○4番（佐藤啓憲君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問いたします。

1、太陽光発電設備及び蓄電所の設置と管理について。（1）町内の良好な住宅地周辺における、宅地、山林、原野、雑種地等の太陽光発電設備の新設と管理について、町は状況を把握しているか。

（2）令和7年7月に「太陽光発電事業者の設備設置に関するガイドライン」が施行された。設置事業者は近隣住民に対する説明会の開催と、住民からの意見に対する対応が求められるが、町は住民説明会で出た意見をどのように反映するのか。

（3）出力10キロワット以上の太陽光発電施設の設置において、ガイドラインで定めている近隣住民への説明会を開催しない事業者もあり、設置前に住民の意見が反映されない懸念がある。このような事業者に対し、町はどのように対応するのか。

（4）このところ町内において、大型蓄電所や系統用蓄電池設備の設置が見受けられる。今後、近隣住民に対する騒音や健康問題が懸念されるが町の対応は。

（5）各自治体において、全国的に太陽光発電設備設置に関する条例が制定されている。蓄電所を含むこれらの設備に対して、設置規制区域を設定するなど町独自の条例を制定できないか。

（6）第三次復興計画の重点政策において移住、定住の促進を掲げている。太陽光発電施設や蓄電所の近隣住宅地は、移住、定住促進を阻害する要因となるが、町としての方針を伺いたい。

以上の答弁をお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 4番、佐藤啓憲議員の一般質問にお答えいたします。

1、太陽光発電設備及び蓄電所の設置と管理について。（1）町内の良好な住宅地周辺における、宅地、山林、原野、雑種地等の太陽光発電設備の新設と管理について、町は状況を把握しているかについてお答えいたします。太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入につきましては、地球温暖化対策や脱炭素社会の実現に向けた世界的な潮流であり、国を挙げて推進されている施策であると認識しております。一方で住宅地周辺を含めた町内の様々な区域における太陽光発電設備の設置と管理については、本町復興に向けた町づくりを進める上で、また住民の皆様が将来にわたって快適

に暮らすことのできる生活環境を守る上で極めて重要な課題であると考えております。町といたしましては、複合災害の発生以降、太陽光発電設備が再生可能エネルギーの主力電源として一定の役割を担っている一方、未利用地への無機質な設備が設置されることにより、景観上の問題にとどまらず、ようやく戻ってきた平穏な暮らしの阻害や自然環境への懸念、維持管理不足など、住民の皆様から不安の声が寄せられていることも承知しております。

次に、(2) 令和7年7月に太陽光発電事業者の設備設置に関するガイドラインが施行された。設置事業者は近隣住民に対する説明会の開催と、住民からの意見に対する対応が求められているが、町は住民説明会で出た意見をどのように反映するのかについてお答えいたします。昨年7月に施行した富岡町太陽光発電設備の設置等に関するガイドラインにおいて、事業者が行うこととしている住民説明会等は、単に事業内容を周知するための形式的な手続ではなく、事業者が地域住民の皆様の不安を解消し、信頼関係を築くための第一歩として大変重要な手続であると認識しております。町といたしましては、本ガイドラインに基づき、事業者から提出される近隣住民等説明報告書等を通じて、両者のやり取りを詳細に確認し、地域住民の皆様から出された懸念や要望に対し説明が不足している、または対応が不十分である場合、事業者へ地域住民の不安に誠意を持って丁寧な説明を尽くすことや、可能な限り要望を計画に反映させることを強く求めてまいります。

次に、(3) 出力10キロワット以上の太陽光発電施設の設置において、ガイドラインで定めている近隣住民への説明会を開催しない事業者もあり、設置前に住民の意見が反映されない懸念がある。このような事業者に対し、町はどのように対応するのかについてお答えいたします。昨年7月に町が施行したガイドラインや、令和6年2月に資源エネルギー庁が策定した再エネ特措法に基づく説明会及び事前周知措置実施ガイドラインにおいては、事業者に対し近隣住民等への説明会の開催を一律に求めているのではなく、事業規模や設置場所、周辺環境といった個々の事情を勘案し、戸別訪問などによる丁寧な説明の手法も規定されております。町といたしましては、事前周知が不足したまま事業を始めようとする事業者があった場合には、地域住民の皆様への説明や合意形成が不十分なまま工事に着手することで将来的なトラブルの原因となり、事業者自身の不利益にもつながることを改めて認識させ、説明会の開催や効果的な事前周知の実施を強く促してまいります。また、地域と事業者の間で、双方が納得できる着地点を見いだす調整役としての役割を果たし、関係法令の範囲において事業者に対する可能な限りの指導と助言を行い、町内の良好な生活環境が保たれるよう努めてまいります。

次に、(4) このところ町内において大型蓄電所や系統用蓄電池設備の設置が見受けられる。今後、近隣住民に対する騒音や健康問題が懸念されるが町の対応はについてお答えいたします。再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、町内においても蓄電池設備の設置計画が見受けられるようになってまいりました。これは、電力供給の安定に必要なインフラである一方で、議員ご指摘のとおり、稼働による騒音や安全性への不安など、近隣住民の皆様のご生活環境等を脅かす懸念があることも認識しております。蓄電池設備の設置に際しては、電気事業法に基づく保安規定や消防法に基づく安全基準、騒音

規制法、環境省のガイドラインなど様々なルールがありますので、事業者においてこれらの法令を遵守することはもとより、必要に応じて防音壁の設置や機器の配置を工夫するなど、可能な限り手厚い配慮を行うよう協力を要請してまいります。また、町が設置計画を認識した際は、事業者に対し説明会の開催や戸別訪問の実施により、騒音の予測データや安全対策について地域住民の皆様へ具体的かつ丁寧に説明するよう指導するとともに、特に夜間の稼働音や低周波音など、住民の皆様が懸念される健康面への影響については事業者が誠意を持って対応するなど、不安の解消に努めるよう促してまいります。

次に、(5) 各自治体において、全国的に太陽光発電設備設置に関する条例が制定されている。蓄電所を含むこれらの設備に対して、設置規制区域を設定するなど町独自の条例を制定できないかについてお答えいたします。地域の実情に合わせた独自の条例制定、あるいは規制区域の設定につきましては、町民の皆様の生活環境を守るという観点から重要な考え方の一つであると認識しております。一方で特定の区域において設置を制限することは、土地所有者の財産権や事業者の経済活動に対する強い制約を伴うものであり、法律上の整合性や公平性の観点から極めて慎重な判断が求められます。町といたしましては、まずは先行して条例を制定している他自治体の運用状況や、国、県の動向、さらには関連する判例などを十分に調査研究する必要があると考えております。このため、現時点において直ちに条例制定や規制区域の設定を行うことは困難であります。本町復興に向けた町づくりと調和した適切な手法を庁内各課が連携して多角的に検討するとともに、国や県、近隣市町村とも広く意見交換をしております。

次に、(6) 第三次復興計画の重点政策において移住、定住の促進を掲げている。太陽光発電施設や蓄電所の近隣住宅地は、移住、定住促進を阻害する要因となるが、町としての方針を伺いたいについてお答えいたします。今年度から10年間を計画期間とする第三次富岡町災害復興計画において、重点政策の一つとして掲げた帰還と移住の促進の実現に向けて、魅力ある住環境の整備が不可欠であります。このような中、太陽光発電設備や蓄電所等の再生可能エネルギー関連施設が住宅地の近隣に無秩序に立地することは、景観や静穏な環境を損ない、帰還、移住の意欲を低下させる要因になりかねないというご懸念につきましては、私も同様の認識を持っております。一方で土地所有者が持つ財産権や事業者の経済活動の自由を公的な立場である自治体が制限することには極めて高い障壁があることも事実であります。町といたしましては、地域住民の皆様と事業者間の対話と協調を重視し、良好な住環境の維持、景観と自然環境への配慮などといった町としての確固たる姿勢を事業者から提出される計画の初期段階から明確に伝え、事業者の理解と協力を引き出すことに力を注いでまいります。また、第三次富岡町災害復興計画に明示した町全体の土地利用構想と再生可能エネルギー導入の調和を図り、秩序ある町づくりを進めることで、移住、定住に関心がある方々に選ばれる町となるよう、全力で取り組んでまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 答弁いただき、ありがとうございました。今回このような質問に至りましたのは、私1年前の議会で太陽光発電設置における問題点について一般質問させていただきました。その後、町でガイドラインを制定していただきましたけれども、このところ町内の至るところで太陽光発電施設と系統用蓄電所の設置に当たり、住宅地周辺の住民の方からいろいろな問題点であったり、設置事業者に対しての不安を耳にしております。今後は、さらに再生可能エネルギーの導入と有効活用、設置に関する地域住民の安全、安心の両面をしっかりと図っていく必要があると思います。この件につきましては、町全体でどのようにこの問題と向き合っていかなければならないかということで、再度質問させていただきたいと思います。

既に住宅地周辺に設置されている太陽光発電施設について、富岡町として、夜の森地区でもいいのですが、件数がどのくらい設置されているか、分かればお願いしたいと思います。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） 議員ご発言のとおり、議員のご指摘を踏まえて、昨年の7月からガイドラインを施行しているところでございます。件数のご質問がございました。町で把握している件数で申し上げます。申し訳ございません。令和5年度の夜の森地区の解除から現在に至るまででございます。その中でも税制優遇、立地税制を活用した件数で申し上げますが、太陽光発電事業が59件、設置箇所にすると83か所となっております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 税制優遇も含めて全部で83件があるということで、令和5年から83件ですから、かなり増えてきているという状況だと思います。町の住宅地も歩いてみますと、やはり太陽光パネル、どんどん増えてきているなという実感ありますけれども、今町に申請して、計画が上がっている太陽光発電の設備については何件くらいありますでしょうか。お聞きします。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えを申し上げます。

昨年7月に町独自のガイドラインを策定して以降になりますけれども、7つの事業者から8件の届出を受理してございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。8件。令和7年度からですから、1年間に約8件くらい出ているのです。やはりどんどんそういう開発が進んでいるなというのは実感していますけれども、今申請が上がっている計画中の住民説明会なのですからけれども、（2）の質問にもありますけれども、今年の1月24日、新夜ノ森の住宅地内に新たに太陽光発電の計画があるということで、近隣住民

の方がこういった通知来たのだけれども、話を聞いてもらえないかということで、私も参加してきました。この事業者、県外の会社なのですけれども、夜の森つつみ公園の脇の5,000㎡の土地に1,210枚の太陽光パネルを設置するというので、敷地境界目いっぱいまで設置すると。周りにアパートとか住宅地とかいっぱいあるのですけれども、その周りが太陽光パネルで敷き詰めるといったイメージで、図面も見せていただきましたけれども、この場所はつつみ公園に隣接している土地でもありますし、あと住宅地内でございますので、帰還困難が解除されてから避難先から戻って生活されているという方もいらっしゃいます。説明会の中では、住民の方からたくさんの質問と意見が上がっていました。内容につきましては、電流変換のパワーコンディショナーの騒音、あとは反射光については大丈夫なのか、また県外の事業者のためにトラブル、事故があった際にすぐに対応できるのかと、そういった問題に対して事業者がしっかりと住民の意見に寄り添って対応してもらえるのかというような不安な点がありました。説明会で出た住民からの意見、要望について、町に上がってきていますでしょうか。今の状況を教えてください。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えを申し上げます。

今ほどご発言のありました1月24日、新夜ノ森地区で行われました説明会につきましては、地域の皆様からいろんなお声を町でもいただいているところでございます。ただ、今事業者側でその報告書の内容を作成している段階でございまして、町に正式な報告として上がってきてはおりません。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 今課長からは、まだ報告書は上がってきていないということなので、先ほど町長答弁にもありましたけれども、説明会での意見をしっかりと報告書で確認して、それから町で受理して工事に進行するというようなガイドラインになっていると思いますので、そこはしっかりとお願いしたいと思います。

あとは、先ほど町長からもありましたけれども、個人の所有物ということで、こういった計画なのかということと、住民の気持ちですが、そのやはりコミュニケーションというのが一番大事だと思うのですけれども、説明会の中では、自分の土地なので、制限はかけられないみたいな感じの答弁もありましたので、やはりそこは、町から指導、助言という形でぜひお願いしたいと思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） ご意見ありがとうございます。まず、事業者から報告書が提出されます。ただ、町として事業者から言うことだけをうのみにするつもりはございませんで、今回もありませんけれども、地域の皆様あるいは行政区長からなどもご意見は伺っていきたくないと思っております。もし事業者からの報告と住民の皆様との認識に大きな差があるような場合は、事業者に対して

は改めるようにいいですか、なかなかこうしなさいよと強く言えない部分があるのは確かなのですけれども、なるべく地域に寄り添って可能な限り事業計画に反映していただきたいというようなことを申し伝えたいと思ってございます。住民の皆様の思いが置き去りにされないようにと町も進めてまいります。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。町でも今のガイドラインの中身でどこまで言えるのかというようなところも私も理解はしておりますので、ただやはり住民と事業者の間で理解がないまま工事施工ということになりかねないので、そこはぜひ町もワンクッションお願いしたいと思います。

あと、(3)のガイドラインにつきましては、出力10キロワット以上で設置者の事業者等と併設されておらず、自家用消費を目的としないものとうたっております。調べたところ、出力10キロワットの太陽光設備の面積は大体50から100㎡くらいなのです。野立の設置については、ほとんどの箇所がガイドラインの規制対象になってくると思いますので、また説明会を開催していない事業者もあるということで質問したのですが、説明会をぜひ開くようにそういった指導もお願いしたいと思いますが、この辺はどうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） ご意見ありがとうございます。まず、極端な話になってしまいますけれども、例えば対象となるのが1件だけだったら、わざわざ説明会を開催するというよりは戸別に訪問して、あるいは事前周知措置を丁寧にやるといったことが必要なのかなと思ってございます。なので、町長答弁でもありましたとおり、説明会の開催だけではなくて効果的な事前周知をしなさいと町のガイドラインも、資源エネルギー庁のガイドラインもそのようになってございますので、そのように努めていきたいと思ってございます。説明会に限らず、丁寧に、個別でも丁寧に説明するよう促してまいります。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 今回説明会に出席された近隣住民の方から、この場所以外に計画がありまして、すぐ近くのところにあるみたいなのですが、そこからは集めて住民説明会を開催するのではなくて、戸別訪問だったり、あとは書面での説明というのですか、あとは書面で意見があったらここに送ってくださいみたいな様式で見させてもらったのですが、その方はやはり周りの住民の方いらっしゃるということで、事業者に直接住民説明会開いてくれないかというような要望書を出したみたいです。ただ、返答が全然1か月ぐらいたっても来ていないということで、そういった場合も町から説明会開いてもらえるように指導するというか、そういったものもお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えいたします。

町のガイドラインでございますけれども、基本的には説明会を開催しなさいとなってございまして、説明会を開催しなくてもいいというときは、その場合については町長がそう判断したときは説明会をしなくてもいいというガイドラインでの書きぶりになってございます。今のケースでありますと、地域住民が求めておりますので、その場合は説明会を開催するよう町として指導というか、要請をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。町からもそういった指導をしていただけたということで、恐らく個人の意見ではなかなか事業者も動かないという場合もあると思っておりますので、その指導をしっかりとお願いしたいと思っております。

あと（4）の質問に移らせていただきます。モニター等ないので、印刷してきたのですけれども、これ新夜ノ森地区の系統用の発電施設ということで、こういった設備が今ちょうど新夜ノ森の国道の近くに建設されてあるといった状況です。私もこういったものなのかなと思って、近くまで行って見てきたのですけれども、設備は大体基礎から上に蓄電池と、あとパワーコンディショナーはついていまして、あとケーブルにつきましては、系統ですので、電線に恐らく引き込むような感じになると思うのですが、そちらの工事はまだ1週間ぐらい前に行ったときにはやっていなく、まだ通電はしていないというような状況だったので、こちら系統用の蓄電所なので、あんまりここ一、二年前までは見られなかった設備で、これにつきましては今太陽光発電がいっぱいできているということで、系統のバランスだとかそういったもので、日中つくった電気をためておいて、夜間に電柱に乗せるといったような設備になっていると思っておりますけれども、こちらは今経済産業省としても電力系統のバランスとか電力の有効活用ということで設置を推進しているところではあるのですが、しかしながら住宅地近隣に対してはやはり蓄電所は住民の安全と健康に対する不安があるということなので、今後増えてくるのではないかというような懸念も私持っているのですけれども、そこで町に対して事業者から系統蓄電所の設置計画の情報や申請について、今の状況で上がってきていますでしょうか。また、住民からの問合せ、そういったものはあるかどうかお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えいたします。

町としての把握状況というご質問と捉えました。今ほど写真というか、見せてもらったことについては把握しております。もう一点、地元の行政区長から同じ事業者と思われるところがもう一件、新夜ノ森地区で計画しているようだよという情報をいただいております。以上2件を把握しております。

す。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。ここ1年もたたないうちに、こういった蓄電所がどんどん建っていくということで、やはり土地の利用の面でもそういったところに進出してきているのかなと思うのですが、やはり住宅地内、そういったところにこういうのが建ってしまうと、本当に周りに家は建てられないと、住めないといった状況にもなってくるのかなと思います。私もいろいろ調べてみたのですが、系統の蓄電所に関して、低周波の騒音と振動が大きいと聞いています。大きいものになると80から100デシベルぐらいまでなる設備もあるみたいですので、騒音に係る環境基準の場合、住宅地の場合は、昼間は55デシベル以下、あと夜間については45デシベル以下となっていますので、かなり高い値であることは分かります。やはり防音壁だとか、そういったもので音を遮断するといったようなことはするのでしょうかけれども、やはりそこ近くは住宅には適さないというような状況になってくると思いますので、私も危惧しているところなのですけれども、こういった問題が出てからでは遅いと思いますので、今の町で考えている、今後系統蓄電所につきましての考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） 今ほど議員からご指摘のありました騒音を中心として、安全面も含めて、いろんなことを町としても懸念といたしますが、危惧しているところでございます。そんな中で、今太陽光のガイドラインは策定しておりますので、例えばですけれども、町独自のルールづくりとして、今できているガイドラインに蓄電の関係のものも組み込めるか、あるいは蓄電が比較的新しい設備形態であることも踏まえて、別なものでガイドライン、別な蓄電用のガイドラインをつくるかといったことについて、町長答弁でもありましたとおり、既にやっているところなどのものも参考にしながら、研究を深めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。今課長答弁でありましたとおり、こちらガイドラインなのか条例なのか分かりませんが、検討しているということで、ガイドラインができていない今、例えばそこに系統用の蓄電所ができますよというのは町では把握できるものなのでしょうか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） ご指摘のとおり、蓄電用のガイドラインというものが無いので、全部を把握できるかといいますと、そこはなかなか難しいところがございます。一方で、事業者側の方からこんなことを考えているのだ、富岡町は太陽光のガイドラインはあるけれども、蓄電のガイドラインはないよねみたいなお声が届くので、そのときには太陽光のガイドラインを最大限準用して、こんな

ことを例えば説明会とかやってくださいというようなご案内をしているところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 町に上がってくればそういった対応もできるのかなと思いますが、今のところ申請が上がってくるわけではないので、例えば系統用蓄電池って消防法にも関わっていて、例えば火災があったときに延焼しないような対策であるとか、恐らく消防署に届出が必要になってくるのかなと思いますけれども、消防署とそういう申請が上がってきたり、計画があった場合は、町に情報とか、どういった設備ができるのかなんていうのも連携して取り組む必要があるかなと思うのですが、その辺のことはできないでしょうか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） ご指摘のとおり、蓄電設備に関する法令ルールの中で、消防法に基づく安全基準というものが定められております。これは、例えばですけれども、火災を早期に発見する自動火災報知設備をつけることとか、そういったものがルール化されてございますので、こちらはあまり詳しくなくて申し訳ございませんけれども、消防署への届出が必要なのではないかと思っておりますので、そういった届出があった場合には、町にも連絡を下さいよというところは連携を図っていきなしたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。そういったことで町に情報が上がってくるように、その辺は消防署にも言って連携取りながら、ぜひお願いしたいと思います。

あと、5点目の質問に移りますが、今富岡町としてはガイドラインが昨年度制定されて、中身を見て確認したのですけれども、近隣の町村では条例という形で制定している町もあります、檜葉町であったり、双葉町であったり。あとは、全国でも各市町村で条例制定している町もあるのですけれども、確かに私も見て、富岡町のガイドラインと条例がどこが違うのだって言ったら、そんなに違っていないのです。ただ、1つ違う点があったのが、条例上の義務違反の事実があったときは、当該事業所の氏名、住所、勧告の内容及び規則で定める事項を公表するといった、そういった悪質な事業者というか、そういう形で対応するというようなところもございます。そういったことも含めて、何か今の法令ではなかなか規制できないところを何とか規制するようにということでやはり条例化をするべきだと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えを申し上げます。

今ほどご指摘のありましたとおり、ほかの自治体、近隣自治体を含めて条例化が進んでいることは十分認識してございます。富岡町としても、条例制定に後ろ向きというわけではございませんけれど

も、憲法に定めております個人の財産権、あるいは事業者の経済活動の自由といった兼ね合いから、法的な限界があるというところをご理解いただきたいなと思ってございます。町としては、単に禁止するというだけではなく、万が一事業者が違反した場合に、今ほどご指摘のあった公表も含めて、勧告あるいは国への通報といった措置が法的に確実にできる、違法ではないというところをちゃんと整えて、実効性のある条例でなければ意味がないのではないかと考えているところもでございます。なので、顧問弁護士など専門家の意見も踏まえながら、町にとって最も有効的なもの、効果的なものの仕組みづくりを考えていきたいなと思って、制度設計をしていきたいと思ってございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 最後に系統蓄電所のことに関しまして、私もいろいろと調べてみたのですが、静岡県浜松市において蓄電所設備に関するガイドラインというのができて施行されています。こちらは、令和7年の12月に制定されたので、つい最近なのですが、制定した背景には、太陽光発電をはじめとする再エネの発電施設導入が急速に進み、蓄電池設備の設置検討、あと申込みが増加している状況であると、あと今後も増加することが予想されて、リチウムイオン電池の発火であったり、あとパワーコンディショナーの騒音など地域住民から不安の声が上がっているという内容で、このガイドも制定されたみたいですが、やはり特に夜の森地区、先人から長い間受け継がれてきた桜の名所でありまして、あと夜の森公園についても整備されまして、あと今後新たにつつみ公園については、先ほど町長からもあったとおり、フラワーパークの構想などありまして、自然と景観、こちらを重視していかなければならない地域であると思います。あと、太陽光発電と系統蓄電所を町としてもしっかりとそういった造るなということではなくて、場所をやはり選定することが事業者としても大事だと思いますので、そういった規制をかけて、また国、県に対しても町の状況、今の状況を、移住、定住促進を唱えている町として状況を伝えるとともに、法整備についても視野に入れた要望をしていただきたいと思いますが、最後にこの件については町長から答弁をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。お願いします。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） 町長答弁の前に私からも、一つ町としての考えといいますが、少しだけ補足をさせていただきたいと思います。

まず、これまで再質問の中で議員からたくさんいろんなご提案だったり、思いを頂戴いたしました。まずは町として、しっかりとそこを受け止めて進めてまいりたいと考えてございます。やはり特に住宅地付近で太陽光のパネルが乱立して、こういった生活環境が悪くなってしまうということは、そういった危機感は私どもとしても、執行部としても、議会の皆様方と考えは共有しているところは多いのかなと思ってございます。一方、町の今後の対応、規制一辺倒でいくと、どうしても憲法であった

り、各種の法律とか規制を超えていくということはなかなか困難であるという事実もございまして、その辺りは全国の自治体も同じような悩みを抱えているのかなと思っています。ハードルもやはり高く、町としても正直打てる手がなかなか少なく、実際に苦慮しているというのが本音でございます。一方、今ほど議員から国に対しての要望という話もございまして、私ども原子力災害の被災自治体として、ほかの全国の自治体と異なるという部分は、やはり町民の多くの方々が町外に避難されている状況であると。実際の住民票の住所と実際に住んでいるところが異なると、そういった私ども原子力被災地特有の事情、それを、これは国によるエネルギー政策の結果生じてしまったというところは間違いのない事実であるというところなので、そういったところは逆に近隣の自治体とは同じ歩調を持ってお話をしていけるのではないかなと考えております。なので、今後、まずは浜通りの同じような状況の自治体と、また県としっかりと意見交換をしながら、国に私どもの実情をしっかりと訴えてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 今ほど副町長から答弁あったように、我々もあらゆる角度からいろんなことを検討しながら、できるだけ住みよい住環境を目指して進めてまいりたいと思っております。ただ、今副町長からあったように、法令上、これがどこまでできるかというのもまだ分かりません。それから、いろんな国に対してのお願いベースもあるとは思っていますが、要望できる限りのことはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 町長、副町長の答弁いただきましたけれども、今ほど浜通りの近隣自治体も同じような問題も抱えていると。やはり12市町村同じような問題というか、共有していると思ひますので、そういったところでぜひ国に法整備も含めてお願ひするというのも答弁いただきましたので、できることを我々としてもやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと最後に、住民の安心と安全、あと景観を確保した上で将来を見据えたこれらの開発につながっていくことをお願ひしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君の一般質問を以上で終わります。

10時55分まで休議いたします。

休 議 （午前10時42分）

再 開 （午前10時55分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

続いて、5番、渡辺正道君の登壇を許します。

5番、渡辺正道君。

〔 5 番（渡辺正道君）登壇 〕

○ 5 番（渡辺正道君） ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1 番、令和 7 年度意向調査について。（ 1 ） 令和 7 年度意向調査を含む一連の調査結果を、富岡町の将来を考える上で、どのように総括しているのか伺いたい。

（ 2 ） 意向調査では、住民票を富岡町に残している方々の意向や課題は、ある程度把握できていると理解するが、既に住民票を町外に移した人たちについては、その判断理由や町との関係性に対する考え方が見えてきていない。そこで、今後、住民票を町外に移した元町民を対象とした、補完的な意向調査を実施すべきと考えるが町の考えを伺いたい。

2 番、高速道路体系について。（ 1 ） 昨年、復興大臣や自民党政務調査会長に対し、要望書を手交している。その中で高速道路体系に言及している一文があるが、その後どのような反応があり、町として今後どの機関とどのように連携し、どの程度のスピード感を持って本延伸に取り組んでいくのか伺いたい。

3 番、ソーラー発電に伴う蓄電所について。（ 1 ） ソーラー発電事業に伴い設置される蓄電施設について、住宅地内での建設や計画が進む中、住環境や安全面への影響について十分な説明や合意形成がなされているとは言い難い。町として、立地規制や住民説明、災害時対応などについてどのような基準や方針を持っているのか、住民の安全と安心を確保する観点から蓄電施設の住宅地立地に関するガイドラインの策定や必要に応じた条例による対応を検討すべきと考えるが、町の認識と今後の対応方針を伺う。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（堀本典明君） 5 番、渡辺正道君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔 町長（山本育男君）登壇 〕

○町長（山本育男君） 5 番、渡辺正道議員の一般質問にお答えいたします。

1、令和 7 年度意向調査について。（ 1 ） 令和 7 年度意向調査を含む一連の調査結果を、富岡町の将来を考える上で、どのように総括しているのか伺いたいについてお答えいたします。復興庁、福島県と合同で毎年実施している住民意向調査は、町民の皆様の生活実態と将来への意思をより正確に把握するとともに、町民の皆様の声を計画期間の 2 年目を迎える第三次富岡町災害復興計画に掲げた復興事業に反映するため、極めて重要な基礎調査と認識しております。今年度の調査結果を総括いたしますと、発災から長い年月が経過し、避難先である町外において生活基盤が形成されつつあることや、世代交代が進んだことが要因となり、町への帰還に関する町民の皆様の考えは、ふるさとへの強い思いと現実として営まなければならない日々の生活や生業とのいずれかを選択しなければならないことによる大変深い悩みのある結果であると重く受け止めております。町は、回答の選択肢にある将来的

な希望も含め戻りたいや、戻りたいが戻ることができないと考えている方々の思いが強くある一方で、戻らないと判断された方々の割合が高い水準で推移している事実としっかりと向き合わなければならないと認識しております。また、設問にある町内での今後の生活において必要だと感じていること及び帰還する場合に必要な施策として、商業施設の再開・充実が依然として高い水準にあるのは、買物や飲食、サービスといった日常の利便性や生活の彩りを町民の皆様が注視していることの表れであると捉えております。町といたしましては、こうした調査結果を受け止めつつ、住める町から住みよい町、さらには住み続けたい町として、帰還された皆様と新たに富岡町を選んでいただいた方々が共に創る共創の町づくりを進めるとともに、本町での暮らしに潤いを感じていただけるよう、第三次富岡町災害復興計画に基づく各種政策、施策に全力で取り組んでまいります。

次に、(2) 意向調査では、住民票を富岡町に残している方々の意向や課題は、ある程度把握できていると理解するが、既に住民票を町外に移した人たちについては、その判断理由や町との関係性に対する考え方が見えてきていない。そこで、今後、住民票を町外に移した元町民を対象とした、補完的な意向調査を実施すべきと考えるが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。複合災害の発生から、本日で15年となり、この間、生活再建の過程で、やむを得ず住民票を異動された方々がいることも承知しております。既に住民票上の転出を伴う方法で町外へ生活の拠点を移された方々がどのような理由でその判断に至ったのか、また今後本町とどのような関わりを望んでいるのかといったお考えを把握することは、町の復興施策や関係人口の創出、拡大を考える上で大変重要な視点であると捉えております。一方で、住民票を異動された時点で、町としてその後の転居先等を継続的に把握することは住民基本台帳制度上困難であり、転出された方々全員を対象とした網羅的な調査を実施することは現実的に難しい側面があることも事実です。町といたしましては、住民票の有無にかかわらず、本町に思いを寄せていただいている皆様は大切なパートナーと考えております。今後は既存の調査に加え、町公式ラインなどのSNS媒体を有効に活用するなど、町外へ転出された方を含む様々な方々が回答できるアンケート手法の導入を検討するなど、町に関わる皆様方の声を本町復興に向けた町づくりに反映させる仕組みづくりに努めてまいります。

次に、2、高速道路体系について。(1) 昨年、復興大臣や自民党政務調査会長に対し、要望書を手交している。その中で高速道路体系に言及している一文があるが、その後どのような反応があり、町として今後どの機関とどのように連携し、どの程度のスピード感を持って本延伸に取り組んでいくのか伺いたいについてお答えいたします。国の予算編成や政策決定に大きく関わる大臣をはじめとする要人に対し、私から被災地の声と現場の切実な実情を直接訴え続けることは、本町の要望を国の施策へ確実に反映させるために極めて重要であると考えております。本町の将来の発展においては、広域的な道路ネットワークの強化が欠かせないとの考えの下、緊急時の命を守る道としてばかりではなく、観光や物流など当地方の復興に大きく寄与する点を鑑み、あぶくま高原道路の滝根インターチェンジから常磐自動車道の常磐富岡インターチェンジまでの延伸を検討することを要望書に明記したも

のであります。要人との面談時間は極めて限られていることから、最優先事項である特定帰還居住区域制度外の方針明示や復興財源の確保と柔軟な運用に時間を割かざるを得ず、高速道路体系に関する要望についての詳細な説明には至りませんでした。このため、この点に関する先方からの具体的な回答はありませんでしたが、要望書全体を通して本町の抱える課題や将来像については深くご理解をいただき、しっかりと受け止めていただいたものと認識しております。今回要望書に明記した道路は、令和3年6月に福島県が策定した福島県新広域道路交通計画の広域道路ネットワーク路線において、高規格道路としての役割が期待されているものの、起終点が決まっていないなど、個別路線の調査に着手している段階にない、いわゆる構想路線に位置づけられております。本県の実施には広域的な視点が不可欠ですので、本町単独の要望にとどまらず、福島県町村会や双葉地方町村会などの関係機関が一体となって取り組んでいく必要があると認識しております。町といたしましては、構想段階となっている現状を具体的な調査、整備が行われる計画へと引き上げることが当面取り組むべき課題であると考えておりますので、県や関係機関と緊密に連携し、広域的な視点からもその必要性を引き続き国へ働きかけてまいります。

次に、3、ソーラー発電に伴う蓄電所について。(1) ソーラー発電事業に伴い設置される蓄電施設について、住宅地内での建設や計画が進む中、住環境や安全面への影響について十分な説明や合意形成がなされているとは言い難い。町として、立地規制や住民説明、災害時対応などについてどのような基準や方針を持っているのか。住民の安全と安心を確保する観点から蓄電施設の住宅地立地に関するガイドラインの策定や必要に応じた条例による対応を検討すべきと考えるが、町の認識と今後の対応方針を伺うについてお答えいたします。再生可能エネルギーの導入拡大に伴う蓄電設備の設置が住宅地の近隣に計画されていることにより、地域住民の皆様が住環境の維持や安全性の確保に対して、不安を抱かれていることにつきましては町として承知しております。再生可能エネルギーの導入は、国全体で推進されているものではありませんが、地域住民の皆様の平穏な生活や安全を脅かすものであってはならず、地域との調和が図られていることが大前提であると考えております。町はこれまで、蓄電設備の設置を計画する事業者に対し、行政区長をはじめとした地域住民の皆様への丁寧な説明や災害や緊急事態が発生した場合の、連絡体制の構築について、任意での協力を要請してまいりましたが、町内における蓄電設備に関する明確な基準が整っていない点があることを改めて認識しております。これらのことから、議員ご指摘の蓄電設備の立地に関するガイドラインの策定や条例の制定は、町民の皆様が住環境を守るという観点から重要な考え方の一つであると考えております。一方で、蓄電設備につきましては、ここ数年で普及し始めた新たな設備形態であるため、現行のガイドラインの対象に含めることができるかなど、制度設計に向けた精査が必要であります。町といたしましては、防災、環境、町づくりなど多岐にわたる観点が必要となることから、住民の皆様が安全、安心の確保や環境との調和について、庁内各課にて横断的に協議するとともに、県や近隣自治体とも緊密に連携しながら、町民の皆様が快適な住環境が守られる実効性のある対策を検討してまいりますので、議員

のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 答弁ありがとうございました。

まず、1番の(1)について再質問させていただきますが、意向調査の結果から読み取れることは、今の富岡町に置き換えた場合、非常に厳しい結果だなと私個人では受け止めております。改めてお聞きしますが、意向調査が示している現実、つまり戻らないと決めている層、この層は約5割で長期的に高止まりしており、判断未定であったり戻りたいが戻れない層、これは年々減少しています。町民の意向は流動的ではなくて、ある程度固定化しているという認識です、私は。よって、帰還希望者は限定的で、現在の帰還促進政策の限界というものを感じざるを得ません。町としては、これに関してどのような認識か、改めて伺います。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） ご質問ありがとうございます。毎年の調査において、回収率4割ぐらいではございますけれども、その方々につきましては富岡町への関心は持っていただいているものとありがたく受け止めているところでございます。その中で帰還しないと決めているという回答が、毎年5割を超えているという最大の要因でございます。こちらは、やはり議員も当然ながらご承知のことと思えますけれども、震災から15年経過しました。このことによって、避難先、町外での生活基盤が形成されたことが最大の要因だろうと分析してございます。また、自由記述欄などを見ても、避難先での持家の取得、それからお子さんとかお孫さんとかの教育、あるいは親御さんの福祉、介護といったところがあって、戻りたくても戻れないのだという自由記載があります。町としては、今議員のお言葉を借りますと、帰還施策の限界があるのではないかとのご助言がありましたけれども、これまで以上に帰還と移住、帰還ばかりでなくて移住も促進の施策を続けまして、居住人口を増やしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 私も意向調査で特に傾向が高まっていると議員ご指摘あったとおり、必ず商業関係の再開、拡充という部分がありますので、私からも答弁させていただきたいと思えます。

商業施設の再開、充実についてでございますが、この住民意向調査に限らず、各大学や個別な復興庁の調査はしていると情報を聞き及んでおりまして、先般、直近で双葉町、それから大熊町、富岡町における買物環境、買物に限定したアンケート調査を実施したという報告を受けさせていただきました。その結果でございますが、具体的に申し上げますと、年齢層が大体60代から70代の方々が回答しているということではありますが、買物する環境は片道10分から20分程度、この距離に店がないといけないという部分、それから傾向としては大熊町、双葉町はさておいて、当町においてはファッション、

それから医療、雑貨、こちらも購入したいのだという意見が高まっております。そして、ネット販売や買物代行など使う考え方ありますかという質問に対しては、半数以上が自分の目で購入したいとご意見いただいております。これは当たり前の結果だと私は捉えておるのですが、総じてこのアンケート調査を実施した総まとめとして挙げられているのが、今ほど議員からご指摘受けました帰還促進計画に限界がという部分に携わることでありますけれども、生活必需品、食料品や日用品、これはもちろんのこと、ファッション等の雑貨等も含めて、町内で入手できる環境の維持整備が帰還の動機づけになるのではないかととなっております。これらも踏まえまして、今回令和8年度の当初予算を計上させていただきますいておりますが、町長等から今までやっている事業再開、操業展開支援の補助金等々やっておりますが、もうちょっと町として攻めていかなければ、きちんとした買物環境は整わないのではないのかという指導を受けておりますので、この点をまた肝に銘じながら、これからも取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。商業施設や産業振興課長の答弁までは予定していませんでしたが、詳しい答弁ありがとうございます。

（1）に限って、改めてもう一度違う形で質問させていただきます。町民意向調査は、町として、今企画課長からも答弁ありましたが、移住人口にも力を入れつつ、関係人口をそれぞれ増やしていくというようなお話でしたが、実数で過去の全協か何かであったと思いますが、5,000名、従前の震災前の町民、帰還町民2,000名、移住者3,000名だったかな、その辺のお話があったと思いますが、帰還していただく町民、移住していただく町民、関係人口を含めて、町の将来像としてどのように描いているのか、その実数を含めてもう一度詳しく答弁していただけますか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えを申し上げます。

第三次災害復興計画、今年度からスタートしてございます。こちらにおいて、10年後の居住人口を5,000人を目指しております。実数という意味で言いますと、今ほど議員からもお話がありましたけれども、帰還者2,000、移住者3,000という内訳になってございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。人口、10年後の5,000人、それに向けていろいろな施策を展開していくことに関しては私は異論はないのですが、なるべく早くこの目標が達成できればいいなと心より思っています。

そこで、（2）に移ります。執行部側がこの質問書を受け取ったときに、何卒拍子もないことを言っているのだらうかと、行政的には住民票を移転すれば、私たちの所管外というか、手を離れるわけ

だから、それを調べろというのは、そもそも無理ではないか、何を考えているのかな、やつはと思っていた方ももしかするといえるかもしれません。そこで、改めて、なぜ町外に住民票を移した方が町民、元町民に対して補完的な調査が必要かということをもう一度申し上げさせていただければ、町民意向調査では住民票を富岡町に残している方々の意向や課題はある程度把握されている。一方、決断が行動として完結している最も強い意思表示と言える既に住民票を町外に移した方々については、その判断理由や町との関係性に対する考え方が必ずしも見えてきていないと私は思います。感情や不安、希望が混在し、事情次第では変わり得る可能性を秘めている町民意向調査の項目にある、戻らないと決めている層、可能性を秘めている戻らないと決めている層とは質が異なります。町の将来を見据えたときに、人口政策としてこういう住民票を異動した方々の意向を精査することは、第三次復興計画にも直結し、さらなるその復興計画の肉づけ、補完的な意味もあると思うのです。改めてお伺いしますが、いわゆる埋もれてしまった声、これを拾い上げるべきと私は考えますが、改めて答弁をお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えいたします。

まず、今の意向調査のやり方について先に申し上げさせていただきます。実のところ、現在の意向調査におきましても、窓口に出張届を出された方がいらっしゃるときに、広報紙も継続して希望されますかということをお聞きします。そのときに広報紙も継続して送ってほしいのだという方については、意向調査もしているということをお願いしたいと思います。それでは十分足りていないだろうということのご指摘だと受け止めてございます。その一方で、先ほど町長答弁でも申し上げましたが、住民票を町外に移されると、そこまでは追えますが、その次、その次どこかに行ってしまった場合はそれ以上はなかなか追えない壁とございますが、そういった支障があることはご理解いただけていると思います。なので、町としましては今までのやり方にこだわらずに、例えばウェブであったり、メール機能を活用したり、ラインであったり、そういったものを使いながら広く意見を募っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） 私からも今の企画課長の答弁に合わせて、少し補足を申し上げたいと思います。

まず、(1)のご質問にも関わりますけれども、帰還意向調査は、この調査自体が毎年行うということで、町民の皆様にとっては富岡町に帰りたいのに帰れないと、調査自体が心をえぐるようなものであるかもしれないと思っております。まずは毎年回答いただいている皆様、町民の皆様にご感謝を申し上げますというところがまず町として申し上げないといけないことかなと思っております。戻らない方の考えといたしましては、やはり元あった暮らし再現できるなら戻りたいですけれども、な

かなか15年たった中で、様々な状況が生じて、現実的には戻れないというところが本音なのだろうなというところを受け止めているところでございます。

それで、今ほど議員からのお話もございましたけれども、そういった町外に転出された方、町は震災を経て、町内に居住している方、また町外に避難されている方と、非常に様々な人の人口のありようになっております。町外に転出された方という方は、いろいろな思いを持ち転出されたというところでございますが、今ほど申し上げた全ての方々が町にとっては非常に町を今後も支えていただける存在なのかなと思っております。

今企画課長から広報紙の送付を望んでいる人については、転出をされてからも改めて町の広報紙等の送付をするとお話がありましたけれども、そういった方はやはり町のことを思いながら、やむなく転出された方だったろうなと思っております。なので、その方々、住所を把握してございますので、何かしらの接触できなくはないかなと思っております。今後、そういったまずは転出された方々の意向、それに反しないということを大前提としながら、調査の間口を広げるなどとして、町に関心を持ち続けていただく人の意見をしっかりと捉えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。この質問を提出してから、私もどういった形で、ある程度、執行部、町としても町外へ移した方々の意向を調査することもやぶさかではないというように取っておりますが、一昨日だったかな、たまたま地方紙に原発避難者特例法に基づく特定住所移転者に関する記事が掲載されておりました。この記事を見ると、いわゆる先ほど企画課長の答弁にもあったとおり、この記事の人口を言わせてもらえれば、2012年の4月においては本町は1,297名、2025年の4月の登録者数は4,817名とあります。いわゆるこういう登録されている方が広報紙の発送を希望している。今後も希望したり、住民票は移しましたが、富岡町との関係を続けていきたいというような考えを持っている方々だと思います。まず、そんなに難しいことはないとは思っているので、確かに移転先からさらに移転して住所を転出してしまえば、そこまで追うのはなかなか厳しいかと思いますが、昨年の4月現在4,800名以上の方々が登録されているわけですから、一方通行の発信でなくて、情報誌を送る上に、意向調査とは関係なく、転出した時期であるとか、ある程度は想像はできますが、実際生の声を聞くべきだと思います。子供の教育、介護、親の介護、経済的状況、いろいろあると思いますが、そういう人たちに被災者支援といいますか、人口政策という観点から、やはりそういう細部にわたって調査をすべきと考えますが、簡潔に、再度確認しますが、住民票を異動した町民の方々に対する調査に関して、町としてはさらにプラスアルファの調査をする考えがあるのかないのか、もう一度答弁ください。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えをいたします。

転出された方がどういったことで転出をされたのか、もしかしたら転出したほうがメリットがあるなんていうことも考えられます。そういったことで、意向を聞くことというのは非常に大事なことだろうと町としても認識してございます。一方で、住民基本台帳という制度の中でしか動けないということもございますので、そのところは十分にしっかりと検討、精査をしなければならないと思っています。意見を踏まえて、検討させてください。よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。本当にくだいようですが、とにかくいつ住民票を異動したか、またそのタイミングの富岡町の状況と突き合わせると、こういう事情だったのだな、こういう意味でこの時点で富岡町と町民との関係をつまびらかにすることによって、復興状況の進捗であったり、不足、足りない部分、こういう事情だったのだな、改めて認識することができると思いますので、よろしく願いいたします。

それで、2番、高速道路体系について伺います。まず、ある程度要望して、その要望に対して明確な答えが返ってくるとは私も思っていません。ただ、この質問を出したのは、タイミングの問題なのですが、滝根インターチェンジから富岡インターまでの高速道路と高規格道路の延伸の要望のタイミングなのですが、現在、県道36号線小野富岡線は、川内村境とか五枚沢のトンネル工事とか間もなく竣工して、かなり整備が進んできている状況にあると思います。また、福島復興再生道路として、重点路線として国道288号線はかなり大熊町からトンネルも整備されていますし、今現在、今月の末あたりには船引バイパスも竣工、開通するやに聞いておりますが、この復興道路が整備されている状況で、なぜ滝根インターから富岡インターまでの高規格道路という話が出てきたのか。先ほどの町長の苦しい答弁も理解しないわけではないのですが、また確認ですが、この道路、今ある小野富岡線を拡幅して、高規格道路に格上げしてほしいという意味なのか、それとも別路線を検討して高速道路を計画してほしいという意味だったのか、その辺もう一度答弁お願いします。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えいたします。

今ほど議員からご指摘、ご発言がありました小野富岡線、あるいは国道288号、こちらの整備が着実に進捗してきております。中通り方面とのアクセスが格段によくなってきておりまして、町としても心強く、国や県に感謝を申し上げたいと思っています。その上で、今回要望書にあぶくま高原道路滝根インターチェンジから常磐富岡インターまでといったことを書かせていただきました。こちらは、既存の一般道路とは異なる高速道路ならではの重要な役割があると考えたためでございます。理由として2点ほど申し上げさせていただきます。1点目は、命を守る道路としての強靱なネットワークの構築でございます。近年、全国的に自然災害が多くなってきてございます。そんな中では、高規格道路、高速道路の役割というのは非常に大きいと思っています。複数のアクセスルートを確保する代替性の観点からも、より災害に強い高規格道路の接続は重要であると考えたものでございま

す。2点目は、広域的な観光、あるいは物流の観点でございます。復興は着実に進んできてございませうけれども、中通りや会津方面、さらには首都圏との結びつきを高めることによって企業誘致、あるいは物流の効率化など、復興を力強く後押しするものと考えて要望しているものでございます。

なぜ今なのかというご指摘がございました。道路の構想から調査、計画、そして供用の開始までにはとても長い年月を要すことはご理解のとおりでございます。これから持続可能な町づくりを進めていく上で、今だからこそ要望したというところが実情でございますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 道路整備は、技術論や制度論だけでなく、やっぱり政治判断であるとか、タイミングというものが非常に大きく影響するものだと思います。課長から今答弁ありましたが、高規格道路、福島県内浜通り、中通りを東と西を結ぶ高規格道路を計画されることは、私は基本的に賛成ですので、よろしく願いしますと言っておきます。

それと、だったらと思ったことがあります。常磐自動車道の広野町までの片側2車線は拡幅は進んでおりますが、広野インターから以北の常盤自動車道に関しては片側1車線の現状ですから、併せてこの辺の複線化といいますか、拡幅も今後機会を捉えてぜひとも要望すべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後のソーラー発電に伴う蓄電所についてなのですが、前段で4番議員からも熱いやり取りがされたところですが、私は補足といいますか、私なりの見解で質問をさせていただきます。まず、事業用蓄電所というものは、建築基準法上、電気事業法上、都市計画法上、建物ですか、工作物ですか、この辺の答弁をお願いします。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えいたします。

基本的には工作物という取扱いになりますが、大型のコンテナのものについては、複数ある場合は建築基準法の対象となる旨を確認してございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 確認できましたが、今の企画課長の答弁の中で、大型のコンテナということが言われています。正直恐らく前にいる皆さんは精通していて全てにおいて分かっていると思いますが、この蓄電所の規格を話す場合、10メガワットという基準があります。10メガワットを超えたものは、かなり法的に厳しい規制といいますか、制約が課せられると思うのですが、10メガワット以下、これを分かりやすく言えば、先ほど写真でも4番議員が説明したように、20フィートのコンテナ、貨車のコンテナのようなものをイメージしていただければいいのですが、それを3個から4個設置した

場合は、この10メガワットと言われる事業規模に当たらず、小規模であったり中規模の事業用蓄電所というくくりになります。これらに関しては、先ほどの答弁と似たようなものになりますが、工作物ですか、建築物ですか。もう一度答弁をお願いします。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） すみません。勉強不足で大変申し訳ございませんでした。国土交通省から出されている通知を今手元に置いてございまして、そこには具体的な数字が書かれていなくて、明確にお答えできずに申し訳ございません。基本的には工作物だが、複数積み重ねる場合にあっては建築物に該当するものとして取り扱うこととすると規定されてございます。中身については、改めてしっかりと確認いたします。申し訳ございません。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 私もある程度あちこち参考資料を見ていて、見た上での質問となっておりますが、正直申し上げますと、結局今言った10メガワットに満たない蓄電所というのは、工作物にも建築物にも該当しない、またはそれどちらかに該当すると仮定したとしても、各自治体で法整備といいますが、きちっと分けというか、整備されていないのが現状のようです。さらに分かりやすく言えば、少なくとも10メガワット以上の設備を備えた蓄電所を造る場合は、約300坪、1,000㎡以上の土地が必要となりますので、大きい10メガワット以上の蓄電事業者に関しては、3つの法規制がかかるといいますか、クリアしなければならないハードルだと思います。私が心配しているのは、それ以下の蓄電事業者のことで、ぜひとも企画課長、今後この辺よく精査して、他自治体の動向ももう一度、間違いのないのは国の国交省や経産省の電力チームとかのホームページにいろいろ載っているみたいですが、その辺をもう一度精査してください。その中で、同じような質問の繰り返しになりますが、低周波であるとか騒音、電磁波、健康被害、あとは火災発生などいろいろな観点からも検討していただかないと、富岡町の現状を考えると遅きに失するという感じになりかねませんので、その辺はぜひとももう一度詳しく整理していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答え申し上げます。

蓄電池の設備、大型蓄電所に関する法令ルールでございまして、まず、電気事業法に基づく保安規定というものがございまして、ご存じのことかもしれませんが、申し上げます。専門の資格を持った責任者、電気主任技術者を置いて、いつ、どこを、どのように点検するのか、そういったものをチェックしなさいよというものが主にうたわれてございまして、それから、先ほど申し上げました消防法に基づく安全基準につきましては、火災を早期に発見する自動火災報知機の設置などが組み込まれてございまして、さらには、騒音規制法の中では、主に機器を冷やすための冷却ファンから発生する音の大きさの規制などが盛り込まれてございまして、こういったことが細かく盛り込まれているところでございまして、これに加えて、環境省のガイドラインにおいては、法律の基準だけでは防ぎ切れない生活

環境への悪影響を未然に防ぐための国が示す指針というものが示されてございます。少しだけ具体的に申し上げますと、以下の点になります。住民との丁寧なコミュニケーションを通して計画の初期段階からしっかりと丁寧に説明しなさいよといったことであったり、ご発言のありました低周波についても、事前に予測して防音対策を講じなさいといったものが環境省のガイドラインには定められておりますので、こういったことをしっかり遵守するよう、改めて強く促してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。

質問を変えます。先ほど、どうしても4番議員と重複した質問なので同じように聞くことになってますが、新夜ノ森、スクリーニング上の北側には既に工作物が建っている。あともう一か所、新夜ノ森という話だったのですが、恐らく夜の森南地区内に蓄電所の建設が予定されているみたいですが、その事実といたしますか、そういう計画を町としては確認していますか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） もう一点につきまして、先ほどの写真のほかのもう一件につきましては、地元の区長から情報をいただいております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。私が言いたいのは、まず今年度予算というか、定例会の中で上がってくる夜の森南地区は用途地域の変更によって第1種中高層住宅地域から第1種住居地域に変更されるわけですが、これは逆を言えば先ほどから言っている小規模な蓄電事業者にとってはハードルが下がったという理解を私はしています。一方、この町として用途地域の変更という、今回上がってきて決議されていないのですが、用途地域の変更を考えた目的といたしますか、それは何なののでしょうか。その辺の説明をお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

今回の用途地域の変更の主な目的でございますが、住居専用地域というものになってございますと、建物に非常に大きな制限がかかるというところでございます。町といたしましても、事務所など建てられるようにすることによって、町の土地の利用などを活性化させたいという思いで、このような案を出させてもらいました。都市計画審議会を1月の末にやらせてもらいまして、答申を受け、このような形で今進めているところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。そういう事情で用途変更に至ったということなので

すが、その中で事業用蓄電所を造ることがハードルが低くなって、事業用蓄電所の建設予定は把握していなかったのか、把握していても、土地の有効利用につながるから用途地域の変更に至ったのか、その辺もう一度。蓄電所事業者の建築を想定した上での用途変更なのか、していなかったのか、していない上での用途地域の変更なのか、もう一度答弁願います。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

用途地域の変更につきましては、3年ほど前から計画をしていたところでございます。そのときの状況からすると、特に今言われたような建築物といいますが、事業というものについてはそんなに多く発生していたものではございません。ですので、正直なところ申し上げますと、そこまでのことを把握して用途地域の変更というものに至ったものでございませぬ。町の土地の利活用についてできればということで考えたものが、そういった副作用があったのかなと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。これは、結局もう町長答弁になってしまうのかなと思いますが、確認したいのですが、夜の森地区は浪江町にF R E Iが誘致されて、その後、夜の森地区をどのように考えるかといったような機会は多々あったと思いますが、その際、夜の森地区は優良な住宅地域であるから、それを活用していきたいというようなお話があったと思います。その中で、こういう蓄電所が計画されていくということは、この整合性と町づくりのバランスをどのように取っていくのか、最終的に町長のお答えをいただきたいです。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 私も夜の森地区は、閑静な住宅街ということで今までもやってきましたし、これからもそうしていきたいと思っています。ただ、こういった工作物がどんどん乱立するようなことになるのは何とかしていきたいと思っております。我々がどこまでどういうふうにできるかというのはこれから精査していきたいと思っておりますが、できる限り優良な住宅街と、住宅地として残していきたいと考えております。

以上です。よろしく願います。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。できれば、あくまでもガイドラインは策定する、要綱なりいろいろな検討をされるでしょうが、もう目の前の問題としてあるわけですから、時間をかけることなく検討する。今後検討するではなくて、皆さんにはぜひとも奮闘していただきたいなということを切にお願いしておきます。

それで、この質問、今回の一般質問を終わるに当たり申し上げたいことが、意向調査の件に関しては人口構造の現実を直視していただきたい。高速道路体系に関しては、これは取りようによっては成

長戦略の具体工程だと思っています。事業用蓄電所に関しては、安全行政、町の町民を考えた安全行政の予防原則だと思っています。これらは別々の問題ではなくて、将来に責任を持てる町政かどうかということだと思っていますので、ぜひとも町長には強いリーダーシップを持って、これらの難題を解決していただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君の一般質問を以上で終わります。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時54分）

再 開 （午後 零時58分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

続いて、3番、平山勉君の登壇を許します。

3番、平山勉君。

〔3番（平山 勉君）登壇〕

○3番（平山 勉君） ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

昨年の6月に質問した件の続編となります。質問に移る前に、なぜこの提案に至ったのかをざっくりと説明させてください。まず、伝承、教訓について。子供や若い世代、新しく移住してきた方たちにとって、過去の災害は実感しにくいものとなっております。実際の災害地点の表示や慰霊の場所は、将来の避難行動に直結する重要な教育手段であり、そこで亡くなられた方の追悼の場所でもあります。町の中には多くの伝承、追悼、そして復興を祈念すべき場所が多くあるにもかかわらず、現状何も手をつけられていないということに危機感を覚え、将来のために今できることを模索、提案している、そういう状況でございます。これらは本来、震災後15年たっていますけれども、今頃はもう終わっていないわけにはいかない、そういう案件だと思っております。

では、一般質問に移ります。まず初めに1番、町の歴史、文化及び震災の教訓、伝承等を現地に残す取組について。（1）令和7年6月の定例会において提案した、町の歴史、文化及び震災の教訓、伝承等を現地に残す取組について、進捗を伺いたい。また、全庁的な検討をするため検討委員会を設置してはどうか。

2番、小安観音と毛萱観音について。（1）津波の被害を受けて半壊した子安観音と津波被害を免れた毛萱観音について、文化財としての観点と、震災、津波の伝承や教訓として保存、活用する考えはあるか。

（2）政教分離から建物そのものには手を出せないまでも、周囲の整備をして、歴史文化だけでなく、震災の伝承を伝える場所にしてはどうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君の一般質問について教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（武内雅之君）登壇〕

○教育長（武内雅之君） 3番、平山勉議員の一般質問についてお答えいたします。

1、町の歴史、文化及び震災の教訓、伝承等を現地に残す取組について。（1）令和7年6月の定例会において提案した、町の歴史、文化及び震災の教訓、伝承等を現地に残す取組について、進捗を伺いたい。また、全庁的な検討をするため検討委員会を設置してはどうかについてお答えいたします。昨年6月の定例議会においてお答えいたしましたとおり、町の歴史及び震災の教訓として、地震、津波の被害はもとより、現在進行形で続く原子力災害の状況を、次の世代、それ以降の世代へ伝えていくことは、町当局のみならず、今を生きる世代全員の責務であると捉えております。震災発生から15年が経過する中、過去の経験を風化させず、若者や震災発生以降に本町に転入された町民の方々に、記録、記憶を伝承していくため、令和8年度の当初予算に新たな事業として、記憶をたどるQR街歩き事業に関する必要経費を計上しております。本事業は、富岡駅前周辺に設置するQRコード看板を読み込むと、震災前の町並みや、地震、津波被害の状況を確認できるものであり、従来の案内板に比べ、より分かりやすく伝えることができる取組であると考えております。また、全庁的な取組として、検討委員会を設置することにつきましては、町的意思決定機関である復興推進会議において、庁内関係課を含む全ての所属から、横断的な意見をいただくこととし、さらにQR街歩き事業の実施範囲を広げるなど、多くの皆様に本町の歴史や文化、震災からの教訓をお伝えできるよう、引き続き取組を続けてまいります。

次に、2、子安観音と毛萱観音について。（1）津波の被害を受けて半壊した子安観音と津波被害を免れた毛萱観音について、文化財としての観点と、震災、津波の伝承や教訓として保存、活用する考えはあるかと、（2）政教分離から建物そのものには手を出せないまでも、周囲の整備をして、歴史文化だけでなく、震災の伝承を伝える場所にしてはどうかにつきましては、関連がありますので、一括で答弁させていただきます。東日本大震災の津波により半壊した子安観音堂と周辺の森林に守られ、津波被害を免れた毛萱観音堂は、古くから安産祈願などの信仰を集め、地域の人々の手で護られてきた文化財であり、震災からの教訓を伝承する場所であるとも認識しております。現在、取壊しとなった子安観音堂につきましては、震災後の様子を3Dデータで記録、保存しており、とみおかアーカイブ・ミュージアムで閲覧いただくことも可能であります。また、ご提案をいただきました2か所の観音堂の活用につきましては、さきにご説明いたしました富岡駅周辺エリアにて計画しております、記憶をたどるQR街歩き事業の実施箇所の一つとして整備を進めてまいります。観音堂周辺の整備につきましては、地元住民の皆様と意見交換を行いながら、震災学習の場としても活用が図れるよう検討を行ってまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） 返答ありがとうございます。

それでは、具体的なものに移っていきたいと思いますけれども、前回お聞きしたパトカーの打ち上がった場所について、何か進捗があれば教えてください。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） お答えいたします。

被災パトカー跡地につきましては、昨年6月の定例会で復興公園化とか、周辺の整備についてご提案をいただいたところであります。今回、6月の提案以降、管理者であります福島県に協議をさせていただいて、回答をいただいているところです。現在、被災パトカー跡地につきましては、防災林の中になっておりますので、福島県としましては、常時人が立ち入るような状況や、工作物を建てることは難しいというような回答をいただいています。ただし、震災が発生しました3月時点で、何か献花をしたり、そういった場所に活用することについてはぜひご相談をしていただきたいということで回答をいただいております。町としましては、現在、先ほどのQR街歩き事業ですが、あちらを周辺の例えば浜街道であったり、そういったところにQRの表示をして、そこから読み込むと被災パトカーの写真などが確認できるといったような、そういったことを考えているところであります。

以上です。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） 答弁ありがとうございます。管轄が相双農林事務所で間違いないですね。常時立ち入りできないという話なのですが、あそこ、今現状ほっておいたら誰でも立ち入りできてしまう状態になっていて、草ぼうぼうで何も手入れもされていないところが残念だということなのです。なのでプラス工作物、工作物と言っても例えば看板1つぐらいのイメージではあるのですが、世の中の災害危険区域にはそういう看板が立っている場所なんかたくさんあるし、東北を巡ればいろんなものが災害危険区域の中に立っていたりする。そういう例外というのではないのですが、自分諦めが悪いので、どうしてもあの場所にこだわりたいのです。パトカーが打ち上がって、あれを見て涙した人がたくさんいる。福島県警も、双葉警察署も、あの場所はやっぱり特別な場所なのです。そこで、何が何をどうすれば、あの場所を整備できるのかというのを、いや、どうして整備できないのかというところから突き詰めていってもらって、どうすればできるのかというところを検討、あるいは交渉していただけないかと。もし役場で交渉したくないというのであれば、自分出てもいいですし、自分出ても駄目と言われるのであれば、そこぜひとも町長に出てももらって、福島県相双農林事務所にぜひとも交渉していただけないかなと思っているところですが、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ありがとうございます。繰り返しにはなってしまいますが、現時点においては管理地内での事業についてはできませんというような回答をいただいております。先ほど災害危険区域において看板がたくさん立っているということをお話しいただきましたが、今回被災パトカーがあった場所につきましては、災害危険区域であるから事業ができないということではなく、あくまでも県の管理ということで、県の判断の下、現在回答をいただいているところであります。これまでも議員からいろいろの思いは聞いておりますので、引き続き町としては何かそういったことができないかについては県に協議をしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） 今ほどの議員のお話にも町長部局としても少し答弁させていただきたいと思っております。

まずは、本日いただいた議員の思いをしっかりと町として、町長部局としても受け止めてまいりたいと思っております。今ほどの中で、平山議員から自分が動いてもなんていう話もいただきましたけれども、そういった議員の活動について、私どもで何か止めたり意見するということはもちろんないので、非常に頼もしいお話をいただいたと思っております。町といたしましては、再三になりますが、まずは議員の思いをしっかりと受け止めて、県の意向、また考え、あとは何がハードルになっているのかといった、そういった規制の内容をしっかりと確認をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） 何がハードルになっているのかちゃんと確認していただいて、できると思っておりますので、何とかそこ交渉を今後もよろしく願いしたいと思っております。

次に行きます。富岡駅の跡地です。まず、皆さん、あの場所が伝承、追悼という面でも、防災の面でも、どれだけ価値があって、尊くて大切な場所かというのがどうも分かっていないような気がするもので、なぜこんなに自分がこの提案をしてから進まないのか、進展が遅いのかというところを教えてくださいたいと思います。よろしく願いします。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、旧富岡駅の跡地につきましては、昨年度、駐車場のラインが残っているという場所でご提案をいただいたところです。そちらの活用につきましては、これまで庁内で検討させていただきまして、先ほど教育長から答弁がありました。QR街歩き事業の設置箇所の一つとして現在検討しております。事業実施に向けて、1月にJR水戸支社に出向いて、この内容についてご説明をしたところであります。JR側としても、町の考えに賛同いただきまして、事業を実施するに当たっては協力をした

いということに回答いただいていますので、今後こういったものができるかはさらに検討して、議員にお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） ぜひともそのまま進めていただければと思います。1つ、元の駅があった駐車場のライン、あれはやっぱり残しておいてほしいというところを付け加えておきます。

次に、津波高表示板あるいは津波到達板、津波到達碑の類いについても提案しましたが、これどこら辺まで何がどう話進んでいるのか教えてください。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ありがとうございます。こちらにつきましても、昨年度、駅周辺の電柱に掲示されているものについては、標高高と避難先の誘導だけがあって、津波の高さが分からない、津波がどこまで来たか分からないということでご指摘をいただいたところでありました。その後の検討で、こちらと同じ回答で申し訳ないのですが、QR街歩き事業の中で、そちらも動画であったり、画像、そちらを使って、例えば津波到達地点の画像を見れるとか、そういったところを検討しております。こちらについても令和8年度事業において実施をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） ありがとうございます。QR街歩き事業をどんどん進めていただければと思いますけれども、ぱっともう例えば駅を降りたときに、津波はここまで来たのだから、QRだけではなくて、そういう分かりやすいのも必要だと思いますので、そういう面でも検討いただければと思います。

続いて、今パトカー、富岡駅跡、津波高聞きましたけれども、現状ある案内板、神社の前にある案内板とか。麓山神社の前を通ると、もう真っ白になって、ほとんど文字も読めないような看板ずっと残っていますけれども、あの辺のリニューアルの検討的なものはどうなっているのでしょうか。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） まず、現在町指定の文化財につきましては町内に10か所ということで、その1つが麓山神社のところが県指定ということになっております。麓山神社の道路沿いにあるものについては、見づらくなっている状況ですが、境内に全く同じものが1つついているということになります。あちらについてはどうするかはまだ検討しますが、まずは指定の10か所について、かなり木製で壊れている場所もありますので、そちらについては先ほどの事業とは別に、修繕工事で実施していきたいと考えております。清水地区と新田地区にある一里塚の看板については木製ですので、そちらが大変見づらいということになっておりますので、優先順位をつけて、修繕で対応していきたい

いと考えております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） ありがとうございます。なるべく早くリニューアルしていただければと思います。

あわせて、例えば前回も言いましたけれども、双葉郡役所であるとか、あるいは常磐炭鉱跡地とか、そういう新設についても提案しましたけれども、何か検討したことがありますでしょうか。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 旧郡役所であったり、いろいろと町の歴史的なところに看板をつけてはというような提案をいただいたところであります。そちらも昨年度からの検討の中で、QRコードの設置というのがまず庁内の中で検討されてきましたので、こちらで町内に広げていってはどうかというような意見になりました。看板を立ててしまうと、それで変更するのもなかなかお金がかかるものですので、QRコードですと、データベースの中で変更がかなり自由にできるということもありますので、QRコードが簡易な看板ということで、今併せて検討しております。こちらについても令和8年度スタートしてから、全町の取組について考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） QRだけではないですね。簡単な説明ぐらいはあるという理解でいいですか。よければ。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） そちらについて今検討中ではありますが、ただQRコードだけでは何も分からないというところがありますので、その場所の簡単な説明を入れたものを設置してQRを読むとまた違ったところの動画や画像が見れるといったようなことを想定しております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） まだどういう形になるか想像できないですけども、なるべくそういう場所を増やして行って、町全体を学びの場所にしたい、学びの町として。自分そう考えていますので、いろんな方の意見聞きながら、どういうところにあつたらいいのかとか、ぜひとも進めて行ってほしいと思います。

次に、子安観音と毛萱観音について、行きます。教育長の答弁でもう納得してしまいました。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。ただ、毛萱観音については、震災前に行政区から町に土地が譲渡されたということで、ただそのときに住民の方が管理するというで譲渡したらしいのですが、今既に住民の方いないので、管理する人がいない、草刈ったりするとか。そういう管理も含め

て、今後誰がやるのかというところも含めて検討する必要があるのではないかなと思いますが、どうでしょう。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ありがとうございます。現在、毛萱地区につきましては、先ほどの災害危険区域ということで、住宅を建てられない場所になっておりますので、住民の方お戻りいただけない状況にはなっております。底地については、以前町にということで、私も確認をしました。住民がいないということで管理ができないということですが、町内では町外に避難している方が多くいる行政区においても神社の再建をしている事例などもございますので、ここはしっかりと行政区の方とまずお話をし、今後どういったことをやっていけるのかというところを確認をしてから、一緒に学びの場としての整備を進めていければと考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） ぜひとも進めていただければと思います。毛萱地区は、それこそ災害危険区域で、もう人が住めない場所であるからこそ、なおさら何か残さなければいけないとは思っております。

あと総合的に、第二次富岡町災害復興計画の中で地図があるのですが、沿岸部に復興祈念ゾーンとなっております。復興祈念ゾーン、これ2015年です。第二次災害復興計画で復興祈念ゾーンと位置づけられ、読んでみます。「小浜、仏浜、毛萱、JR富岡駅の東側一帯を復興祈念ゾーンに位置づけ、地震、津波、原子力の複合災害の被災地として世界に向けて情報を発信します」、10年以上たってもまだできていないですね、これ。「町と町民が共に考えた復興祈念公園、毛萱から小浜の海岸線を震災から復興を祈念する拠点として整備します」となっています。これ全くできていない、10年たっても。さらに、先人の知恵から学ぶ。ここではっきり名前出ているのですけれども、子安観音、毛萱観音。「津波被災を受けながら流出を免れた子安観音と毛萱観音から得られる先人の知恵を紹介」、これ第二次災害復興計画ですから、2015年に町がつくったのです。こういう文言がありますが、やっぱり10年たっても何も進んでいない。あわせて、第三次復興計画にもやっぱりゾーン分けの地図があるわけです。第三次災害復興計画では、この復興祈念ゾーンが自然と芸術・観光共生ゾーンに変わっている。これは、復興祈念ゾーンはもう終わったという理解なのかな。理解で自然と芸術、共生に変化していったのかな。第二次と第三次復興計画ってつながっていないのですか、これ全く変わってしまったので。復興祈念ゾーンの整備が全くできていないのに、自然と共生になってしまった。この辺は誰に聞けばいいでしょう。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えいたします。

平成27年6月に策定した第二次災害復興計画におきましては、今議員からご指摘のありましたとおり、沿岸部分を復興祈念ゾーンとして位置づけてございます。位置づけた上で、鎮魂に加えて、震災及び原子力災害の教訓を将来にわたり伝えていく場とするという考え方をお示しさせていただきました。その上で、沿岸部は津波の被災地であったことでもありますので、復旧、復興の進め方としては、まずは安全の確保といったところからということで、除染をはじめ環境の回復を段階的に進めてきたという経過がございます。こうした経過を踏まえまして、第三次災害復興計画におきましては、今ほどこちらも議員からご指摘のありましたとおり、沿岸部の位置づけを自然と芸術・観光共生ゾーンといたしました。これは、震災の教訓を伝える視点を大切にしながらも、自然環境との共生、交流、観光、それから芸術文化等の要素も取り組んで、地域の魅力と回遊性を高める方向で整理したとしております。したがって、従来の祈念伝承という理念を薄めるものではなく、自然、文化、観光と結びつけまして、来訪者が訪れて学び、町の記憶として触れられる場として機能されていくことが重要であると町として考えてございます。今後、関係機関と調整をしながら、伝承の取組を具体化して、沿岸部が訪れる意義のある場所にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） ぜひとも復興祈念ゾーン、パトカーもそうだし、毛萱観音、子安観音もそうだし、駅前もそうです。いろんなところにそういういい場所、それにふさわしい場所がありますので、さらに歴史文化というところに行くと、もう町の中にもたくさんある。でも、初めて来た人にとっては、全く気がつかないで素通りしてしまうという現状がありますので、これ全てQRを詰めていけばいいのかもしれないですけども、ひっくるめてぜひとも町全体を学びの町にしていっていただきたいなと思います。これ町づくりとしても、大きな一助となるはずですので、あるいは移住促進にもつながることですので、ぜひとも今後とも進めていっていただきたいなと思いますが、どうでしょう。

○議長（堀本典明君） 教育長。

○教育長（武内雅之君） 様々なご意見ありがとうございます。私自身も6月の議会での質問以降、課長補佐含め一通り見せていただきました。今回の質問の前にも、改めまして2つの観音堂を見てきました。現地に行くと、やはりそのこれまで培ってきた思いというものをすごく私自身も感じさせていただきました。という部分を考えていきますと、本事業については、これからの富岡町の文化、歴史、そして震災の風化防止等を含めまして重要な事業と考えておりますので、今後私自身も含め、生涯学習課、町全体としてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。また併せて、大分富岡町の歴史を学習する機会が減ってきた小中学校の子供たちにおきましても、こうした部分をしっかりと伝え、富岡町を知る、そして愛する子供たちを育てていきたいと考えておりますので、今後ご指導等お願いできればと思います。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番(平山 勉君) ありがとうございます。伝承、教訓、歴史、文化のみならず、昔からずっと富岡町をつくってきた先人のアイデンティティーだと思うのです、これ一つ一つどれを取っても。なので、そういうところを大切にしたいなと自分は思っています。

この3月11日という日に、この場所でしゃべらせていただくということがとっても何か感慨深くて、一町民として襟を正して、これからもやっていくという思いが強く湧いてきたところでございます。では、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(堀本典明君) 3番、平山勉君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○散会の宣告

○議長(堀本典明君) 本日はこの程度にとどめ、明日午前9時より会議を開きます。

それでは、これにて散会いたします。

散 会 (午後 1時30分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和8年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 渡 辺 正 道

議 員 高 野 匠 美

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和8年第2回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和8年3月12日(木)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

発委第 1号 富岡町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

発委第 2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

報告第 2号 専決処分の報告について

諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第 3号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 4号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議案第 5号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和8年度の町税等の減免に関する条例について

議案第 6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 富岡町水防協議会条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 富岡町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて

議案第10号 富岡町社会体育施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて

議案第11号 令和7年度富岡町一般会計補正予算(第7号)

議案第12号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第13号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第14号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第15号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第16号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案第17号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)

議案第18号 令和8年度富岡町一般会計予算

議案第19号 令和8年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第20号 令和8年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第21号 令和8年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第 2 2 号 令和 8 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
議案第 2 3 号 令和 8 年度富岡町公共下水道事業会計予算
議案第 2 4 号 令和 8 年度富岡町農業集落排水事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 発委第 1 号 富岡町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
発委第 2 号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
報告第 2 号 専決処分の報告について
諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第 3 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 4 号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
議案第 5 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和 8 年度の町税等の減免に関する条例について
議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 7 号 富岡町水防協議会条例の一部を改正する条例について
議案第 8 号 富岡町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
議案第 10 号 富岡町社会体育施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
議案第 11 号 令和 7 年度富岡町一般会計補正予算（第 7 号）
-

○出席議員（9 名）

- | | | | |
|------|--------|-----|-------|
| 1 番 | 安藤正純君 | 2 番 | 辺見珠美君 |
| 3 番 | 平山勉君 | 4 番 | 佐藤啓憲君 |
| 5 番 | 渡辺正道君 | 6 番 | 高野匠美君 |
| 7 番 | 宇佐神幸一君 | 9 番 | 渡辺三男君 |
| 10 番 | 堀本典明君 | | |

○欠席議員（なし）

○欠員議員（1 名）

○説明のため出席した者

町	長	山	本	育	男	君
副町	長	宮	川	大	志	君
教	育	武	内	雅	之	君
会	計	志	賀	智	秀	君
総	務	猪	狩		力	君
企	画	畠	山	信	也	君
税	務	大	館	衆	司	君
住	民	篠	田	明	拓	君
福	祉	佐	藤	邦	春	君
健康	づくり	斉	藤	一	宏	君
生	活	飯	塚	裕	之	君
産	業	原	田	徳	仁	君
都	市	大	森	研	一	君
教	育	松	本	真	樹	君
生	涯	坂	本	隆	広	君
郡	山	渡	邊	浩	基	君
い	わ	黒	澤	真	也	君
総	務	新	田	善	之	君
兼	管					
代	表	石	井	和	弘	君

○事務局職員出席者

議	会	事	務	局	長	遠	藤	博	生
議	会	事	務	局	幹	杉	本	亜	季
兼	副	庶	務	係	長				
議	会	事	務	局	査	黒	木	裕	希
庶	務	係	主						

開 議 （午前 9時00分）

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

7番 宇佐神 幸 一 君

9番 渡 辺 三 男 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

まず初めに、発委第1号 富岡町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（堀本典明君） 次に、発委者から趣旨説明を求めます。

6番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） おはようございます。それでは、発委第1号 富岡町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

別紙資料、新旧対照表を御覧ください。第2条第4項中、現行「。以下」を改正案「。第20条にお

いて」に改め、以降、法改正に伴い文言の修正や条項番号ずれ等の整理を行うものであります。

なお、附則といたしまして、この改正は公布の日から施行、令和7年4月1日より適用となります。

説明は以上です。議員各位のご理解とご賛同をお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 発委者からの趣旨説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより発委第1号 富岡町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（堀本典明君） 次に、発委者から趣旨説明を求めます。

6番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） それでは、発委第2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例案につきましては、町の課設置条例の改正に伴い、各常任委員会が所管する課についての所要の改正を行うものであります。

別紙資料、新旧対照表を御覧ください。現行の第2条におきまして、産業厚生常任委員会が所管いたします産業振興課を地域創生課と農林水産課に、同じく生活環境課を安全対策課にそれぞれ変更するとともに、住民課生活支援係の事務が両支所の所掌事務となることから、両支所の所管を総務文教常任委員会に変更することについて改正を行うものであります。

あわせて、各課の記載順につきまして、議会事務局以外を町条例に記載された建制順と整合さ

せるなど、所要の改正を行うものであります。

なお、附則といたしまして、この改正は令和8年4月1日からの施行となります。

説明は以上です。議員各位のご理解とご賛同をお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 発委者からの趣旨説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今発委されましたが、バランスが悪過ぎるのではないのですか。総務文教常任委員会が11、あと産業厚生常任委員会が7つ。もう少しバランスを取れなかったのかな。時間的に言うとそんなにも変わらないのかなって、ただ内容によってはかなり時間を要する課もありますので、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（堀本典明君） 議会事務局長。

○事務局長（遠藤博生君） ただいま9番、渡辺三男議員からのご質問についてお答えいたします。

記載された課の数につきましては、見た目にはバランスが取れていないとおっしゃるご指摘はそのとおりかと思っております。今回、産業振興課が2つに分かれたということで、課が1つ多くなったところ、それから委員長からの説明にもありましたとおり、所掌事務の変更によって住民課の生活支援系の事務が支所に移管されたところから改正を行ったところがございますが、ただいまの議員からのご質問にもありましたとおり、時間的なものを勘案したときに、見た目のバランスよりはその審議にかかる時間がどの程度になるかということを考えて今回こういった改正を行ったところがございます。

なお、当然審議の時間につきましてはそのときの議論の状況によって変わってくるものではあると思っておりますが、一つの目安としてこのような形にさせていただきましたので、ご理解をいただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（堀本典明君） そのほかご質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより発委第2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、報告第2号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） おはようございます。報告第2号 専決処分の報告についての内容をご説明いたします。

報告第2号別紙、第2号、専決処分書を御覧ください。ご報告申し上げます専決処分は、町の管理する車両と第三者車両との交通事故による事故相手方の人身損害について、賠償により和解したことでございます。

本件は、令和7年6月10日午後3時5分頃、福島県田村郡三春町大字七草木字山口3番の1先の路上において、当町職員が前方不注意により一時停止標識を見落とし、優先道路を走行してきた相手方が車両に衝突し、相手にけがを負わせたものであります。

損害賠償額は、事故相手の治療費、休業損害、病院通院交通費、傷害慰謝料を含め、人身損害賠償として34万9,211円で相手方と和解が調ったことから、町長の専決処分事項の指定についてで指定されていることにより、令和8年1月23日付で和解するため、専決処分したものであります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告をいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号 専決処分の報告についての件を終了いたします。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 提案理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） おはようございます。諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の坂本栄司氏が令和8年6月30日をもって任期満了となることから、引き続

き坂本栄司氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

坂本氏は、昭和52年から平成10年までの長きにわたり、富岡町消防団員として町民の生命と財産を守るべく地域防災活動の最前線でご活躍され、また平成19年4月から平成27年11月までの2期8年7か月間、福島県議会議員として富岡町はもとより、双葉郡の復興、再生にご尽力されました。現在においては、町内に居住し、平成30年4月より本町行政区長として、昨年4月からは富岡町行政区長会長として地域活動にも積極的に取り組むなど、多岐にわたりご活躍されている方であります。平成29年4月からは人権擁護委員として職務に精励され、避難等により活動の場が制限されている中においても人権擁護委員の職責を最優先に、管轄区域にあるいわき人権擁護委員協議会、子ども人権委員として活躍されております。このように坂本氏は人権擁護に関する意識が高く、豊富な知識と経験を有するとともに、人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として推薦するにふさわしいと考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は8名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかではない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、安藤正純君、2番、辺見珠美君、3番、平山勉君、以上3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち、賛成8票。

以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本件につきましては適任であるとの意見を付記し、答申することに決しました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 提案理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の高岡英一氏が令和8年6月30日をもって任期満了となることから、新たに

坂本英一氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

坂本氏は、昭和38年8月に本町に生まれ、年齢は62歳であります。昭和57年3月に東電学園高等部を卒業後、東京電力株式会社に勤務する傍ら、平成11年4月から平成29年3月までの29年間、富岡町消防団員として、町民の生命と財産を守るべく、地域防災活動の最前線でご活躍され、また平成17年4月からは富岡地区交通安全協会富岡分会委員として、交通安全に関する知識の普及や交通安全思想の高揚を図るべく、地域での交通安全教育をはじめとした啓発活動に精力的に取り組んでおられる方です。令和5年8月に現在の東京電力ホールディングス株式会社を退職されてからは、富岡川漁業協同組合理事として、地域の人たちに恩返ししようという信念の下、人を思いやり、いたわり、つながりを大切に作る心を持って地域に密着した多岐にわたる活動にご尽力されております。このように坂本氏は豊富な知識と経験を有するとともに、人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として推薦するにふさわしいと考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は8名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、佐藤啓憲君、5番、渡辺正道君、6番、高野匠美君、以上3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち、賛成8票。

以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件につきましては適任であるとの意見を付記し、答申することに決しました。

次に、議案第3号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 提案理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第3号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町教育委員会の委員、猪狩いづみ氏が令和8年3月31日をもって任期満了となりますので、本委員会の委員に引き続き猪狩いづみ氏を任命いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

猪狩氏は、昭和35年5月に本町に生まれ、年齢は65歳、太田地内に居を構えておりましたが、震災により、現在はいわき市にお住まいであります。昭和58年、成蹊大学経済学部経済学科を卒業され、株式会社猪狩商店に勤務する傍ら、3人の子供の保護者として、また女性としての立場からPTA役員活動や町スポーツ少年団活動など、長年にわたり青少年健全育成全般の活動にご尽力され、児童生徒の教育に強い情熱を持って献身的に取り組んでこられた方であります。平成26年4月からは、富岡町教育委員会委員として三春町で再開した学校の子供たちの学ぶ環境を整えるとともに、全国に避難している子供たちの支援や帰町に向けた町内での学校再開にもご尽力をいただき、令和4年10月からは富岡町教育委員会教育長職務代理者として、小中学校及び放課後児童クラブの運営充実のため、町の現状を踏まえた専門的見地からご助言をいただくなど、町政運営の柱である子供たちの教育環境づくりに大いに貢献されております。このように猪狩氏は本町の学校教育や社会教育を推進するために必要な豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともに優れた方であり、教育委員会委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は8名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかではない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、宇佐神幸一君、9番、渡辺三男君、1番、安藤正純君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち、賛成8票。

以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○教育委員会委員就任挨拶

○議長（堀本典明君） 皆さんにお諮りいたします。

ただいま教育委員会委員に同意をされました猪狩いづみさんがおいでになっておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議いたします。

休 議 (午前 9時49分)

再 開 (午前 9時50分)

〔教育委員会委員(猪狩いづみ君)入場〕

○議長(堀本典明君) 再開いたします。

猪狩いづみさん、ご挨拶を壇上にてお願いいたします。

〔教育委員会委員(猪狩いづみ君)登壇〕

○教育委員会委員(猪狩いづみ君) ただいまご同意いただきまして、大変ありがとうございました。今後とも富岡町の教育のため、子供たちのため、また富岡町のため、微力ではございますが、力いっぱい力を尽くしてまいりたいと思います。今後ともご指導とご教示のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

○議長(堀本典明君) ありがとうございます。

〔教育委員会委員(猪狩いづみ君)退席〕

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(堀本典明君) 次に、議案第4号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで教育長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

教育長。

○教育長(武内雅之君) 本件につきましては、私自身のことに関わるものでございますので、退席させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔教育長(武内雅之君)退席〕

○議長(堀本典明君) 総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長(堀本典明君) 提案理由を町長より求めます。

町長。

〔町長(山本育男君)登壇〕

○町長(山本育男君) 議案第4号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町教育長の武内雅之氏が令和8年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続

き武内雅之氏を富岡町教育長に任命いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

武内教育長は、昭和40年3月に生まれ、年齢は60歳であります。昭和62年4月から教職に就かれ、桑折町立醸芳小学校を振出しに、相双地方の小学校での勤務を経て、震災当時には富岡第二小学校で勤務され、令和2年4月からは福島県教育委員会相双教育事務所、主任社会教育主事、令和3年4月からは富岡第一中学校、富岡第一、第二小学校、第二中学校校長、また令和4年4月からは町立小中学校の統合により新たなスタートを切った富岡小中学校の初代校長として、富岡町ならではの魅力ある教育を実践するため、連携、協働を基盤とした学校運営に精力的に取り組まれるなど、38年の長きにわたり情熱を持って未来を担う子供たちに寄り添い、教員としての職務を全うされました。令和7年4月からは富岡町教育長として、富岡町ならではの地域の力を活用した子供たちを地域全体で育む魅力ある教育を実践し、町政運営の柱である子供たちの環境づくりに精励されております。本町においては、東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興と今後さらなる教育環境の向上を図る取組を推し進めるとともに、本町の創造的な発展を見据えた学校運営や富岡町ならではの魅力ある教育の実践など、次世代を担う子供たちを地域で育む取組をさらに深める必要があることから、武内教育長のこれまでの豊富な人脈と知識、長きにわたり本町の小中学校で勤務された経験などをいかに発揮していただき、本町教育環境のさらなる充実に向けた取組を着実に進めていくためにご活躍いただきたく、ご提案いたした次第でありますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は8名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じ順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、辺見珠美君、3番、平山勉君、4番、佐藤啓憲君、以上3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票結果を報告いたします。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち、賛成8票。

以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○教育長就任挨拶

○議長（堀本典明君） 皆さんにお諮りいたします。

ただいま教育委員会教育長に同意をされた武内雅之さんよりご挨拶をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議いたします。

休 議 （午前10時04分）

再 開 （午前10時04分）

〔教育長（武内雅之君）入場〕

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

武内雅之さん、壇上にてご挨拶をお願いいたします。

〔教育長（武内雅之君）登壇〕

○教育長（武内雅之君） ただいま富岡町議会のご同意をいただきました武内雅之です。ありがとうございます。

私は、今年度1年間、手探りながら、町民の皆様のため、そして富岡町の宝である子供たちのためを目標に、議員の皆様はじめ多くの方々のご指導を仰ぎながら、本職に取り組んでまいりました。議会や各委員会、町行事等を通して様々な皆様のご努力と富岡町への思いをしっかりと感じ取ることができました。これからもこれまでの経験や今年度の反省を生かし、富岡町のさらなる復興、そして学校教育並びに生涯学習、社会教育の充実のために全力で取り組んでまいりたいと思っております。今後とも議員の皆様のご指導、ご鞭撻のほどよろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

席にお戻りください。

〔教育長（武内雅之君）復席〕

○議長（堀本典明君） 10時20分まで休議いたします。

休 議 （午前10時06分）

再 開 （午前10時18分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、議案第5号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和8年度の町税等の減免に関する条例についての件を議題といたします。

この件については、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（大館衆司君） それでは、議案第5号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和8年度の町税等の減免に関する条例についてをご説明いたします。

東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた被災者に係る町税等の減免については、避難生活での負担を軽減し、生活再建に寄与することを目的に、国からの通達に基づき、震災以降、毎年度減免条例を制定して実施しております。令和8年度におきましても、令和7年度同様、町税等の減免を実施するため、本条例を制定するものです。

それでは、条例案についてご説明をいたします。第1条は本条例の趣旨を、第2条は用語の意味を定義しております。

第3条は、固定資産税に係る減免を規定しており、第1号では避難指示区域内で使用不能の状況にある償却資産は申請により全額を免除としております。第2号では、令和5年4月1日に避難指示が解除された旧特定復興再生拠点区域内の被災家屋であって、環境省による公費解体の申請期限である令和6年4月1日までに公費解体の申出をした方が工事の遅れなどにより解体されず課税された場合、例外的な措置として減免をするものです。減免の対象は、令和8年内中に解体する家屋となります。なお、旧特定復興再生拠点区域内の土地、家屋については、本条例ではなく、法令に基づき令和8年度2分の1の減額課税となります。

続きまして、第4条は軽自動車税に係る減免規定であります。避難指示区域内に放置され、使用不能等の状況にある軽自動車は申請により全額を免除するものです。

第5条は、国民健康保険税に係る減免規定であります。第1項と第2項を併せてご説明をいたします。対象は、被保険者が属する世帯の世帯主が被災者である世帯であります。その上で、避難指示の解除されていない帰還困難区域の方につきましては、所得に制限なく全額免除であります。

次に、避難指示が解除された区域の方またはその区域からの転入の方につきましては所得制限を設けており、世帯内の被保険者の総所得が600万円を超えた場合は減免せず、600万円以下の方を減免の対象としております。対象となる600万円以下の所得の方で、解除時期が平成30年1月1日から令和8年3月31日までに解除した地域の方またはこの地域から転入した方は全額の免除、平成29年の1月1日から12月31日までに解除した地域の方またはその地域から転入した方は2分の1の減免となります。

第6条は、介護保険料に係る減免規定であります。介護保険の第1号被保険者を対象に、第5条の国保税の減免と同様の減免内容となります。ただし、所得制限については、国保税とは異なり、被保険者個人の所得が633万円以上の方を対象にしております。

第7条は、この条例の施行に関する町長への委任規定です。

附則として、この条例の施行日を令和8年4月1日とするものです。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 所管ですけれども、確認させてください。

第3条第2項で被災建物、環境省の公費解体で令和8年度中に解体完了したものは減免という言葉出ましたが、委員会では着工すればそれは認めるという説明だったのですけれども、その辺はどのようなのか、この場で確認しておきます。

○議長（堀本典明君） 税務課長。

○税務課長（大館衆司君） 条例で完了という形となっておりますが、実際の実態としては、着手をして、家屋が解体されているという状況が確認されれば、それをもって減免をするということでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。委員会の説明で納得していたわけですけれども、今の答弁で食い違いありましたものですから。

あと、令和8年度中に、例えば12月31日に着工したとすれば、その後ろはどこまで見れるのか。本来であれば8年度中に解体して登記簿から抹消しないと多分税はかかるのでしょうか。例えば工事をのんびりやっていて、6月とか、次年度の9月あたりまでかかってもこれは減免対象になるのでしょうか。

○議長（堀本典明君） 税務課長。

○税務課長（大館衆司君） 工事が年内に着工して、それからどうしても時間が延びて完了が遅くなってしまう、これは仕方がないということで、それらも含めて減免をするということでございます。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和8年度の町税等の減免に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） それでは、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和7年10月の福島県人事委員会勧告に基づき、自動車等を使用して通勤する職員に駐車場等の利用に対する通勤手当を支給することができる規定を整備するため、所要の改正を行うものとなります。

主な改正内容は、自動車等を使用して通勤する職員が当該自動車等の駐車のための駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者に対し、通勤手当として5,000円を上限として支給できることとし、また交通機関等を利用して通勤する場合の通勤手当に駐車等の額を合わせた合計額が上限額である15万円を超える場合には、15万円を上限に支給単位月数を乗じて得た額とする規定に改め、加えて法定規定整備に伴う引用条文の改正と項ずれの解消を図るものです。

それでは、議案第6号別紙資料、職員の給与に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表1ページから2ページを御覧ください。第12条第2項第1号中、新たに第3項を加えるため、「次項」を「第4項」に改め、第3項として、自動車等を使用して通勤する職員が当該自動車等のための駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者に対し通勤手当として支給することができる規定を新設し、第1号では5,000円を超えない範囲内で規則で定める額を支給できることとし、第2号では駐車場等に係る通勤手当以外の通勤手当は従前同様の額とすることをそれぞれ規定するものです。

同条第3項を第4項とし、交通機関等を利用して通勤する場合や自動車等を使用して通勤する場合の通勤手当の額に前項第1号の駐車場等の額を合わせた合計額が上限額である15万円を超える場合には、15万円を上限に支給単位月数を乗じて得た額とする規定に改めるものです。

同条第4項を第5項とし、通勤手当を支給する最初の月に通勤手当を支給することが困難な場合として町長が規則で定める場合にあっては、その翌月に支給する規定に改めるものです。

同条第5項を第6項、同条第6項を第7項に繰り下げ、項ずれを解消し、自動車等及び駐車場等に係る通勤手当の支給単位期間は1か月とする規定に改め、同条第7項を第8項とするものです。

なお、本条例の附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 富岡町水防協議会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） それでは、議案第7号 富岡町水防協議会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、昨年の第5回富岡町議会12月定例会で議決いただいた富岡町課設置条例の一部を改正する条例が本年4月1日に施行されることに伴い、行政組織の改編による担当課名の変更が生じることから、所要の改正を行うものです。改正の内容は、これまで本協議会の事務局となっている生活環境課を安全対策課に改めるものです。

それでは、議案第7号別紙資料、富岡町水防協議会条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表3ページを御覧ください。第8条中、「生活環境課」を「安全対策課」に改めるものです。

なお、本条例の附則として、施行日は富岡町課設置条例の一部を改正する条例の施行期日と同様、令和8年4月1日からとするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 富岡町水防協議会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 富岡町火入れに関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 議案第8号 富岡町火入れに関する条例の一部を改正する条例について提案内容の説明を申し上げます。

本条例は、消防庁による火災予防条例の改正に伴い、林野火災の予防を目的とする林野火災注意報及び林野火災警報の運用が開始されたことや気象庁が使用する予報用語との統一を図るため、双葉地方広域市町村圏組合火災予防条例の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案第8号別紙資料、富岡町火入れに関する条例新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第14条第1項中、「、異常乾燥注意報又は」を「、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に、同条第2項中、「、異常乾燥注意報」を「、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報」と改めるものでございます。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第 8 号 富岡町火入れに関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 議案第 9 号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本議案は、富岡町複合商業施設であるさくらモールとみおかにおける指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって終了となることから、引き続き当該施設の利用者やテナントなどへの入居者が安心して利用できるよう、当該施設の管理運営について地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により同意を求めるものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、富岡町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条に基づいた公募を行い、申請のあった 2 つの法人から事業内容等の説明を受けるプロポーザル審査や、その後における富岡町指定管理者選定委員会にて指定管理者の予定候補者を選定いたしました。プロポーザル審査では、安定的な経営姿勢や法令遵守体制、施設の効用の最大限発揮などの評価基準において、効果的、効率的な管理運営による住民サービスの向上が図られるものと評価され、その評価を基に選考委員会において東京都北区王子 3 丁目 19 番 7 号、株式会社サンアメニティ、代表取締役、大隈太嘉志を指定管理者の予定候補者として選定いたしましたところでございます。

なお、指定する期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。

説明は以上であります。ご同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 富岡町社会体育施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 議案第10号 富岡町社会体育施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについてご説明いたします。

本案件は、富岡町社会体育施設の管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定により同意を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、富岡町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、令和7年12月26日より公募を行い、その結果、1社から申請がありましたので、本年2月6日にプロポーザルを実施し、その後の選定委員会において総合的な審査を行った結果、住所、福島県双葉郡富岡町小浜481番地、団体名、公益社団法人富岡町さくら文化・スポーツ振興公社、代表理事、堀川章仁を予定候補者として選定したものであります。

指定管理者として指定する期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間でありま

す。

また、同団体の選定理由につきましては、安定的な経営姿勢、安全管理、施設の効用の最大限発揮など、9項目の評価基準において効果的、効率的な管理運営による住民サービスの向上が図れるもの

と評価されたものであります。

説明は以上となります。ご同意のほどよろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 富岡町社会体育施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） それでは、議案第11号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第7号）の内容をご説明いたします。

今回の予算補正は、歳入においては福島再生加速化交付金など、各種交付金等の交付状況を踏まえ、また歳出においては各種事務事業の進捗状況により事務事業費の整理を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,377万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ127億5,289万3,000円とするものであります。

初めに、歳入について申し上げます。予算書3ページをお開き願います。第1款町税1億2,844万円の減額は、収納実績に基づく収納見込みなどにより、第1項町民税1,726万1,000円の増、第2項固定資産税1億4,045万1,000円の減、第3項軽自動車税20万8,000円の増、第4項町たばこ税545万8,000円の減となったことによるものです。

第2款地方譲与税49万円の増額は、収入実績に基づく収入見込みにより、第1項地方揮発油譲与税122万円の減、第2項自動車重量譲与税195万円の増、第3項森林環境譲与税24万円の減によるもので

す。同じく収入実績に基づく収入見込みにより、第3款利子割交付金、第1項利子割交付金302万4,000円の増、第4款配当割交付金、第1項配当割交付金645万8,000円の増、第5款株式等譲渡所得割交付金、第1項株式等譲渡所得割交付金1,108万円の増、第6款法人事業税交付金、第1項法人事業税交付金154万円の減、第7款地方消費税交付金、第1項地方消費税交付金802万円の増、第8款自動車税環境性能割交付金、第1項自動車税環境性能割交付金80万円の増となりました。

第10款地方交付税、第1項地方交付税3億3,364万3,000円の増額は、減免に伴う税減収分の補填等により震災復興特別交付税が1億8,533万8,000円の増、臨時経済対策費等に係る再算定に伴い、普通交付税が1億4,830万5,000円の増となったことによるものです。

第11款交通安全対策特別交付金、第1項交通安全対策特別交付金4万7,000円の減、3ページから4ページを御覧ください。第12款分担金及び負担金34万2,000円の増額は、第1項負担金において防犯カメラ移転補償に係る物件移転補償費150万円の減となる一方で、こども園の広域入所負担金190万5,000円の増などによるものです。

第13款使用料及び手数料1,963万6,000円の減額は、第1項使用料において総合スポーツセンター使用料60万円の増となる一方で、現年度分の町営住宅使用料954万1,000円の減、借上住宅使用料960万8,000円の減などにより1,833万8,000円の減、第2項手数料において戸籍手数料92万9,000円の減、住民票手数料30万4,000円の減、事務手数料23万2,000円の減などにより129万8,000円の減となったことによるものです。

第14款国庫支出金3,340万2,000円の減額は、第1項国庫負担金において児童手当負担金1,352万2,000円の減などにより1,460万2,000円の減、第2項国庫補助金において被災者支援総合交付金897万1,000円の増となる一方で、福島再生加速化交付金1,239万2,000円の減、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金778万4,000円の減、自立支援地域生活支援事業等補助金474万4,000円の減などにより1,097万2,000円の減、第3項国庫委託金において事業費精査等により福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金797万7,000円の減などにより782万8,000円の減となったことによるものです。

第15款県支出金6,453万6,000円の減額は、第1項県負担金において福島県災害弔慰金等負担金1,125万円の減、後期高齢者保険基盤安定負担金363万5,000円の減、児童手当負担金200万6,000円の減などにより1,714万円の減、第2項県補助金において営農再開支援事業補助金3,752万7,000円の減、再生可能エネルギー復興推進協議会補助金414万8,000円の減、乳幼児医療費補助金346万7,000円の減などにより4,984万6,000円の減、第3項県委託金において県民税徴収取扱交付金225万1,000円の増、衆議院議員総選挙委託金19万7,000円の増などにより245万円の増となったことによるものです。

第16款財産収入388万円の増額は、第1項財産運用収入において再エネ施設出資配当金55万1,000円の減となる一方で、土地建物貸付収入385万1,000円の増などにより360万9,000円の増、第2項財産売払収入において土地売払収入27万5,000円の増などにより27万1,000円の増となったことによるものです。

第17款寄附金、第1項寄附金は、一般寄附金1,015万4,000円の増、ふるさと納税寄附金79万5,000円の増、災害寄附金36万3,000円の増により1,131万2,000円の増となったものです。

第18款繰入金、第2項基金繰入金は、各種基金の充当事業費の精査、確定などにより福島再生加速化交付金基金繰入金（農水省）3,690万6,000円の増となる一方で、福島再生加速化交付金基金繰入金（経産省）4,972万5,000円の減、再エネ復興まちづくり基金繰入金1,481万1,000円の減、公共用施設維持運営基金繰入金（廃炉交付金分）1,198万2,000円の減などにより4,001万5,000円の減となったものです。

第20款諸収入225万4,000円の減額は、第1項延滞金、加算金及び過料において延滞金20万7,000円の増、第5項雑入において職員宿舍入居者負担金340万円の減、福島県後期高齢者医療広域連合補助金75万4,000円の減などにより246万1,000円の減、第21款町債、第1項町債540万円の減額は、福島県災害援護資金貸付金500万円の減、消防設備整備事業費40万円の減などによるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。5ページを御覧ください。第1款議会費、第1項議会費は、議会活動費の精査などにより950万9,000円を減額するものです。

第2款総務費4億7,923万円の増額は、第1項総務管理費において職員給与費や各種事務事業費の整理によっておおむねの費目において減額の予算補正となる一方で、財政調整基金積立金4億5,626万6,000円の増や町政振興基金積立金2,785万7,000円の増などにより4億7,949万9,000円の増、第2項徴税费において事務事業費の整理により106万5,000円の減、第3項戸籍住民基本台帳費において広域交付事務に係る機器保守管理委託料107万8,000円の増などにより130万8,000円の増、第4項選挙費において選挙システムサーバー使用料27万5,000円の減などにより31万1,000円の減、第5項統計調査費において1万円の減、第6項監査委員費において19万1,000円の減となったことなどによるものです。

第3款民生費6,192万1,000円の減額は、第1項社会福祉費において自立支援事業費1,841万5,000円の増となる一方で、後期高齢者医療事業費803万8,000円の減、定額減税不足額給付事業の事業完了に伴う778万8,000円の減などにより1,647万3,000円の減、第2項児童福祉費において児童手当支給事業費1,407万5,000円の減、地域交流館管理運営事業費の修繕費130万円の減などにより1,862万6,000円の減、第3項災害救助費において東日本大震災救助経費2,240万円の減、避難者支援事業費289万7,000円の減などにより2,682万2,000円の減となったことによるものです。

第4款衛生費7,340万7,000円の減額は、第1項保健衛生費において予防接種事業費3,806万3,000円の減や環境衛生事業費482万1,000円の減、保健対策事業費443万9,000円の減などにより6,168万3,000円の減、第3項上水道費において双葉地方水道企業団負担金（建設改良分）732万4,000円の減、双葉地方水道企業団負担金（事務費分）440万円の減により1,172万4,000円の減となったことによるものです。

第5款労働費、第1項労働諸費は、委託料の事務確定により51万7,000円の減、第6款農林水産業費8,691万5,000円の減額は、第1項農業費において営農再開支援事業費3,752万7,000円の減、営農再

開水利施設等保全事業2,322万円の減、農業復興対策事業費1,350万円の減などにより8,663万5,000円の減、第3項水産業費において28万円の減となったことによるものです。

第7款商工費、第1項商工費2,688万1,000円の減額は、中小企業等支援事業費1,858万6,000円の減、調査業務委託の事業精査等により夜の森地区中核拠点施設整備事業費369万4,000円の減などによるものです。

5ページから6ページを御覧ください。第8款土木費7,213万8,000円の減額は、第1項土木管理費において4万7,000円の減、第2項道路橋梁費において道路新設改良事業費1,370万円の減、道路維持管理事業費214万3,000円の減、用地管理事業費212万円の減、道路橋梁管理費209万8,000円の減などにより2,006万1,000円の減、第3項河川費において測量設計委託料の確定により河川整備事業費137万9,000円の減、第4項都市計画費において都市計画事業費3,485万5,000円の減、公共下水道事業特別会計繰出金5,070万8,000円の減などにより4,170万5,000円の減、第5項住宅費において住宅維持補修費888万6,000円の減などにより894万6,000円の減となったことによるものです。

第9款消防費、第1項消防費1,842万2,000円の減額は、消防施設維持補修費446万1,000円の減、富岡町防火防犯パトロール事業費396万8,000円の減、防災事務諸経費303万1,000円の減、防災行政無線経費286万8,000円の減などによるものです。

第10款教育費4,538万6,000円の減額は、事務事業費の精査等により第1項教育総務費において教育委員会事務局諸経費471万4,000円の減、保育料助成事業費269万2,000円の減などにより879万2,000円の減、第2項小学校費において70万7,000円の減、第3項中学校費において中学校施設維持管理諸経費105万1,000円の減などにより183万円の減、第4項幼稚園費において会計年度任用職員給与費85万9,000円の減などにより139万6,000円の減、第5項社会教育費においてアーカイブ・ミュージアム事業費534万4,000円の減、文化交流センター施設管理費519万9,000円の減、放課後児童クラブ費229万8,000円の減などにより1,725万8,000円の減、第6項保健体育費において体育施設管理費883万3,000円の減、生涯スポーツ振興事業費521万5,000円の減、学校給食管理事務諸経費102万7,000円の減などにより1,540万3,000円の減となったことによるものです。

第11款災害復旧費35万5,000円の減額は、第1項公共土木施設災害復旧費において職員給与費の減などによるものです。これらにより、歳入歳出それぞれ8,377万9,000円の増額補正となったものです。

次に、第2表、継続費補正についてご説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。第7款商工費、第1項商工費、事業名、いわき四倉中核工業団地仮設解体事業について、継続費の総額7,971万9,000円から5,120万3,000円と変更し、併せて令和7年度年割額を4,648万4,000円と変更するものです。なお、継続費についての支出額または支出額の見込みなど、事業の進行状況に関する調書を124ページ、125ページに添付しておりますので、ご確認いただくようお願いいたします。

次に、第3表、繰越明許費補正についてご説明いたします。10ページを御覧ください。第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍記録システム改修事業、金額96万8,000円、第2款総

務費、第3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍附票システム改修事業、金額220万円、第2項総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍交付システム改修事業、金額107万8,000円、第4款衛生費、第3項上水道費、事業名、双葉地方水道企業団負担金（建設改良分）、金額1,407万2,000円について繰越明許費を追加補正するものです。

次に、第4表、債務負担行為補正についてご説明いたします。11ページを御覧ください。事項、庁舎施設管理業務（清掃等業務委託）期間、令和8年度、限度額2,600万円について債務負担行為の追加設定をするものです。

次に、第5表、地方債補正についてご説明いたします。起債の目的、Jアラート新型受信機整備事業、限度額490万円、起債の方法、証書借入または証書発行、利率5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還方法、資金の融通条件により償還するについて、限度額を起債協議確定に伴い、450万円に変更するものです。

以上が令和7年度富岡町一般会計補正予算（第7号）の概要であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 11時30分まで休議いたします。

休 議 （午前11時20分）

再 開 （午前11時30分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で質疑を進めていくことにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。16ページお開きください。16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 18、19ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 20、21ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 22、23ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（堀本典明君） 24、25ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 26、27ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 28、29ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 30、31ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 32、33ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 34、35ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 36、37ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 38、39ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 40、41ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 42、43ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 歳出に入ります。44、45ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 46、47ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 48、49ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 50、51ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 52、53ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 54、55ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 56、57ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 58、59ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 60、61ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 62、63ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 64、65ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 66、67ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 68、69ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 70、71ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 72、73ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 74、75ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 76、77ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 78、79ページございませんか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 79ページの予防接種委託料の減額3,000万円、これはどのような予防接種を予定していたのか教えてください。

○議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（斉藤一宏君） ご質問ありがとうございます。予防接種は、どのような予防接種ということで。すみません。

〔「減額3,000万の中身」と言う人あり〕

○健康づくり課長（斉藤一宏君） 分かりました。すみません。予防接種法に基づきまして各種予防接種実施しているのですが、その中で今年度より新型コロナウイルスが定期接種になりました。これに伴いまして、1回4,500円の自己負担をいただくことになりましたので、残念ながら接種控えという形になった状況でございます。なお、インフルエンザの案内を出す際に、未接種者に対して新型コ

コロナウイルスの問診票を同封しまして、改めて勧奨しているところですが、思ったほど伸びなかったというのがこちらの3,000万円の減額という内容になります。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 新型コロナということは今説明で理解したのですが、だんだんと一時から比べて予防接種が効果があるかないかを町民の方が判断するようになってきたと思うのですが、そういった影響で以前の第2類から、今5類かな、そういったことで希望する人がだんだん減ってきたという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（斉藤一宏君） 第5類に位置づけられたことに伴いまして、やはり最近コロナウイルスが、波はありますが、以前ほどのピークがないということもございまして、やはり関心が少し薄まってきたと思われま。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 80、81ページございませんか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。2点ほど。

1点目は、81ページの妊婦にやさしい遠方出産支援助成金と書いてあるのですが、普通出産の補助というのは定期的にあると思うのですが、この遠方的な出産というのはどういう形なのか。旅費とか、そういうことなのか。

あと2点目、その下のごみステーションの購入。購入は分かるのですが、ぜひとも検討していただきたいのは、各ごみステーションに町でご協力いただいてネットを用意しているのですが、最近あのネットが結構切れたりして破損しているのですが、ネット自体の質が変わったかどうか分かりませんが、これからのネットの対応。その2点だけ教えてください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） それでは、お答えいたします。

妊婦にやさしい遠方出産支援助成金につきましては、町内居住者を想定しておりまして、遠方というところは、いわき市とか、あとは南相馬市とかそういうところをおおむね1時間ぐらいというところで算定を考えております。これの交通費等を支払うという形になっています。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） ごみステーションのネットについてでございますが、こちらにつきましても町で破損等があれば順次新しいものに替えていく、購入するということになってございます。ご利用になられている方々からの通報もございまして、私ども直接であったり、あとはステーションを巡回していただいておりますシルバー人材センターからの通報などにより、破損が確認され

た場合は早急に対応はしてございますけれども、若干遅くなってしまう場合もございますが、交換には心がけておるところでございます。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。1点目は分かりました。私もちょっと誤解していたので。そういうのでやっていただくのであれば進んでやっていただきたいということと、あとごみステーションの、言われたそのネットについても基本的に行政区なり町なりがそれなりの形でやっているのを見受けるのですが、これは聞きたい点が1点ありまして、行政区によってはネットではなく硬いプラスチックみたいのを使っているところもあるのですが、あれは、その場所は何か特殊なので使っているのか、自治体で試験的に使っているのか教えていただきたいのですが。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） プラスチックの板お見受けするのですが、あちらはその区であったり、主に区長がその状況を確認していただいていると思うのですが、区の判断、区長方の判断により、こちらのほうがよろしいということで設置いただいているものと思っております。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。今課長が言った説明もう一度聞きたいのですが、一応あれ特殊に思われて、何かの形であそこだけはつけなければいけないとか、カラスの害が多いからとか、そういうのがあってやっているのかなど。ただ要望があればやりますよというような状況にも取れたのですが、それはあくまでもその場所、また行政区の状態において考えるという形でいたほうがいいのですか。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） ただいま議員おっしゃるとおり、その場所にふさわしいようなものを協議といたしますか、話合いでこうしたいのだということであれば、その要望にお応えするというような形で対策をしておるという状況でございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 関連で1つと、2問質問します。

遠方出産の今答弁聞きましたが、1時間以内、いわき市から北は南相馬市という答弁ありましたけれども、これ例えば東京から来るにしても1時間程度の交通費を支給するということの理解でいいですよ。

あと1点ですけれども、除染対策事業で除染検証委員会というのを開いていると思うのだけれども、どういう角度から開いているのか。といいますのは、結構やっぱり小良ヶ浜、深谷は線量高いのです。あと、夜の森地区、解除して3年目ですけれども、その辺の山間部と言ったらいいか、山を抱えているところは結構高いのです。我々生活するのにどこまで下げる努力をしてくれているのか、そういう

ことを除染対策検証委員会できっちり検証して、やはり高いところは徹底して再除染なりフォローアップ除染なりきっちりやってもらわないとやる意味がないのではないかなと思うのです。深谷行政区、小良ヶ浜行政区の人たちも結構後ろに、居久根か、それとも屋敷林って言ったらいいか、そういう部分いっぱい抱えていますので、かなり高いのです。検証委員会やっているのは分かりますけれども、この検証委員会でどういう答えを出しているのだから聞きたいのです。それで満足しているのか。ただ検証しているだけで終わっているのか。

その2点お聞かせください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この制度は、町内に出産等の分娩取扱い施設がございませんので、どうしても出産するに当たってはいわき市とか南相馬市とか、そういうところに行かないとできないものですから、町内居住者を想定してこの制度というような形になっておりますので、ご理解願います。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） 除染検証委員会でございますが、こちらはまず構成員といたしましてはそういった放射線に詳しい方々、先生方がいらっしやいまして、年2回ほど実施しているところでございます。実施の方法といたしましては、午前中に現地を確認し、午後、机上での協議の場を求めるところで、そういった開催方法でやってございます。先生方からのご意見などにつきましては、現場でももちろん質問はございますし、協議の場でもございます。その中には、ここはどうしてこれ以下げられないの、こうすればいいのではないのというようなご意見、ご指摘をいただく場合もございますし、あとは直近でいえばただいま出ました居久根のところ、実証実験の現場も見に行きまして、各段階による線量の下がり方ですとか、そういったものを検証しながら、こういった理由でこういった結果になるのだねとか、そういったものを確認しながらやっておるところでございます。したがって、もちろん先生方から見て下げるべきところはもっとやるようにというようなご指摘もいただいております。環境省、国におかれましてもその意見は十分に踏まえて、その後の除染などに反映させているものと思っております。そういった役割でございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 1問目の質問なのですけれども、町内に在住している方だけが該当するということがいいのか。

あと、2問目ですけれども、検証委員会、現場も見て検証してもらって、また線量を確認しながら委員会を開いてもらって非常にありがたいことなのですが、検証委員会はどこまでの数字であれば満足できるのか。そういう線は出ているのですか。というのは、私考えるのは、解除に向かって除染している以上は、今まで解除してきた0.5μSvとか0.6μSvくらいまで下がらないとやはり解除はできないし、住む人もいないと思うのです。夜の森地区も、2年前ですか、解除した場所では大菅とかあの

辺はかなり高く、皆さん帰るつもりあったけれども、もう帰れないという人もいるのです、中には。だから、その辺をきちっとやってもらわないと除染やっても意味がないのです。だから、幾らになれば除染検証委員会は満足できるという線が出ているのかどうか。そのくらいやっぱり厳しい目で見てもらいたいということなのです、私の要望は。その点教えてください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回のこの制度につきましては、町内居住者を想定して制度設計させていただいておりますので、町内からという形になります。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） 検証委員会における数値的な基準というものは、一概に数値を持っているわけではございませんで、ただ $0.23\mu\text{Sv}$ という数値は皆様承知のとおりでございますし、その上下、その数値いかにかわらず、もっと下げられるべきは下げるべきですし、 $0.23\mu\text{Sv}$ に届かないという部分も、これ以上は無理だなというような判断もいただく場合はございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 検証委員会で満足できる数字がないのであれば検証しても多分意味ないと思うのです。これ以上下がらないよって言われれば、はい、そうですかって言うしかないと思うのです。ある程度 $0.5\mu\text{Sv}$ とか $0.6\mu\text{Sv}$ とあって今までの解除した経緯を考えて、そういう数字をもって何でそこまでここは下げられないのだというやり取りしないと何の意味もないと思うのですが。今までは $0.5\mu\text{Sv}$ とか $0.6\mu\text{Sv}$ で解除してきましたけれども、やはり帰還困難区域は違うのです。ましてや屋敷林とか居久根とか、後ろに山とかという状況がかなり町場とは違っていただきますので、きちりやらないと下がりません。だから、検証委員会はある程度の目標数字を持って、そこまで下がるにはどうするのだということをや取りして、きちりと環境省なり国なりに要望していかないとなかなか、除染やっても戻る人は誰もいないという状況ができてしまうのかなと思いますので、ぜひその辺をきちり数値を表して今後やっていただければありがたいと思うのですけれども、どうですか。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） 具体の数値につきましては、先ほど一般的に言われております $0.23\mu\text{Sv}$ というものはもちろん念頭にあるものの、繰り返しになりますけれども、検証委員会としてこの数値がふさわしいというものは現時点では持ち合わせていないと、そのようになっております。しからばその数値について明確に打ち出せるかといいますと、それは個々の考え方にもよりますし、立場、町民の方であったり、あとは国の立場であったり、それから先生方もそうですけれども、全体的に俯瞰する考えを持って当たるといった、それぞれの立場で目標にすべき数値というものは描いてはいるとは思いますが、それをいざ実際に明確にここまで下げるといようなもの、例えば文字に起こすというのはなかなか難しいかもしれませんが、そこはただいまご意見いただいたも

のですから、私どもも、いかがなものでしょうかというところで相談はしてまいりたいと思います。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） 町の立場から答弁させていただきます。

議員おっしゃったとおり、これまで解除したときの数字、 $0.5\mu\text{Sv}$ とか $0.6\mu\text{Sv}$ というのが一つの目安になるものと思ってございます。小良ヶ浜地区、深谷地区、町内でも最も線量が高いところでございます。先般の全員協議会でも、屋敷林の実証の件、現時点での中間報告がございました。費用対効果という面もあるでしょうけれども、そういった成果があるのであれば、低減する成果があるのであれば面的に広げていくようなことも協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。私の言いたいのは、町がある程度線量をここまで下げてもらわないと解除できないよという数字を持って臨んでいかないとあなあの世界になってしまいますので、今企画課長から答弁いただきましたが、実証実験、今環境省やっていますよね。この間全協の中でいろいろ説明受けました。説明の中では、実証実験はこういう数字だけれども、要望があればそれにかかわらず、下がるのであればやりますよという答弁ありましたから、やはり線量を一つの目安としてつかんで、そこまでどんなことやっても下げろということではなくて、目安として線量を持って、それで現地調査とか会議を開いてもらわないとただ会議やっているだけで終わってしまう形になってしまうのかなと私心配していますので、ぜひ今後はそういう数字を持ってやっていただければありがたいと思います。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） その旨十分踏まえて今後検証委員会なども進めてまいりたいと思います。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） 先ほど答弁で町内限定と私申し上げてしまったのですけれども、妊婦遠方の対象者につきましては町内に限らず、居住地から近くの分娩取扱い施設まで1時間もしくは30キロ程度距離が離れた方が対象だったということで、申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 関連です。所管なのですが、何か今の課長の答弁聞いていると、きれいに整理して答弁願いたいのですが、妊婦のための支援給付金と7番議員がただした妊婦にやさしい遠方出産支援助成金に関してはある程度今説明されましたが、結局これはどれだけ、特に遠方出産支援助成金、これは当初何名の方に対して1人当たり幾らの支援金を想定していてこういうふうには減額になり

ましたときちっと説明してほしいのと、妊婦のための支援給付金と下段の妊婦にやさしい遠方出産支援助成金の大きな違い、これは恐らく交通費だと思いますが、その交通費はどういうものなのか。JRで想定して計算、算出しているものなのか、それとも一律1名当たり幾らと上限額を設定して対象人数でこの数値を出してきて、今年度に関してはこれだけ減額になりますということなのかをきちっともう一度説明していただかないと、何か明確な答弁がないような気がしますので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） お答えさせていただきます。

まず、妊婦にやさしい遠方出産支援助成金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、遠方の分娩取扱い施設で出産する妊婦に関して、出産時の移動と、あと宿泊費も考慮させていただいております。どうしても分娩するに当たりまして宿泊も必要な場合もございますので、そちらの金額も含めた形で予算を取らせていただいております。予算的には、56万6,000円をまず当初予算として計上させていただきました。補正で今回45万8,000円、補正予算額としては10万8,000円。令和7年度の実績といたしましては今のところ15件という状況でございます。

あと、妊婦のための支援給付金につきましては、給付見込みの方が妊娠時と妊娠届け時と、あと出産予定日より8週間前にということで支給するものでございます。こちらにつきましては、令和7年度の実績として1回目が33件、あと2回目が32件というような実績がございます。

以上でございます。

〔「休議」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 午後1時まで休議します。

休 議 （午前11時59分）

再 開 （午後 零時58分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

先ほどの質疑、続きございますか。もう一度答弁いただけますか。

福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） 再度お答えさせていただきます。

まず、妊婦にやさしい遠方出産支援事業でございますが、事業内容につきましては、出産時の移動に係る交通費と、あと宿泊費の助成となっております。対象者につきましては、住所地、あるいは里帰り出産の場合は里帰り先から最も近い分娩施設までで、おおむね60分ぐらい、距離にして30キロ程度を想定しております。あと、助成内容ですが、交通費の場合ですが、タクシーの場合は実費額掛ける補助率0.8という形です。あと、自家用車の場合は距離数掛ける37円掛ける、こちらも掛ける0.8になります。あと、鉄道の場合は運賃掛ける0.8という形になります。あと、宿泊費の場合は分娩取扱

い施設の近隣の宿泊施設で宿泊に要した費用ということで、こちらにつきましては実費額の上限がありまして、1万1,800円、そこから2,000円を差し引いて、上限は9,800円になります。それと、宿泊費の場合は最大14日間分出るということです。

続きまして、妊婦のための支援給付金ですが、こちらにつきましては、国が妊婦への経済的な負担の軽減を目的としまして実施しておるところでございます。妊娠時に5万円の給付と、あと妊娠している子供の数が確定した時点でさらに5万円を給付する形になっております。こちらは、2回に分けて計10万円を支給する制度になっております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。もうちょっと補足して答弁をしてほしかったのですが、妊婦のための支援給付金、当初は妊娠と5万円ずつ分けてということですが、総額、町民の妊娠している女性の方を対象に、想定していた人数はどのぐらいなのかというのを先ほども聞いたつもりですが、それ答弁漏れだと思えます。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） お答えさせていただきます。

まず最初に、宿泊費がメインという形になっております。こちらの金額が、先ほども申し上げましたとおり、最大の上限が実費額で9,800円、最大14日間。あと、宿泊に関しましては1人の同行者が認められますので、こちらの分2人分という形で見ておりまして、こちらが44万8,000円。あと、移動交通費が、いろいろ分かれていますけれども、11万8,000円という形で見ておりました。人数としては、20件ぐらいで考えておりました。

○議長（堀本典明君） いや、もう一つの妊婦のための支援給付金も、どういう人数の予定をしていて、実際幾らだったのか、このぐらいの減額になっていますかというようなご質問です。

福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） 妊婦のための支援給付金ですが、こちらは最初500万円で予算を計上させていただきました。それで、500万円ですと50人になります。50人で妊婦のための支援給付金は計算させていただきました。

以上です。

○議長（堀本典明君） 80、81ページ、そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） それでは、82、83ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 84、85ページございますか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。85ページのうちの中頃になるのですが、農業復興対策事業費の中の、新規農業者の独立就農支援金並びにその下の新規農業者研修支援補助金って書いてあるのですが、これどちらも減っているのですが、今農業的な担い手や、後継者は、基本的にどこの組合、組織も減っているというのを聞いているのです。ただ、だから減なのかもしれませんが、実際的にその状況下において減の理由とともに、その研修する場所というのは民間の方のご協力なのか、町が主体としてやっているのか、その2点教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほどこの2つ、新規就農者独立就農支援補助金、その下段にあります研修支援補助金の減であります。お見込みのとおり、新規就労者が今回なかったという部分があるので、その分を減とさせていただいているところでございます。

それから、研修の場所でございますが、その新規就農者が学びをするところはやはり農家のところになります。ですので、個人農家または農業法人等で研修、学んでいくというものでございます。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。分かりました。ただ、今富岡町内、農業従事者、また農業組合や会社は基本的に担い手というか、後継ぎいないというのはもちろん前から言われているのですが、それに対して町としてはどういう形のご指導というか、ご相談に乗れる体制があるのか教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 当町が特に顕著なのかもしれませんが、全国的に農業担い手がかなり少ないという状況で、これから10年後ぐらいになっていくと大幅に従事者が減ってくるという情報はもう既にご存じかと思っております。その中で、町としてどうですかという話になってきますが、今の農業経営体の傾向を見るに、個人農家から農業法人にだんだん移行しているような傾向が全国的に進行しております。となりますと、その農業法人が力づけなければいけないという部分が当然あるので、こちら今回1,000万円ほど減をさせていただきましたが、農業法人を誘致するという事業に併せて並行しながら農業者の育成をしていかなければいけないと考えてございます。農業をやりたいのだという若い方々も当然いらっしゃいます。その方々をどうやって救っていくかと考えますと、すぐに自分が持っている農地だったら着手できるのでしょうかけれども、その農地のマッチング関係をやらせていただきながら、一人でも多くの方々にその農家という部分を担っていただきたいと、このような考えでございます。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。一層努力していただきたいとともに、最近富岡町内の震災前からの町民の農地を持っている方たちが活発にやり始めているのですが、そういうところに新しく来た町民の人たちが、関心があれば紹介、あっせんも必要かと思うのです。そういうこと

があれば農業の振興にもなってくるのかどうか、簡単な形で申し訳ないのですが、そのような方法というの取ってもらえることもできますか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 町内における空いている農地と言葉表現させていただきますが、そこへの誘導関係では実際やらせていただいているところがございます。しかしながらとなってしまうけれども、近年の機械の大型化関係になってきますと条件不利な農地には、ちょっとそこはという形になるので、マッチングがなかなか進まないのも現状であります。とはいえ、少しでも農地を農地らしく、そして農作物を作成していくというのが務めでありますので、その点につきましてはしっかりとこれからも続けてさせていただきたいと思っております。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 003の営農再開支援事業の高額の減額は、去年も同じようなことがあったのかなと思うのですが、この理由と、あと005、鳥獣被害防止緊急対策事業で、これも減額なのですがけれども、この鳥獣に関しては実績、どういう動物を何頭ぐらい駆除したとか、あとどういう傾向にある、イノシシが減ってきたとか、アライグマがどうだとか、そういったことがあれば教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 冒頭ありました003、営農再開支援事業で大きくなっているのがこの営農再開支援補助金、3,700万円ほど減となっております。この件につきましては、まず制度で話をさせていただきたいと思うのですが、こちらですが、営農再開支援事業として大きく農地管理、営農再開支援、鳥獣対策の3項目がございます。さらに詳しく言いますと、農地管理につきましては除染後農地の保安全管理など、7つのメニューがございます。営農再開には再開水田の均平化支援など、全部で16個のメニュー、鳥獣被害対策には鳥獣被害防止緊急対策などの2つのメニューなど、数多くのメニューがございます。その積み上げとなっていった精算とするとこの大きな額、3,700万円となって、これも議員ご指摘のように毎年同じような形で3月に大きな額が動いてしまいます。特にメニューの中で一番大きな額が動いてしまうのが畦畔の修繕でございます。農家の方々が畦畔を修繕したいと申入れがあったのですが、そのときの体調だったり天候だったり、その農地の状況もありますが、そこでやはり計画ちょっと今年は流したいという部分があって、今年度に限っては1,000万円ほど減額とさせていただいています。このような形で大きな額になってしまうということで申し訳ないのですが、農家あつての補助という形でありますので、ご理解いただきたいと思います。

2つ目の鳥獣被害関係でございますが、傾向があればという形でございます。近年の傾向ですと、委員会報告にも報告をさせていただきましたが、年々頭数は減っております。イノシシの頭数は減っております。逆に小動物、アライグマ、タヌキ系は増えているというような状況でありますが、総体的に見れば年々捕獲する頭数は減っているという傾向でございます。一方で、昨年4月ですか、近

郊で熊というのが出てきましたので、一概にイノシシが減ったからというわけではなく、熊関係もしっかり取り組まなければいけないと考えてございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 農業法人誘致事業補助金、先ほど1,000万円と言葉に出ましたけれども、この農業法人を富岡町内に入れてくるのか、それとも法人に農地をマッチングさせるのか。多分農地をマッチングさせる補助金なのかなと思うのですが、表立って歩くと最近はい空いている農地はほとんどないくらい農地は埋まっているような状況なのですけれども、除染済みの農地でいまだにマッチングも何もしないで荒らしてある農地というのはあるのですか。それ1点と。

あと、タマネギ作付奨励金、これも160万円くらい減額になっていますが、多分作付面積が減った結果なのかなと思うのですが、タマネギの連作障害がどうしても出て、タマネギの育ちが悪いとかいろいろ問題があるみたいなのですけれども、その辺を改革していかないとせっかくあれほど立派な乾燥施設造ってもますます減ってしまうのかなと思うのです。ましてや、最近米が高いものですから、米作付に転換されるということで非常に私も心配しているのですけれども、タマネギの作付している農家にとってはやはり連作障害一番の問題だと思いますので、その辺はいろいろ検討して改革できるかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず冒頭、農業法人の誘致事業補助金1,000万円の話をさせていただきましたが、こちらは町内で法人が事務所を構えてしっかりとやっていくという部分に対して補助金を出すという部分でございますので、農地を貸すために誘致をするというわけではないということでご理解いただきたいと思っております。その上で、現在の荒らしている農地はあるのかという部分を端的に申し上げれば、正直あります。それは、農地所有者の方々がもうマッチングにちょっと条件が合わないとかいろいろあるかと思っております。ですが、うちは広くやっていただきたい部分もありますので、しっかりとそこら辺は、ちゃんと管理するので貸していただきたいという部分でマッチングはさせていただいている状況であります。当然昨年度ありました地域計画、この農地は誰が何をやるという部分がありますので、そのエリアを拡大していくという部分でこの荒れていく農地を極力減らしていきたいという考えで取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、2点目のタマネギ奨励金減であります。こちらについては、今現在富岡町タマネギを推しという形で進めております。試行錯誤が続いている部分があるのですけれども、大きい面積になったがゆえに目が届きにくいのではないかとこの部分があるので、より品質のいいというか、規格に合ったタマネギを作っていこうという形で指導方法を若干変えてございます。その分の減という部分がありますが、今ほど議員おっしゃいました連作障害、こちらは昨年度、ベト病対策という形で補助を設けさせていただいて、農家の方々にも喜んでいただきました。最後の最後になってちょっとかが

った部分あるのですが、連作障害は大体クリアできそうな感じでございます。ポイントが今ほど議員おっしゃいました改革という部分であります、規格に合ったタマネギを作っていく、当然露地野菜ですので、雨の量もあります。関係してくるのですけれども、しっかりそこはやっていきましょうねという部分はまず、技術的な部分、それから出荷に向けていく今度乾燥調整施設、こちらの技術の部分も必要かと思っています。この2点も含めまして、昨年度に一度農家の方と管理している農協と、普及所と町とで意見交換をさせていただいて、もうちょっと技術に磨きをかけていましょうという形をさせていただきました。まだ試行錯誤の部分があるので、完全にいいものがすごい出るというわけではないのですが、こちらは引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。農業法人の誘致に関しては、入ってくる法人がいなかったということで大きな減額あったのかなと思います。当然いい農地を耕作したほうが利益も上がりますので、なかなか悪い農地には法人も参入してこないという状況生まれてもしょうがないのかなと思います。ただ、荒れ地をつくったのではまずいものですから、できるだけ、補助率高くするっていてもなかなかできないのしょうけれども、空き農地があれば法人に参入してもらおうとか、今やっている法人に管理してもらおうとかという努力方お願いします。

あと、タマネギに関しては、連作障害はある程度めどがついたということで、非常にうれしい言葉聞きました。あとは、ベト病とかいろいろ病気出た場合にはその都度多分対応してくれるのかなと思いますので。あとは、農家の方は当然よりいいタマネギを作るのが農家の使命ですので、ただそのいいものを作って、乾燥施設に入ってきて、乾燥の仕方が悪くて戻るとなことは絶対ないように、今後とも農協にもそういう指導を徹底していただきたいと思います。そういう多分指導はしていると思うのですが、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ありがとうございます。町内、田園風景が広がっていた町でございますので、その荒れた地、空き地という部分は、農地に関してですが、その部分についてはしっかり埋めてまいりたい、努力をこれからも続けてまいりたいと思います。

それから、2点目のタマネギ関係は、今ご指摘あったとおり、この間の意見交換会開催した際には農協には、大変申し訳ないですけれども、きつく申し上げさせていただきました。出荷までにつなげられる、きちんとしたいいものを届けなければいけないのは農協の務めだと思っています。その点については、指導というにはおこがましいのでありますが、町としてしっかりと助言をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 86、87ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 88、89ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 90、91ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 92、93ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 94、95ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 96、97ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 98、99ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 100、101ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 102、103ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 104、105ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 106、107ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 108、109ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 110、111ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 112、113ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 114、115ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 116、117ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 118、119ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 120、121ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 122ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 124、125ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 126、127ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 128、129ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（堀本典明君） 本日はこの程度にとどめ、16日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 1時22分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和8年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 宇 佐 神 幸 一

議 員 渡 辺 三 男

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和8年第2回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

令和8年3月16日(月)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第12号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第13号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第14号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第15号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第16号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案第17号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)

議案第18号 令和8年度富岡町一般会計予算

議案第19号 令和8年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第20号 令和8年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第21号 令和8年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第22号 令和8年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

議案第23号 令和8年度富岡町公共下水道事業会計予算

議案第24号 令和8年度富岡町農業集落排水事業会計予算

日程第3 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会広報特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第12号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第13号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

- 議案第14号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
議案第15号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
議案第16号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
議案第17号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
議案第18号 令和8年度富岡町一般会計予算
-

○出席議員(9名)

1番	安藤正純君	2番	辺見珠美君
3番	平山勉君	4番	佐藤啓憲君
5番	渡辺正道君	6番	高野匠美君
7番	宇佐神幸一君	9番	渡辺三男君
10番	堀本典明君		

○欠席議員(なし)

○欠員議員(1名)

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	宮川大志君
教育長	武内雅之君
会計管理者	志賀智秀君
総務課長	猪狩力君
企画課長	畠山信也君
税務課長	大館衆司君
住民課長	篠田明拡君
福祉課長	佐藤邦春君
健康づくり課長	斉藤一宏君
生活環境課長	飯塚裕之君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君
生涯学習課長	坂本隆広君

郡山支所長	渡	邊	浩	基	君
いわき支所長	黒	澤	真	也	君
総務課課長補佐 兼管財係長	新	田	善	之	君
代表監査委員	石	井	和	弘	君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	遠	藤	博	生
議 会 事 務 局 幹 長 副 庶 務 係	杉	本	亜	季
議 会 事 務 局 査 査 庶 務 係 主	黒	木	裕	希

開 議 （午前 9時00分）

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回富岡町議会定例会6日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

1番 安藤正純君

2番 辺見珠美君

の兩名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第12号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（斉藤一宏君） おはようございます。議案第12号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容につきましてご説明いたします。

今回の補正は、国庫支出金及び県支出金の交付見込みや額確定などに伴い、既定の予算から歳入歳出それぞれ4,001万2,000円を増額し、歳入歳出の総額を23億44万8,000円とするものです。

初めに、歳入についてご説明いたします。補正予算書133ページを御覧ください。第1款第1項国民健康保険税86万1,000円の減額及び第2款使用料及び手数料、第1項手数料1万円の増額は、国民

健康保険税の徴収実績及び督促手数料の収入実績によるものです。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金275万3,000円の増額は、災害臨時特例補助金において269万4,000円、東日本大震災特定健診国庫補助金において5万9,000円をそれぞれ増額することによるものです。

第4款県支出金、第1項県補助金3,354万1,000円の増額は、交付見込額の精査により、特別交付金において保険者努力支援分316万4,000円の減額となる一方、特別調整交付金市町村分で3,488万6,000円、県繰入金(2号分)で181万9,000円をそれぞれ増額することによるものです。

第5款財産収入、第1項財産運用収入4万3,000円の増額は、積立基金預金利率の増によるものです。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金144万2,000円の減額は、実績見込みにより、未就学児均等割保険料繰入金18万5,000円、職員給与費等繰入金121万円、産前産後保険料繰入金4万7,000円をそれぞれ減額することによるものです。

第8款諸収入596万8,000円の増額は、第1項延滞金、加算金及び過料において7万2,000円、第2項預金利子において17万9,000円、第3項雑入において第三者行為による国保法第64条納付金86万1,000円、国保資格喪失後受診による国保法第65条返還金371万6,000円、雑入で114万円をそれぞれ増額することによるものです。

以上により、歳入合計4,001万2,000円の増額補正となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。134ページを御覧ください。第1款総務費141万円の減額は、事務事業の精査により、第1項総務管理費において129万7,000円、第2項徴収費において2,000円、第3項運営協議会費において6万1,000円、第4項趣旨普及費において5万円をそれぞれ減額することによるものです。

第2款保険給付費58万6,000円の減額は、第1項療養諸費において、療養給付費及び療養費は財源更正によるもので、予算額の変更はございませんが、審査支払手数料において48万5,000円、第2項高額療養費において10万円、第3項移送費において1,000円をそれぞれ減額することによるものであり、第4項出産育児諸費及び第5項葬祭諸費につきましても財源更正によるもので、予算額の変更はございません。

第3款国民健康保険事業納付金、第1項医療給付分は、財源更正によるもので、予算額の変更はございません。

第4款保健事業費432万1,000円の減額は、第1項保健事業費において、健康保持増進教育事業や医療費適正化対策事業の不用額57万4,000円、第2項特定健康診査等事業費において、特定健診委託事業の完了により不用額として374万7,000円をそれぞれ減額することによるものです。

第5款第1項基金積立金は、国保基金積立金利子の額確定により7万円を減額するものです。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金53万円の減額は、保険税還付金44万4,000円、保険

税還付加算金 8万6,000円をそれぞれ減額することによるものです。

第7款第1項予備費において、会計内調整のため4,692万9,000円を増額することにより歳出合計4,100万2,000円の増額補正となり、補正後の歳入歳出の総額を23億44万8,000円とするものです。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出の項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で質疑を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。138ページをお開きください。138、139ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 140、141ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 142、143ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出に入ります。144、145ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 146、147ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 148、149ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 150、151ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 152、153ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 154、155ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 156、157ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 158、159ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） おはようございます。議案第13号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,106万6,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,809万2,000円とするものであります。

163ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。まず、第1款分担金及び負担金、第1項負担金において、双葉町との汚泥共同処理に関わる双葉町負担金額として汚泥処理負担金を4万9,000円増額します。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料において、地方公営企業法適用に伴い、本年3月末日をもって当該特別会計を閉鎖することにより、本年度の出納整理期間に収入予定であった公共下水道使用料を430万円減額し、また下水道使用料滞納繰越分を実績に合わせ9万6,000円増額、第2項手数料において収入精査により督促手数料1,000円を減額し、第2款使用料及び手数料の合計で420万5,000円の減額、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金において交付額確定により119万9,000円減額、第4款繰入金、第1項繰入金において歳入歳出予算調整により一般会計繰入金570万8,000円を減額、第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料において収入精査により延滞金1,000円を減額、第3項雑入

において雑入1,000円を減額、還付金において収入精査により還付金1,000円を減額し、第6款諸収入の合計で3,000円を減額し、歳入総額では1,106万6,000円の減額補正をするものであります。

次に、164ページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。第1款事業費、第1項下水道事業費1,106万6,000円の減額の内訳は、公共下水道維持費において事業精査による負担金や各種手当を含む職員給与費などの減額により306万6,000円を減額、公共下水道整備費において工事委託の事業精査により800万円減額し、歳出総額では1,106万6,000円の減額補正をするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については、項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。168ページから177ページまで、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） それでは、議案第14号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ520万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ8,747万1,000円とするものであります。

181ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。まず、第2款使用料及び手数料、第1項使用料において、地方公営企業法適用に伴い、本年3月末日をもって当該特別会計を閉鎖することにより、本年度の出納整理期間に収入予定であった農業集落排水施設下水道使用料73万円を減額、第2項手数料において督促手数料1,000円を減額、第3款繰入金、第1項繰入金において歳入歳出予算調整により一般会計繰入金446万9,000円を減額、第5款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料において延滞金1,000円を減額、第3項雑入において雑入1,000円を減額し、歳入総額では520万2,000円の減額補正をするものであります。

次に、182ページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費520万2,000円の減額は、集落排水維持管理費において事業精査による管渠維持工事費等の減額などにより、520万2,000円を減額補正するものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。186ページから189ページまで、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） おはようございます。それでは、議案第15号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、保険料収入の増及び令和7年度国、県支出金の交付見込額の減などにより、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ8,196万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億4,110万9,000円とするものです。

初めに、歳入についてご説明いたします。193ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護保険料では、保険料収入の確定により42万9,000円を増額するものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料においては、確定により督促手数料1,000円を増額するものです。

第3款国庫支出金における5,803万5,000円の減額は、交付の見込みにより、第1項国庫負担金において介護給付費負担金などで7万5,000円の増額、第2項国庫補助金において調整交付金などで5,811万円の減額によるものでございます。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金においては、介護給付費交付金などで1,348万7,000円を減額したことによるものです。

第5款県支出金における341万8,000円の減額は、第1項県負担金において介護給付費負担金で349万8,000円を減額、第2項県補助金において介護予防事業、地域支援事業交付金などで8万円を増額したものであるものです。

第6款財産収入、第1項財産運用収入では、介護給付費準備基金積立金預金利子で1万7,000円を増額するものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金では、一般会計繰入金で介護給付費繰入金や職員給与費等繰入金などを合わせて746万9,000円を減額するものです。

第9款諸収入、第2項雑入においては、第三者納付金により計1,000円を減額するものです。

以上のことから、歳入において8,196万3,000円を減額し、歳入予算総額を16億4,110万9,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。194ページを御覧ください。第1款総務費の382万5,000円の減額は、第1項総務管理費で職員、会計年度任用職員の給与費の精査などにより298万8,000円を減額、第2項徴収費では賦課徴収事務諸経費の9,000円を減額、第3項運営協議会費では事業確定による委員謝礼、費用弁償などの11万7,000円を減額、第4項介護認定審査会費では認定調査業務委託料など、認定調査業務諸経費71万7,000円を減額したことによるものです。

第2款保険給付費2,977万4,000円の減額は、各種サービスの給付実績の精査によるものです。第1項介護サービス等諸費では居宅介護に係る9つのサービスで910万9,000円の減額、第2項介護予防サービス等諸費では地域密着型介護予防サービス給付費など、6つのサービス費でトータル3,000円の減額、第3項その他の諸費では審査支払手数料が増えたことにより3万4,000円の増額、第4項高額介護サービス等費では24万5,000円の減額、第5項特定入所者介護サービス等費では特定入所に係る4つのサービスで2,035万円の減額、第6項高額医療合算介護サービス等費では現在まで対象者がいないため、10万1,000円を減額したことによるものです。

第3款地域支援事業費176万5,000円の減額は、第1項介護予防事業費において介護予防・生活支援サービス事業費などで45万9,000円の減額、第2項包括的支援事業費において成年後見制度利用者が少なかったことなどによる222万4,000円の減額によるものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金では、介護給付費準備基金積立金において事業完了に伴う事業費の精査により947万2,000円を減額するものです。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金では、存目整理で2,000円を減額するものです。

第6款予備費、第1項予備費では、会計内調整のため3,712万5,000円を減額するものです。

以上のことから、歳出において8,196万3,000円を減額し、歳出予算総額を16億4,110万9,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。198ページをお開きください。198、199ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 200、201ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 202、203ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 204、205ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 206、207ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 208、209ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 210、211ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 212、213ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 214、215ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 216、217ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 218、219ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 220、221ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 222、223ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 224、225ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 226、227ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 228、229ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 230ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題とい

たします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（斉藤一宏君） それでは、議案第16号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、保険料の徴収実績や見込み、一般会計繰入金、事務事業の精査などにより、既定の予算から歳入歳出それぞれ934万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を6,235万3,000円とするものです。

初めに、歳入についてご説明いたします。233ページを御覧ください。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料429万7,000円の減額は、後期高齢者保険料の徴収実績によるものです。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金518万1,000円の減額は、健康診査事業の完了等により事務費繰入金33万5,000円、保険基盤安定負担金の額確定により保険基盤安定繰入金484万6,000円をそれぞれ減額することによるものです。

第5款諸収入13万6,000円の増額は、第1項延滞金、加算金及び過料で1,000円、第2項償還金及び還付加算金2,000円をそれぞれ減額する一方で、第3項預金利子の額確定により2万6,000円、第4項雑入において広域連合補助金の交付見込額の増により11万3,000円をそれぞれ増額することによるものです。

以上により、歳入合計934万2,000円の減額補正となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。234ページを御覧ください。第1款総務費33万5,000円の減額は、事業の完了及び事務事業の精査により、第1項総務管理費において31万8,000円、第2項徴収費において1万7,000円をそれぞれ減額することによるものです。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金906万1,000円の減額は、保険料の徴収見込み及び保険基盤安定負担金の額確定によるものです。

第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金において2,000円を減額し、第4款第1項予備費において会計内調整のため5万6,000円を増額することにより、歳出合計934万2,000円の減額補正となるもので、補正後の歳入歳出の総額を6,235万3,000円とするものです。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。238ページから245ページまで、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） それでは、議案第17号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の内容について説明いたします。

今回の補正は、利用実績の精査によるものであり、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ18万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額を1,143万6,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。249ページを御覧ください。第1款サービス計画収入金、第1項予防給付費収入金では、事業精査により予防支援サービス計画費8万4,000円を減額し、第2款繰入金、第1項一般会計繰入金では、会計年度任用職員給与費の精査により10万円を減額するものです。

第4款諸収入、第1項預金利子では、利子金額の確定により1,000円を増額するものです。

以上のことから、歳入において18万3,000円を減額し、歳入予算総額を1,143万6,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。250ページを御覧ください。第1款介護予防支援事業費18万4,000円の減額は、第1項介護予防サービス事業費で、サービス計画の作成委託件数の減に伴う委託

料8万4,000円の減額及び会計年度任用職員給与費10万円の減額によるものです。

第3款予備費1,000円の増額は、第1項予備費で、会計内調整による1,000円の増によるものです。

以上のことから、歳出において18万3,000円を減額し、歳出予算総額を1,143万6,000円とするものです。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。254ページから259ページまで、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午前10時まで休議いたします。

休 議 （午前 9時47分）

再 開 （午前 9時58分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、議案第18号 令和8年度富岡町一般会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） それでは、議案第18号 令和8年度富岡町一般会計予算の内容についてご説明申し上げます。

令和8年度は、東日本大震災から15年が経過し、第3期復興・創生期間の初年度となり、復興を加速させていく重要な年となります。当初予算の編成においては、富岡町中期財政計画の方針を基に、第三次富岡町災害復興計画と昨今の社会経済状況への対応も考慮した上で、第3期復興・創生期間の開始に合わせ、「町内全域の復興・創生を加速する」を基本目標に掲げ、1、帰還と移住の促進、2、農業と産業の育成、3、子供たちの教育環境の充実、4、町内のにぎわい創出を取組方針として、生活に直結する予算をしっかりと確保するとともに、取組方針に関連する事業へ予算を重点的に配分することとして予算編成を行いました。

なお、今回予算編成をするに当たっては、総務省からの地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けたさらなる取組について、令和7年6月26日付総務省自治行政局行政課長通知の趣旨を踏まえ、町執行部全体が一丸となって、安ければよいではなく、適正な価格で契約を行う必要があるという意識の下、昨今の物価高騰などに伴う適切な価格転嫁が進むよう、事業費等の算定に当たっては需給状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえるという方針に基づき、予算編成をしております。

令和8年度予算は、復興再生の歩みをさらに加速させるために、最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に調整に努めた結果、歳入歳出予算の総額は対前年度比31億8,453万6,000円、率にして26.3%増の152億7,242万1,000円となりました。歳出総額に対する主な財源につきましては、歳入総額の40.6%が国、県支出金、次いで繰入金が23.1%、町税及び各種交付金が18.6%となっており、不足財源の補填につきましては、財政調整基金から17億6,964万1,000円、町勢振興基金から2億円を繰り入れるなどし、予算編成を行ったところです。

それでは、第1表、歳入歳出予算についてご説明いたします。3ページをお開き願います。初めに、歳入について申し上げます。第1款町税23億5,195万円については、固定資産税については新築家屋の増加や特別措置法による減免終了などにより増収見込みであるものの、個人町民税、法人町民税ともに令和8年度は減収見込みであり、軽自動車税については軽自動車税環境性能割が3月末で廃止となることなどから、前年度比較で440万1,000円、率にして0.2%の減となっております。主な内容としては、第1項町民税において前年度比324万6,000円減の7億5,806万3,000円、第2項固定資産税において前年度比399万6,000円増の14億9,945万6,000円、第3項軽自動車税において前年度比40万1,000円の減の2,250万1,000円、第4項町たばこ税においては前年度比475万円減の7,193万円の予算計上となっております。

第2款地方譲与税につきましては、第1項地方揮発油譲与税において前年度比10万円減の1,620万円、第2項自動車重量譲与税において前年度比50万円増の4,950万円、第3項森林環境譲与税において前年度比50万円減の1,140万円、地方譲与税の総額においては前年度比で10万円、率にして0.1%減

の7,710万円となっております。

第3款利子割交付金は、前年度比で464万円、828.6%増の520万円。

第4款配当割交付金は、前年度比で655万円、137.9%増の1,130万円。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、前年度比で1,108万円、457.9%増の1,350万円。

第6款法人事業税交付金は、前年度比で40万円、1.2%増の3,310万円。

第7款地方消費税交付金は、前年度比で790万円、2.4%増の3億4,130万円。

第8款自動車税環境性能割交付金は、前年度比で460万円、88.5%減の60万円。

第9款地方特例交付金は、前年度比で20万円、4.8%増の440万円をそれぞれ見込みにより予算計上いたしました。

第10款地方交付税につきましては、普通交付税13億80万円、特別交付税1,802万9,000円、震災復興特別交付税8億1,164万円を見込みにより計上し、地方交付税の総額においては前年度比で1億849万4,000円、率にして5.4%増の21億3,046万9,000円となっております。

3ページから4ページを御覧ください。第11款交通安全対策特別交付金は、前年度比較で10万円、率にして20%減の40万円。

第12款分担金及び負担金については、第1項負担金において老人福祉施設入所負担金や消防費負担金など331万4,000円の予算を計上し、前年度比で12万3,000円、率にして3.9%の増となりました。

第13款使用料及び手数料は、第1項使用料において各町営住宅や商業施設、文化交流センターの使用料などを見込み、前年度比712万4,000円減の1億616万円、第2項手数料において、各種証明書等の交付手数料などの見込みにより、前年度比44万2,000円減の584万8,000円を計上し、使用料及び手数料の総額では前年度比756万6,000円、率にして6.3%減の1億1,200万8,000円となっております。

第14款国庫支出金は、第1項国庫負担金において自立支援給付費負担金や児童手当負担金、障がい児入所給付費等負担金など、前年度比1,168万5,000円増の3億7,608万5,000円、第2項国庫補助金において営農再開に係る事業費や第二産業団地事業整備費の増などに伴い、福島再生加速化交付金が18億3,963万2,000円の増となったことなどにより、前年度比17億9,186万4,000円増の38億5,081万3,000円、第3項国庫委託金において町内地域防犯防火対策事業費の増などに伴い、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金が6,410万1,000円の増となったことなどにより、前年度比9,132万6,000円の増の9億4,403万1,000円となり、国庫支出金の総額においては前年度比で18億9,487万5,000円、率にして57.8%増の51億7,092万9,000円となりました。

第15款県支出金については、第1項県負担金において自立支援給付費負担金や保険基盤安定負担金、後期高齢者保険基盤安定負担金などを計上し、前年度比2,038万1,000円増の2億4,790万1,000円、第2項県補助金においてふくしま森林再生事業補助金4,640万円増、再生可能エネルギー復興推進協議会補助金3,050万4,000円の増などにより、前年度比1億2,625万8,000円増の7億1,196万4,000円、第3項県委託金において福島県知事選挙委託金1,780万7,000円の皆増となる一方で国勢調査委託金が皆

減となるなどにより、前年度比203万3,000円減の7,045万7,000円となり、県支出金の総額では前年度比で1億4,460万6,000円、率にして16.3%増の10億3,032万2,000円となりました。

第16款財産収入は、第1項財産運用収入において各種基金の預金利子の増などにより、前年度比5,267万7,000円増の1億5,287万1,000円、第2項財産売却収入は5,000円の存目計上で、財産収入の総額においては前年度比で5,267万7,000円、率にして52.6%増の1億5,287万6,000円となりました。

第17款寄附金は、再生可能エネルギー寄附金やふるさと納税寄附金の本年度実績に基づく見込みにより、前年度比で100万1,000円、率にして2.9%増の3,510万4,000円を計上しております。

第18款繰入金は、第1項特別会計繰入金において国保会計繰入金など4特別会計繰入金4,000円を増額計上、第2項基金繰入金において歳入歳出予算の調整のため財政調整基金繰入金17億6,964万1,000円、各種事業の財源などとして町勢振興基金繰入金2億円、福島再生加速化交付金基金繰入金（経産省）5億5,832万9,000円、福島再生加速化交付金基金繰入金（農水省）3億4,278万6,000円、特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金繰入金3億円などにより、繰入金の総額では前年度比で9億7,410万9,000円、率にして38.1%増の35億3,152万5,000円となりました。

第19款繰越金は、前年度繰越金として前年度同額の5,000万円を計上しております。4ページから5ページを御覧ください。第20款諸収入は、第1項延滞金、加算金及び過料において2,000円の存目計上、第2項町預金利子において前年度比277万7,000円増の329万1,000円、第3項貸付金元利収入において前年度と同額の8,125万6,000円、第4項受託事業収入において前年度比466万円増の1,160万8,000円、第5項雑入において中小企業基盤整備機構助成金7,500万円の減などにより、前年度比1,028万9,000円減の1億1,836万7,000円、諸収入の総額においては前年度比285万2,000円、率にして1.3%減の2億1,452万4,000円となりました。

第21款町債は、福島県災害援護資金貸付金250万円を前年度の半額で計上しております。

次に、歳出の主な内容を申し上げます。6ページ、7ページを御覧ください。第1款議会費は、給与費の増などにより、前年度比384万4,000円、率にして4.3%増の9,420万6,000円となりました。

第2款総務費は、第1項総務管理費において公共用施設維持基金費1億9,845万3,000円の減や財産管理費1億2,445万7,000円の減となる一方で、第二産業団地整備に係る基金積立てを含む福島再生加速化交付金基金費18億7,507万1,000円の増や公共用施設整備基金費4億209万4,000円の増、機構改革に伴う定住化促進対策住宅助成金2億7,700万円の増などにより、前年度比23億4,229万3,000円増の52億784万9,000円、第2項徴税費において賦課徴収費1,029万7,000円の減などにより、前年度比782万1,000円減の1億1,964万3,000円、第3項戸籍住民基本台帳費において給与費、会計年度任用職員給与費の増などにより、前年度比311万3,000円増の1億1,625万8,000円、第4項選挙費において富岡町長選挙費や参議院議員通常選挙費の皆減により、前年度比2,931万5,000円減の1,860万5,000円、第5項統計調査費において国勢調査費534万3,000円の減などにより、前年度比79万7,000円の減の965万1,000円、第6項監査委員費において前年度比8,000円減の81万4,000円となり、総務費の総額では前

年度比で23億746万5,000円、率にして72.9%増の54億7,282万円となりました。

第3款民生費は、第1項社会福祉費において自立支援事業費や後期高齢者事業費などの計上事業に係る予算を計上するとともに、総合福祉センター施設管理費において施設周辺のり面工事費の増などにより、前年度比9,283万円増の16億3,047万9,000円、第2項児童福祉費において児童手当支給事業費1,310万円の減などにより、前年度比1,418万8,000円減の2億7,194万6,000円、第3項災害救助費において前年度比1,654万6,000円減の1億4,737万1,000円となり、民生費の総額では前年度比6,209万6,000円、率にして3.1%増の20億4,979万6,000円となりました。

第4款衛生費は、第1項保健衛生費において保健対策事業費などの計上事業に係る予算を計上するとともに、予防接種事業費2,096万3,000円の減、保健衛生総務費998万1,000円の減などにより、前年度比3,779万4,000円減の4億433万4,000円、第2項清掃費において双葉地方広域市町村圏組合塵芥処理費負担金1,637万1,000円の減などにより、前年度比1,536万8,000円減の1億2,678万6,000円、第3項上水道費において北系配水管本管復旧工事の完了に伴う双葉町水道企業団負担金（建設改良分）6,092万4,000円の減などにより、前年度比6,111万4,000円減の881万2,000円、衛生費の総額では前年度比1億1,427万6,000円、率にして17.5%減の5億3,993万2,000円となりました。

第5款労働費、第1項労働諸費は、前年度比で56万3,000円、率にして52.6%増の163万3,000円となりました。

第6款農林水産業費は、第1項農業費において営農再開支援水利施設等保全事業9,311万7,000円の減、農業基盤整備促進事業費7,596万円の減などにより、前年度比2億733万8,000円減の11億8,367万円、第2項林業費においてふくしま森林再生事業費4,200万円の増などにより、前年度比9,687万8,000円増の3億1,044万9,000円、第3項水産業費において前年度比2万5,000円増の154万6,000円、農林水産業費の総額では前年度比で1億1,043万5,000円、率にして6.9%減の14億9,566万5,000円となりました。

第7款商工費、第1項商工費は、工業団地事業費7億5,035万円の増、夜の森地区中核拠点施設整備事業費2億7,549万1,000円の増、桜保全事業費909万8,000円の増などにより、前年度比9億911万円、率にして108%増の17億5,083万5,000円となりました。

第8款土木費は、第1項土木管理費において前年度比3万6,000円減の344万4,000円、第2項道路橋梁費において照明灯管理事業費2,038万4,000円の増となったのに対し、道路新設改良事業費1,763万円の減、道路橋梁管理費1,250万円の減などにより、前年度比の707万4,000円減の6億1,975万1,000円、第3項河川費において河川整備事業費4,432万7,000円の増などにより、前年度比4,458万5,000円増の6,678万2,000円、第4項都市計画費において機構改革に伴い定住化促進対策新築住宅助成金1億2,710万円の減、帰還促進強化支援事業補助金1億6,200万円の減などにより、前年度比3億453万6,000円減の3億6,573万6,000円、第4項住宅費において前年度比597万4,000円減の4,608万7,000円、土木費の総額では前年度比2億7,303万5,000円、率にして19.9%減の11億180万円となりま

した。

第9款消防費、第1項消防費は、消防施設維持補修費3,234万6,000円の減に対し、富岡町防火防犯パトロール事業費5,613万3,000円の増などにより、前年度比4,076万1,000円、率にして4.5%増の9億3,881万円となりました。

第10款教育費は、第1項教育総務費において教育委員会事務局諸経費や会計年度任用職員給与費が増となるなどに対し、双葉地方教育構想事業費880万円の減、施設管理費642万7,000円の減などにより、前年度比652万円の減の2億1,841万5,000円、第2項小学校費において前年度比599万円の増の2,136万5,000円、第3項中学校費において前年度比257万6,000円増の5,911万9,000円、第4項幼稚園費において給与費1,876万1,000円の増などにより、前年度比1,750万2,000円増の1億9,683万1,000円、第5項社会教育費において文化交流センターの施設管理費9,570万5,000円の減、生涯学習一般事務諸経費1,750万4,000円の減などにより、前年度比1億2,325万4,000円減の4億3,121万3,000円、第6項保健体育費において総合体育館の空調設備工事費の増などにより、前年度比4億5,561万7,000円増の7億5,917万3,000円となり、教育費の総額では前年度比3億5,191万1,000円、率にして26.4%増の16億8,611万6,000円となりました。

第11款災害復旧費は、第1項公共土木施設災害復旧費において、給与費425万1,000円の増などにより、前年度比436万3,000円増の6,922万5,000円、第2項農林水産施設災害復旧費において農地等災害復旧事業費45万円の増となり、災害復旧費の総額では前年度比481万3,000円、率にして7.4%増の6,967万5,000円となりました。

第12款公債費、第1項公債費は、前年度比171万9,000円、率にして93.9%増の4,613万3,000円となり、内訳としては元金が212万2,000円増の4,010万円、利子が40万3,000円減の603万3,000円となっております。

第13款予備費、第1項予備費については、前年度同額の2,500万円を計上しております。

次に、第2表、継続費についてご説明いたします。8ページを御覧ください。本予算において継続費を設定する事項でございます。第7款商工費、第1項商工費、事業名、富岡第二産業団地整備事業において事業費の総額を29億2,800万円として、年割額を令和8年度8億8,120万円、令和9年度20億4,680万円、同じく第7款商工費、第1項商工費、事業名、夜の森地区中核拠点施設温泉井戸整備事業において事業費の総額を2億7,620万円として、年割額を令和8年度1億8,250万円、令和9年度7,402万円、令和10年度1,968万円と設定するものです。

次に、第3表、債務負担行為についてご説明いたします。9ページを御覧ください。事項、夜の森地区中核拠点施設整備事業(温浴施設整備)期間、令和8年度から令和20年度まで、限度額20億2,098万9,000円について、年度を越えて経費を負担するため、債務負担行為を設定するものです。

令和8年度一般会計予算の概要説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(堀本典明君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

歳入の部から入ります。14ページをお開きください。14、15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 18、19ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 20、21ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 22、23ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 24、25ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 26、27ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 28、29ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 30、31ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 32、33ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 34、35ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 36、37ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 38、39ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 40、41ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 42、43ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 44、45ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 46、47ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 48、49ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 50、51ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 52、53ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出に入ります。54、55ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 56、57ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 58、59ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 60、61ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 62、63ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 64、65ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 66、67ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 68、69ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 70、71ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 72、73ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 74、75ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 76、77ページございませんか。

4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。77ページのエネルギー事業費委託料、こちら昨年度事業なかったのですけれども、来年度からということで、この中身について教えてください。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えいたします。

今ほど議員からご指摘のあったとおり、来年度からの新規事業となります。こちらは、とみおかワーキングベース、サテライトオフィスで行っている事業の実証事業を今行っているのですけれども、その継続ということになります。今は企業がやっていたのですが、来年度からは町で主体的にやっていきたいと思っております。

中身について申し上げます。電気料金には固定価格、それから市場価格というものがございまして。こういった中で、固定価格はあらかじめ契約で定められた単価、こちらで電気を購入する方法、ご存じかと思いますが、市場価格については30分ごとに電気料金変動するパターンでなっております。こういったことで、公共機関で、例えば学びの森だとか役場とかで市場価格に移してみるとどのくらい電気料が得というか、安価になるのかといったことを来年度1年間で実証してみたいというところで、国の補助金を活用しながらこの事業を進めたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。同ページの空き家管理システム利用料ということなのですが、この事業の内容こういったものかご説明願いたいのと、あと大きな移住・定住推進事業費、今回は4億7,306万円か、これ前年度から大幅に増額していますが、大きな増額の理由をご説明ください。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えいたします。

まず1点目、空き家管理システム利用料49万5,000円についてです。現在、令和7年度の取組といたしまして、空き家がどこにあるのかとか、所有者の方が空き家をどうしたいのかといった意向調査を行っております。令和8年度以降の取組というか、展開についてなのですが、町内の不動産事業者の方々と連携をしながら、例えば売りたいとか貸したいとかいう意向がある方の中で、手続きが煩雑だなとかいう方がもしいらっしゃるとすれば、そういったものをプロの視点から市場に誘導するようなこと、こういったことを町と不動産事業者で連携しながら進めていきたいと思っております。予算として上げた49万円、こちらにつきましては、今年度空き家調査を行っているものでございまして、企画課が計上したものでございます。今回の調査によって得られたシステムを運営していくための費用でございます。

続いて2点目でございますが、移住・定住推進事業費でございます。今回、先般の両常任委員会で企画課としてやること、大きな4つの柱についてご説明をさせていただきました。今回大きく増えたのは、77ページの007の一番下にあります2.7億円、先ほど総務課長の説明にもありました現在都市整

備課で行っております定住化促進対策住宅助成金、こちらが新年度は地域創生課において行うことになり、こちらに移行したため、大きな増額となっております。

以上です。

- 議長（堀本典明君） そのほかございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 78、79ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 80、81ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 82、83ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 84、85ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 86、87ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 88、89ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 90、91ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 92、93ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 94、95ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 96、97ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 98、99ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 100、101ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 102、103ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 104、105ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 106、107ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 108、109ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 110、111ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 112、113ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 114、115ページございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 001のコミュニティ推進事業の諸経費に関して、これ人件費も多分含むと思うのですが、これサロンの運営の件なのですが、今回いわきのサロンの職員が2人辞めて新たに2人入るといふことで、長きにわたって大変な時期からサロンに携わってきた職員が3月31日で切られて、応募を取ったところ多数の応募あって、いい人材が来たといふことで採用することにしたのだと思いますが、サロンでは結構、町民ばかりではなくて、人に接する部分ですので、いろいろ問題はあるのです。いろいろ問題ある中でも、いわきサロンに関しては3名の職員が本当に真面目に町民に接していただいて、いろんな人に聞いてみたら町民からもかなり好評なのです。その職員が急に切られて新たな職員に替わるといふことで、私も驚いて課長に確認したりいろいろしたのですが、どうも納得いかないのです、この採用をするに当たって。その辺の中身についてお聞かせください。

あと、任用職員は各課にもいっぱいいると思うのですが、そういう任用職員来ている各課の捉え方といひますか、替えるとすればどういう部分があって替えるのか。そういう捉え方を各課にもお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（堀本典明君） この件は、まず担当の方、今のいわき支所のところご答弁いただきたいです。

住民課長。

○住民課長（篠田明弘君） では、質問にお答ひします。

まず、サロンの採用試験ですけれども、今回面接といふことで、約40人ぐらひの応募がありました。その中で、一人一人と面接をしまして、それぞれ項目に応じて点数をつける形になるのですけれども、住民課としては公平に審査をしたと思ひております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 総務課から今回、会計年度任用の職員の募集に当たっての全体的な概要的なものからまずご説明をさせていただければと思ひます。

今回の会計年度任用職員の募集につきましては、13課にまたがりまして全体で80名といふ人数を、

それぞれの担当課の必要とする人材の人数等を検討しながら、募集するという形に至りました。職種としましては、先ほどございましたように、サロンの方もございましたが、一般事務職、復興支援、保健師とか看護師とか、いろんな多岐にわたる職員ということで、また中にはパートですとかフルタイムの方とか、いろいろございました。これに対しましてハローワークに募集したところ、全体的には231名、平均的には2.8倍、受験者がございました。先ほどもありましたけれども、試験の内容につきましては、項目をそれぞれの課でばらつきがないように判定する表も設けまして、各項目ごとにいろいろと採点をして、その結果を基に採用すると。その項目につきましても、6点ほど規定しまして、その中で関係課で必要とする人材を面接試験の中でやり取りしながら、点数をつけて上位者を決定するというものでございますので、その流れの中で総務課で最終的にその成績の中で上位の者に合格を出すという形になってございます。そのような流れで一応試験そのものは運用しておりますので、まずこういった点をご説明させていただけたと思います。回答させていただきました。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。当座はなかなか任用職員の応募を出してもなかなか集まらなかった時期に、今回の人なんかは率先して早くからサロンに勤めていただいて、すごくご苦労だったのかなと思います。ただ、今になってみれば、80人募集した中で231人も募集があったということで、町としては大喜びの部分なのかなと思います。今総務課長の話を聞けば、一般事務とか、例えば保健師とか特殊な免許必要な、そういう部分に関しては当然少しでも優秀な方というのが当然だとは思いますが、サロンに関しては町民に一番密着して常に働いている職員だと思いますので、今までいろいろ不手際があったような職員であれば実際困るわけですが、町民が喜んで接している、町民に対しても優しく接してくれる職員が一番だと思うのです。そういう部分で、簡単に切るというのは私どうも納得いかないのですが、今総務課長の話だと、その課で必要な人材ということで課の課長並びにその関係職員の人たちがいろいろ見て、最終的には点数も関係しているのかなと思うのですが、その課長とか関係職員が点数つける部分は今回あったのか、また作業態度とかそういう部分聞き取り調査あって最終的に決まったのかどうか、その辺を教えてください。

○議長（堀本典明君） ご答弁されるのは、住民課長ですか。

住民課長。

○住民課長（篠田明弘君） 今回のサロンの面接に関しましては、まず面接において基本的な質問というのがありまして、その中で一般的な社会常識とか教養があるかを判断しました。また、相手の年齢や職歴などに応じて幾つかの質問をやり取りする中で、その人柄やサロン職員としてやってみたいこと、どうサロンを盛り上げていきたいか、あとまた今後サロンをどうしていきたいかといった質問もさせていただきました。そういった中で、この人が交流サロンの職員として向いているか、積極性があるかということを基準として公平に判断いたしました。

○議長（堀本典明君） これまでの業務実績とかを評価の中に入っていましたかというご質問もあったと思うのですが。

住民課長。

○住民課長（篠田明弘君） 今回の採用試験の項目の中に実績という項目はありませんでしたので、そちら辺は審査項目には入っていませんが、ただ従来いた方の実績というのは、それはそれでこちらとして含めて判断しております。

〔「課長が面接したの」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 面接官はどなたがされたのかというご質問も入っていました。

住民課長。

○住民課長（篠田明弘君） すみません。面接官は、私、住民課長をはじめとして、住民課の職員3名でやっております。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 課長はじめ住民課の職員3名で面接したということですがけれども、7年も問題なくやっている職員が外れるというのはやはり異常なのです。といいますのは、課長はじめ面接した3名が全くその職員のことを分かっていないということなのです。そうでしょう。新たに来る職員、多分すばらしい職員だと思うのです、採用したのだから。だけれども、今までの実績を踏まえて、何かミスを起こしたのであればそれはしょうがないと思います。ミスも起こさないで7年穩便にやってきて、例えばサロンの今後の運営に関して何か改革する部分がありますか。完璧に近く町民に寄り添ってやっていけば別に変える必要もないと思うし、新たに変えているような問題起こす必要もないと思うのです。そういう部分が私は一番だと思うのですが、その職員の中身本当に分かっているのですか、課長はじめ面接者の3名が。その担当課から総務課に上がって行って、ではいいでしょうということになるのでしょうか。だから、その辺本当に人物として分かっている、この人物はふさわしくないと取ったのですね。降ろされる理由は、そういう理由でない限りはありませんからね。新たに入る職員がすばらしい職員だとすれば、それと比べれば、その人と比べればふさわしくないと答え出たという捉え方でいいのですか。

○議長（堀本典明君） 住民課長。

○住民課長（篠田明弘君） サロンの職員とは年に最低2回、私個別に面談をしております。また、そのほかにも担当係が月に1回以上各サロンに伺って、様子をうかがっております。また、それ以外にも、いわき支所に寄ったりとか、近くに行くときは必ず寄ってサロンの中の様子を見てきたり、サロン職員と個別にお話をしてきたり等してしますので、住民課としてはサロンの活動こういったものをやっているのかというのは把握していると考えております。その中で、今回に至ったのは、あくまでもサロンの面接の中身の回答とか、そういったものが積み上げた結果、今回すばらしい人がいたという結果になっております。なので、議員のおっしゃるような、外したいとか、そういった思惑は全

くありません。あくまでも点数を積み上げた結果そのような形になったということになっております。
以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。あくまでも富岡町は採用は全て点数を積み上げてやると。もう私情は当然挟むべきではないですけれども、長きにわたって勤めてくれた人を点数積み重ねて簡単に外されるようでは、今はこれだけ人数が80名応募の中に231名、すばらしい数字集まっていますが、最終的には富岡町の職員になりたいという人はいなくなってしまうのではないのですか。サロンのうわさはいろいろ聞いています。聞いている中で、課長は何の改革もしないで、それで人がいっぱい集まったから、ではいい人を探ろう、それはおかしいですよ。いろんな問題起きている部分、言いますか、ここで。とんでもない話になりますよ。そういうことがあると困るから、私は言っているのです。やっぱりいい職員は押さえておくべきなのです。点数の積み上げばかりが人を探る採用の一番条件ではないですよ、学校の試験ではないですから。そうでしょう。人物的にやっぱりいい人を押さえないと。人に接する部分ですから。一般事務職で計算できない事務職を探れとは言わないです。当然計算のできる人、計算の速い人、機転の利く人、そういう点数のつけ方になっていくのだと思うのです。サロンは、来た人をいかに楽しく一日過ごしてもらうか、イベントとかそういう部分を通していかに楽しく振る舞ってくれるか、楽しく接してくれるかが一番だと思うのです。7年の実績ある人を落とすのですから、よっぽどマイナス点がついたのだと思うのです。点数の積み上げで。その辺が非常に私は情けなく思います。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） ご指摘どうもありがとうございます。総務課からもございましたけれども、まず採用の大前提というのは受験者にとってまずは公平であることだと思っておりますし、それが行政として崩してはいけな一線かなと考えてございます。まずは今ほどの、なかなか個人が特定されるような可能性があることは少し避けたいとも思うのですけれども、まず長年サロンを支えていただいた方への感謝、そういったことはまずは忘れてはいけな一線かなと思っておりますし、そこはしっかりと受け止めなければならないかなと思っております。一方で、重ねてになりますが、やはり町としてしっかりと説明の責任を果たしていくには、明確な選定基準、また客観的な、後で誰が見ても分かるような、そういった審査結果というところが必要になってくるということも思いますし、私どもとしても長年働いていただいた方々の経験値であったり、そういった実績というところを軽んじているつもりはもちろんなく、先ほど評価項目幾つかありましたけれども、表現力だったり積極性、また堅実性なんていう話もあります。そういったところに、審査項目に具体的に経験値というものがなくとも、経験に裏打ちされた、例えば今ほどの積極性だったり表現力、そういったものが経験という形で面接の中で表れてくるのかなと考えてございます。繰り返しになりますけれども、そういった経験値を生かしていただいて前向きに業務に取り組んでいただくと、そういった姿勢を評価してい

くのが町としての、選定者としての役割かなと思ってございます。何とぞご理解いただきますように
よろしくをお願いします。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 116、117ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 118、119ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 120、121ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 122、123ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 124、125ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 126、127ページございますか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。127ページ、草刈機購入費って書いてあるのですが、前も買って古くなったというわけでもないと思うのですが、新しく買うのか、もしくは前のが壊れたから買うのか、活用方法も含めてあると思うのですが、その点何で購入しているのだから教えてください。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） こちらは新規に購入するということでございます。今あるものが全く使えないというような状況ではございませんので、補充するということでございます。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） 分かりました。今回については金額的に大きいので、基本的に自走式なのか、それとも手で刈るのか、それを教えてください。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） 自走式となります。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） 自走式は多少伸びた草は刈れない、刈るのが難しいと思うのですけれども、実際に結構使う方が多いということですか。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） 自走式をご希望される方もいらっしゃいます。なおかつ、難しいと

いうお話もございましたけれども、そういった中でも一般になるべく多くの方にご利用いただけるような、そういったものを選定してまいる予定でございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 128、129ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 130、131ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 132、133ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 134、135ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 136、137ページございませんか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。137ページの地域おこし協力隊事業費の中において聞きたいのですが、農業が中心になるのだと思うのですが、現実的に今協力隊という活動はどのような形をされているのか教えていただきたいのですが。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほどご質問ありました件でございますが、まさに今現在活躍しているのが農業分野で1名ございます。加えて、令和8年度においてこの事業を活用したいという農業団体がございましたので、今般予算を計上させていただきました。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。取りあえず1名利用しているということは分かりましたが、基本的に普通ですとこれもっと活用していくべき事業だと思うのですが、これを拡大できるような試案というか、こういう方向に持っていきたいというのがありましたら教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 地域おこし隊自体が総務省管轄で動いているもので、全国各地このような形で活動してございます。産業振興課においては、農業分野という形で限定して地域おこし隊を募集した経緯がございますが、過去においては企業版という形で、富岡町で情報関係を実施する地域おこし隊という形で採用したこともございます。まずは、その地域おこし隊をどのような場面で活用していくかという町の課題整理が必要ですし、それを受け入れてくれる団体も必要かと思っています。また、起業を目指していくということも方針としていろいろとお聞きしなければいけないと思っています。非常に有効な制度でございますので、当町においてもこの制度を有効に活用してまいりた

いと考えてございます。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。その計画の中に少しでも考えていただきたいのは、前の全協でもお話ししたのですが、新しい町民の方と従来の土地持って農家をやっている町民の方との一つの接点にもいいきっかけとして使えないかなと思うのですが、ただ大規模的な農家の問題があるので、それも難しいかと思うのですが、できればそういうのも考慮していただくと町民との交流に拍車がかかるかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご提案ありがとうございます。今ほどご提案いただいたのは副次的効果と捉えております。まずは、富岡町でこの分野に協力したいという方々が、首都圏からという形になってきますが、そういう方々をまず募るということが大事であって、その後の活用の仕方となってきますと、今ほどご助言いただきました新しく来た方と既に活躍されている方々のコミュニケーションの輪を広げていくということでございます。そうなるように、まずは人をこちらに足を向いていただくということが大事かと思いますので、鋭意取り組んでまいりたいと考えてございます。ご助言ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） そのほか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 私も地域おこし協力隊、これ今の課長の答弁だと、今まで1人はワイナリーに行っているのだと思うのですが、新たにまた1人増えるということだと思うのですが、今までずっと900万円くらいの予算を確保はしていたのですよね。前年度も960万円ですか。今年度1人増えるということで670万円。300万円くらい下がったのですが。前年度も150万円くらいの減額はしているのかな。7番議員が言ったように非常に有効な財源なのかなと思うので、そういう分野で増やせるのであればもう少し増やす方向で考えたほうがいいのかと思って、農業分野、前ページにもありましたが、企業誘致、農業法人の誘致、なかなかいい農地がなくなったということで、前年度の予算は、1,000万円くらい落としていますが、こういう部分に参入できるようにもう少し農業できるような人を育てていく意味で、例えば従来の富岡町に住んでいた人たちが農業法人を起こしてやっていますから、そういうところに入ってもらって農業の勉強をしてもらうとか、いろんなやり方はあるかと思うのですが、そういう部分でもう少し努力していただきたいなと思うのですが、その辺はどうでしょう。努力しているのは十分承知しているのです。そういう部分でまた努力方お願いできればと思っています。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今般、地域おこし隊の事業委託料として670万円ほど計上させていただきました。こちらは、地域おこし隊の制度自体が3年間ということでありますので、1名は継続、1名は新規という形の合算が675万円となっております。また、前ページでもありました農業法人

関係も、なかなかまとまった農地、広大な農地で経営していかなければいけないという部分だと近年はかなり厳しい状況ではございます。一方で、農業分野における地域おこし隊は年間通じて募集しておりまして、募集しているだけでいいのかという部分が議員ご指摘の部分かと思っております。そういう方々をどうやって募っていくかということは、ちょっと趣向を変えながら、また多くの方がこの富岡町に足を運んでいただけるような仕組みという部分を、農業分野に限らず町全体にも関わってくるのですが、しっかりと検討はさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） 私からも補足をさせていただきたいと思っております。

今ほど産業振興課長から地域おこし協力隊の、延べ2名という形で答弁あったと思うのですが、ページでいきますと195ページですけれども、後ほど生涯学習課の所管で、こちらにも実は地域おこし協力隊の事業委託料というのがありまして、今、今年度、富岡駅前近くのサイクルショップで1人、月割にはなりますが、年度途中で地域おこし協力隊という形で活躍していただいている方がおります。次年度が2年目ということになります。そちらも後ろで計上させていただいております。ただ、いずれにしても農業分野、そういったスポーツ分野、その他の分野、今富岡町にはやっぱり関係交流人口の拡大ということが非常に重要かつ力を入れていかないといけない分野だと感じておりますので、そちらのスタートアップ支援であったり、町外、町内の方々の連携と申しますか、交流、そういったものを促進するためにこの地域おこし協力隊というのは非常に重要な事業かなと思っておりますので、町全体で様々な分野こういったものが使えるよというところをアンテナを高くして取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。地域おこし協力隊、幅広く使えるということで、非常に私もこの部分いいのかなと思っております。例えば桜の手入れとか、あとはつつみ公園もこれから整備して、花で飾るようなつつみ公園にするのかなと思っておりますので、今から地域おこし協力隊としてそういう専門分野に就ける部分があればそういうところで勉強していただいて、行く行くは町で専門職として任用職員でも何でも採用するようにして、もう一年間それに関わっているということも非常に今後は大切になるのかなと思うのです。桜の手入れでも何でも、大きな手入れは業者に任すにしても、細かい手入れありますので、そういう部分に関われる人がいればすばらしい桜になっていくのかなと私思うのですが、そういう方向の捉え方はどうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほどこの地域における課題と申しますか、桜は富岡町の売りでありますので、当然今のようなことも考えることができるかと思っております。その着眼が今までなかったというのは事実でありますので、今後においてしっかりと検討させていただきたいと思っております。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） 私からも一言だけ申し上げます。

予算や現場というのは各原課で担当しますけれども、この制度の周知であったり役場での調整というのは企画課で担当してございます。せっかくの総務省の制度ですので、有効的に使っていただけるように努めてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 138、139ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 140、141ページございませんか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。141ページのふくしま森林再生事業のことでお聞きします。

今回委託が増えていますが、実際に今町内でもふくしま森林再生事業の場所を見るのですが、今回これだけ多いということは別の形で進展した事業を行うのか、それとも再生事業で伐採等を行うと言われているのですが、そういう形の事業も入ってくるのか、内容的に分かれば教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今般、ふくしま森林再生事業で計上させていただきましたが、これは平成30年から続いている事業でございます。予算あつての事業展開という形ではありますが、今般その第2期復興・創生期間終了という形がありますので、一旦この期間で終了しましょうと。次、令和8年度からする第3期復興・創生期間の予算計上も国で大分固まってきたということもありますので、さらに引き継いでいくという考えの流れでございますので、事業内容が変わったというものではございません。森林再生事業に関しては、まず計画を作成して、翌年からその実施に入っていくという部分でございますので、これまでつくった計画に基づいて令和8年度は実施していく、加えて新しくやっていくという場所をこれから計画していくという流れとなっておりますので、この予算となっていることだけご理解いただければと思っております。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 11時25分まで休議します。

休 議 （午前11時15分）

再 開 （午前11時25分）

○議長（堀本典明君） 再開します。

142、143ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 144、145ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 146、147ページございますか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 147ページの004、夜の森地区中核拠点施設整備事業2億8,312万4,000円、この中には温浴施設に関する事業費が計上されたと解釈してもよろしいでしょうか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） お見込みのとおりでございます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） この件につきましては、何度も全員協議会において十分な説明と審議が尽くされておりますので、この場において詳細な質問は差し控えますが、1点だけ町長に質問させていただきます。

町内の届出居住人口は約2,700名、うち夜の森地区は約300名でございます。春の桜まつりには大勢の観光客が訪れますが、それ以外は一年を通して閑散な状況にあります。もっと居住人口が増え、さらには現在計画のあるサイクルツーリズム等のソフト面での事業を成功させ、夜の森地区全体に復興の機運が高まってからの娯楽施設の整備でもよろしいのではないかと思います。町長の考えを聞かせてください。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） この件に関しましては、夜の森全体を盛り上げていく、活性化させていくための一つのともしびだと考えております。これを大きく広げていって、地域全体、夜の森、富岡全体がこれを核にして活性化できることが一番だと考えております。そのためには、今言われたようなソフト事業、これなんかも含めて両方一生懸命進めていかなければいけないと思っています。まずは最初商業施設で始まりますが、この前の全協でも議員からお話あったように、商業施設の出入りを見てからという話もありましたが、商業施設についても活性化をいかに我々の知恵でできるかということを考えております。ですから、人が集まらないのではなくて、人を集めようとするということを考えていきたいと思っています。そのためには、今言われたソフト事業なんかも含めているような方法を考えながら進めてまいりたいと思います。これについてまずは着手させていただいて、国も今いろいろと面倒見ていただいているということになりますので、これができなければ国にも今後何のアプローチもできないような状況にもなる可能性もありますので、その辺も含めましてご理解を賜りたいと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。1番議員から今、今まで長い経過、時間を取ってこの件に関しては論議されてきたので多くは問いませんがということで総論的なお話があったのですが、私はすごくこの事業に関して憂慮していることが1点だけあります。端的に、課長からでも結構ですから。この答弁はすごく不確実性の高い答弁になってしまうかもしれないですが、私の気持ちの中で、今町長は一つのともしびと言いましたが、私は一つの不安要素があるのですが、指定管理者に業務を委託した場合の長いスパンでの、事業者が撤退した場合のリスクをどのように考えて、どのような対応を現時点で考えているか、もう一度答弁いただけますでしょうか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今般、温浴施設に関する事で指定管理という形でさせていただきました。その撤退するリスクということも考えているかということでございますが、これは温浴施設に関する事だけではなく、企業誘致全般にもそのように考えてございます。ですので、慎重にその手を挙げていただいた企業の経営状況や町の考え方の方針がその企業に通じているかという部分をしっかりと調査しなければいけないかと思っております。手を挙げてくれたら、はい、そうですというわけではないと思っているので、しっかりと審査しながら、その企業を選定していきたいと。その上で、選定しながら、決めた以上はしっかりと続けていってもらわなければいけないというのが町の考え方でございます。しっかりと調査し、選定し、共に進んでいく、それが町のスタンスでございます。

以上であります。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。私も関連になるのですが、この前全協で説明いただきました。震災前からも含めて町民の中でやっぱりランニングコストの件、それも説明いただきました。そういう面に対して2つほどお聞きしたいというか、基本的にはこの場で出すのも正しいかどうか分かりませんが、お願いしたいという形でも結構なのですが、1つは、さっき5番議員の方からも出ましたが、これからのランニングコストに対しての常に評価をしていただく、また今回は町直営ではなく委託するので、業者と常に連携を持ちながらできるだけ、今からそういうこれから言う質問が正しいかどうか分かりませんが、ランニングコスト的なものを極力抑える方法は常に考えていただいて事業の展開をお願いしたいということと、もう一つは、今回工事が始まるに当たって、私たちにその権利はないのですが、工事をやる業者も今大分科学的に進んでいると思うので、その専門の知識を持つ工事関係者または専門の知識を持っている方が勤められるような方法ということも考慮に入れていただくとともに、ランニングコストが少しでも下がる可能性があればそういう方向も期待をしたいと。

この2点についてお聞きしたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほど2点ご質問いただきました。まずランニングコストの件でございますが、今回、債務負担行為関係で10年間というロングスパンで、昨年度に引き続き温浴関係でも計上させていただきました。この債務負担行為は、これが上限額ですという宣言だと捉えていただきたいと思います。当然のことながら、ランニングコストを重視してその企業を選定していくということはさきの全協でも説明させていただきましたが、常にモニタリングと、その評価をしていくというのは変わらない姿勢で取り組んでまいりますので、当然町のほうでも極力抑えるように努めてまいりたいと思います。ですので、その行動に対してはご安心いただきたいと思います。

2つ目、事業者の選定でございますが、当然温浴施設、誰もが造れるというものではないと思います。設計図があれば造れるかもしれませんが、運用が大事だと思っております。今回、DBO方式という形ですので、運営する側が主体的にその動線を考えていく、運営側がやりやすいことで建築を進めていくということになれば、その分野に長けている方々しかできないのではないかと考えてございます。当然その企業がどういう形態でやっていくかということは、その業者と、今回の商業施設も同じなのですが、しっかりと話を詰めながら進めていきます。特に難しい温浴施設です。経営もそこに長けた方が手を挙げていただくことを切に願っております。そういう形で進めていきたいと思いますので、今ご指摘ありました2点については十分に気をつけながら取り組んでまいります。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。今回なぜこのようなお話ししたかというのは、最近町民の方々から、夜の森の評価が上がらない、地代が上がらないという形になると、拠点でなるものとかシンボルになるものがあれば少し人の流れとか評価の流れ変わってくるのではないかって町民の方から言われまして、確かに私たちはランニングコストも必要だけれども、今現在夜の森の町内に土地持っている方、住んでいる方たちの評価を上げるのも私たちの仕事だと思うのですが、そうなると今までやっていたのがあまりにも成功していない、であれば新しいものであって少しでもその評価が上がるものあればどんな形でもやらざるを得ないのではないかという考えは私は持ってきました。だから、その点で今回の2点について、これが一番問題点だと思うので、考えていただいて進めていただきたい。それとともに、今現在の町民がそういう評価をしてほしいという願いがあるのであれば、私たちもそれを酌まなければいけない。だから、苦渋の選択として、はっきり言えばランニングコストについてもまだ疑問視はあります、私個人的。だけれども、今現在の町民救わないでこれからの町民を救えるかどうかというところすごく問題になってくると思うので、それを踏まえて考えていただけますでしょうか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ちょっと大きな話になったので、私でよろしいかという部分がある

のですが、答弁させていただきます。

まず、夜の森の評価というものを上げていく、単的に言えば価値観を高めていくという部分であれば、令和8年度の当初予算においてソフト事業もかなり多く盛り込んだつもりでございます。それが続かなければ意味がないし、その続けるためにはつながるという部分が必要でありますので、一拠点というものは大事かと思えます。一つの商業施設と考えればやはり経営の部分が心配になりますので、先ほど5番議員からもありましたように、ともしびが一つ不安材料と、懸念事項だという部分のご指摘は当然のことだと思っております。ですが、その一つの商業施設だけ見るのではなく、夜の森全体をつないでいく、人と人、人と地域、地域と地域、こういう形でつないでいくことがその価値を高めていくものだと考えてございます。前企画課長をやっていたときに反省事項として私上げる部分がありまして、夜の森は優良な住宅地です、住環境整っていますとうたいながら、解除してから3年経過しますが、まだ300人前後という形になっています。これは、住宅地があるから人が住むというわけではなく、その環境だと思っております。雰囲気だと思っております。そうなってくると、しっかりとその夜の森地区の価値を高めていく、その一つの手段としてこの商業施設、温浴施設は重要な部分と考えてございます。

それから、今ほど、苦渋の選択となりますが、皆さん、議員各位はじめ私どもも不安とチャレンジと、それが交互しながら一生懸命考えてまいりました。議論についてはもう7年間という話になりますが、令和5年から産業振興課でやった中でもそこは様々ヒアリングを通して進めていく中、町長の考え方、やるのだという考え方を受けて今事業展開し、今回予算計上させていただいております。しっかりと今のご助言いただいた中身を忘れることなく進めてまいりたいと考えております。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

最後に、町長にお聞きしたいと思います。今現在迷っている、または現在困っている町民の声を、私が一部届けさせていただいた場でもありますが、そういう町民も踏まえて、現在、未来も含めてもう一度町長にこの夜の森地区というのをもし、どう考えているのであれば、新しい考えが急遽浮かんだかどうか分かりませんが、一言お言葉いただきたいのですが。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） ありがとうございます。今ほど産業振興課長からお話があったように、やはり夜の森地区の地区的な価値を高めていく、これはある程度の施設がないと土地の価格も上がったりはしないので、そういう意味では価値観が上がればますます人が入ってこれることにもなるかなと思っておりますので、今おっしゃったとおり、将来的にも夜の森地区を活性化させていくのには、一つの拠点ではありますが、これを中心にして今後拡大していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 同じところなのですが、今回この当初予算に大型プロジェクトが結構上がっていますよね。そういう中で、今回の004は夜の森地区の中核拠点ということで、今温浴施設のやり取りは随分ありましたが、商業施設ということで、今回の予算は商業施設が一番なのかな、2億8,312万4,000円の予算上がっている中で。そういう部分で、私は前から言っているように商業施設、買物環境はあんまり賛成はしていないのです。どちらかと言えば温泉施設を早くやってもらいたいという意向は今まで何回も述べているのですが、補助の問題やいろんな問題で職員の人たちが努力して買物環境の整備の予算はついたということで、順序としてはしようがないのかなと思うのですが、ぜひ夜の森の地価の問題だけではなくて、やっぱり町長からも答弁あったように人を集めて、そこで夜の森地区はいいなという評価もらうのが一番だと思いますので、やはり温泉施設、これは町民が今望んでいる、今地元に戻ってきている町民が一番望んでいるのが多分温泉施設だと思うのです。買物環境って言葉で言いますが、買物環境はさくらモールありますので、取りあえずは十分私は間に合っているのかなと思うのです。そういう部分で、買物環境をつくってもなかなかさくらモールとは太刀打ちできないのかなって、そういう心配はあるのですけれども、予算もいろいろついたということで、それも見切り発車してもらうのも大いに結構だし、ただこの買物環境整備2年かかるということで、2年の後に今度温泉施設ということで、四、五年かかってしまうのかな、完了までは。そうなってくると今いる人たちはかなり厳しくなってくるのかなと思いますので、ぜひ1か月でも2か月でも半年でも前倒しにさせていただきたいなと私は思うのですが、どうでしょう。実際、予定より前倒しできるような要素はありますか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今般、令和8年度において当課においては30億円、うちの課だけでも30億円という形で上げさせていただきました。町全体の5分の1の予算を産業振興課で動かさせていただきます。その中で、夜の森地区においては今ほど、予算書に書いてあるとおりであります。今般その内訳として、商業施設の整備は当然進めることながら、並行して温泉の井戸関係も当然着手いたします。終わってから温浴施設をやるわけではなくて、同時に進めてまいります。そのことで工期を少なく、短くしていこうという考え方でございます。別件でワークショップ関係でもって私も参加させていただいたときに、やはり議員から今ご発言いただいたとおり、もっと早くならないかという声を様々承っております。可能な限り工期短縮を目指して、どのようにやったらいいかという部分を研究しながら、早くその拠点を整備してまいりたいと考えてございます。今後ともご助言方よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） 私からも、ちょっと重複するところございますが、全般的なお話をさせていただきます。

まず、今回の令和8年度当初予算、中核拠点施設以外でも基本的には必要なものに予算を措置しているというところではございますけれども、まずは種まきといいますか、未来への投資というのがあればそれを可能な限り早めに始めたいと。そういう意識で、かつ財政規律をしっかりと守って基金を使っていくと。中期財政計画、そういったものにとって措置をしたということで考えてございます。来年度は第三次災害復興計画の2年目でございますので、しっかりと将来の投資をしながらも足元を固めていくと、そういった年度にするということで財政、予算措置をしているところでございます。

夜の森の話でございますけれども、先ほど産振課長からもありましたが、解除後3年ほどたって、ほぼ大きい企業の進出などは残念ながら少なかったかなと思っております。そのことを考えると、やはり目的のものがなければやっぱり人は来ないのだなと。来るわけないなと。そういった今まで民需が追いついてこなかった、誰もつからない目的地というところをやはり行政が今先導してつけないといけないのではないかなと。それを見て民需が喚起されるのではないかなと考えております。なので、買物環境、なるべく温浴も含めて急いで造ろうとは思っておりますが、今のところ買物環境は令和10年の3月のオープン予定です。また、別の課になりますが、フラワーパーク構想、こちらも令和10年というところで整備の完了を計画してございます。第二産業団地も令和10年というところでございます。夜の森地区、またあの辺りの一帯、この3年の中で生まれ変わる最大のチャンスは今迎えているのだらうなと思っております。ただ、買物環境とかフラワーパーク、非常に交流人口、関係人口を呼びますけれども、数時間人が滞在するような施設ではないかなと思っております。なので、買物して帰ったり、公園を見て帰ったりしてというところはよろしいのですが、単なる通過点と富岡町がならないように、この温浴施設が町内外からお客様を呼ぶ絶好の施設になるのではないかなと考えています。あとは、夜の森については施設が先か、にぎわいが先かというようなお話長らく受けてきたと認識してございますが、町としては打てる手を可能な限り早く、しかも多く打っていくというところが方針でございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。夜の森については今いろんな答弁も、質疑、冒頭ありましたが、本来であればあそこの維持管理、委託になるのでしょうかけれども、本来であれば夜の森商店街の人たちが手を挙げて経営に携わってくれるのが一番活性化になっていくのかなと思って、前リフレの場合に夜の森商店街の人たちが手挙げてやってくれた経緯もありますので、ただノウハウからいうとやっぱり応募して取るのが一番なのかなと思うのですが、本来でいえばある土地を生かすだけにとらわれず、夜ノ森駅からリフレまでの土地を購入できるのであればある程度購入して、買物環境はそっちに造るのも一つの手なのです。町が一つの部分を造って、あとはテナントで何件か造って入れるような点もあったのかなと思うのです。ただ、私もそこまでは気がつきませんでしたので、買

物環境を早く整備できればという考えが一番になったのかなと思いますので、そういうことを今言っても始まらないですが、まずは3年の中で今副町長が言ったように産業団地、あとはつつみ公園の整備、また旧リフレの買物環境、同時に温泉施設ということで、すばらしい地区になっていくのかなと思いますので、町民、また隣接町村からも見ていただけるのかなと思いますので、とにかく早くやらないことにはもう乗り遅れてしまいますので、一日も早く一番有効な温浴施設、それを一日も早く完成させていただきたいと思いますので、その辺を強く町長はじめ担当課に要望しておきます。よろしくをお願いします。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 148、149ページございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 桜まつり事業でお聞きします。

桜まつり実行委員会からかな、福島テレビからかな、出店のテナントの人たちに応募が多くて漏れる可能性はありますよというような連絡が入っているみたいなのですが、これ数が決まっていて、それ以上は駄目だよということだと思ふのです。そういうことであればちょっとまずいのかなと思うのです。例えば数が、夜の森公園の中に出す数は決まっているにしても、例えば町の土地もありますので、漏れた人たちはそっちに行ってもらおうよというような考えであればいいと思うのですが、漏れた人はもう出店は許しませんよということなのか、その辺をお聞かせください。

あと、003の桜保全事業。この桜保全事業が928万5,000円見っていますが、多分保全だからこれ今まである桜を守るだけの消毒とか枝の剪定とかなのかなと思うのですが、各課でいろんな桜を保全するための予算を持っていると思うのです。そういう中で、桜の新設、植え替えとか新しく植える部分、予算的に持っているのかどうか。といいますのは、体育館周辺は大分新しい桜が植樹されて、年々花もきれいに咲くようになってきておりますが、一番のメインはやっぱり夜の森の桜、桜通りの桜、もう老木になっている桜だと思ふのです。もう桜もとっくに寿命が来ていますので、あのまま維持して、駄目になったら、はい、終わりですよというのか、維持しつつ新しいものを増やしていくのか。新しいものを増やしていく予算は多分ないと思うのです。前年度、前の二中の部分の歩道整備やった部分で、桜の木が老木で、何本か切り倒して新しい桜を五、六本植えています。ああいう考え方でやっていかないと、いずれはなくなって終わりになってしまうと思うのです、桜通りが。そういうことで、新設の新しい桜を植える予算をこの中に計上してあるかどうかお聞かせください。

その2点です。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 私からは、1点目の今回の桜まつりに関することで、応募関係の話でご質問いただきました。おかげさまで、共に桜まつりを盛り上げていこうという企業から応募が多

数ございます。ですが、夜の森公園自体がキャパシティ決まっておりますので、ある程度の線引きをしなければいけないと考えてございます。今般、数に制限があるということをご告知をさせていただいて、その上でご応募していただいたという中でありますが、今ほどご提案いただきました公園以外でもという部分に関しては特段、こう言うのはなんですけれども、民民の話になってくる部分かと思っております。町が管理しなければいけないのは公園の中で、イベント管理も中でありますので、当然その中の出店関係はうちでやらせていただくのですが、その敷地全体でここでも出店していきたいという考えであればまた調整は入ってくるかと思っておりますけれども、一通りこの公園の中は制限という形にさせていただきました。年々数多く応募していただけるのは非常にありがたいのですが、レイアウトがかなりきゅうきゅうになっているのも現状でございます。そこら辺は今後の課題という部分も見据えながら、今年度を見ながらですが、進めてまいりたいと考えてございます。

ちなみに、昨年度までの反省の中で、物販と、それから飲食、これをゾーニングして分けていたところではありますが、今年度チャレンジという形でごちゃまぜにしたいなと思っております。というのは、誰もがそうですが、やっぱりおいしいもの食べたいという形で客が集まるものの、物売る物販関係はなかなか集客が難しいという部分がありましたので、今般、初めてですが、ごちゃまぜにしながら進めていきたいというチャレンジも含めております。そのような形で、年々ご意見を賜りながらという話になりますが、今ほどあった点についてもしっかりと念頭に入れながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 2点目の桜の植樹等についてのご質問でございます。

まず維持管理についてなのですが、153ページに町道維持管理委託料、こちらでございます。こちらが街路樹保全というものを含んでございまして、通常のものはこちらで計上してございます。桜の植樹ということになるのですが、攻めたというよりは守りの感じの植樹という形になるのですが、枯損木、枯れているようなところについて、まずはそういったところを、今のところ5本程度なのですが、植え替えしていこうかなと考えてございます。これがどんどん、どんどん年数たっていけば何十年後には全部新しくなってなんていうこともできるのかなと思っております。攻めたというよりは守りの感じの予算の計上ではございますが、それ以降になればもうちょっと違う形での計上ができるのかなと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 桜まつりのテナントの件に関しては、課長言うとおり、まさに夜の森公園の中であればもうテナント数が限られるということで、それはしょうがないのだと思うのです。ただ、それ以外に漏れた部分に関しては、先ほど民民の話という言葉も出ましたが、では民間の土地を借りてやってくださいよという意味だと思うのですが、そうではなくて、やっぱり夜の森公園の中のキャ

パシティから外れた人たちの分として、例えば桜の並木の下に並んでもらうとか、そうして町が土地を確保してやらないとなかなか住民では難しいのかなと思うのです。富岡町民の人がみんな店を出すのであれば住民で、では知り合いだからあそこを借りるか、ここを借りるかということになると思うので、その辺も十分気遣い、心遣いしていただければありがたいなと思います。

あと、2点目ですが、今課長の言うとおり、なかなかあの桜を切って新しく植えるというのは涙流れる部分がありますけれども、それを思い切ってやっていかないといずれはなくなってしまうと思うのです。だから、年次計画の中で、前年度植えた桜多分五、六本あそこにあると思うのですが、あの桜が立派に見えるようになるのは二、三年かかると思うのです。そういうことを踏まえて、3年に1回とか毎年と考えるのであれば、10本に1本くらいおろ抜いて植え替えいくとかしていくと10年かかるわけですね、入替え全部完了するまでは。だから、その10本に1本ずつ入替えして次から次やっていってしまうとなかなかきれいに見える桜が追いついてこないと思いますので、入替えをしたら2年くらいそのまま置いてという感じでやっていくと二、三十年後には全部新しくなるという計算が成り立つと思うのです。そういう計画の下でやっていかないと、あの桜を残すというのはなかなか難しい話だと思います。ぜひそういう計画を立てて、思い切って入替えをしていくという方向に進んでいただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 1つ目の桜まつり関係でございますが、当然今ほどおっしゃったとおり住民でやってくれというのが私どもの答弁になってしまうのですけれども、当然のことながらどの土地を借りたいとかという部分だと地権者の方々誰ですかという、そこから始まるのだと思っています。一定程度準備をしなければいけないという部分はありますし、今議員が申し上げられていることは抽せんで漏れた方々へのケアだと思っております。せっかく協力していただける部分が多数ございますので、その部分は今後の検討の一つとして考えさせていただきたいと思っています。4月に間に合うかどうかは定かではございませんが、念頭に入れながら事を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご提案ありがとうございます。桜の植樹に関してはやっぱり町全体で考えていかなければならない問題だと認識してございます。先ほど答弁したように、今年5本程度というところ、これが次年度以降どの程度というものはまだできていないところではございますが、こういった形で進んでいけばこの夜の森の桜、トンネルというところまでいくかどうかは分かりませんが、そういったところが残せていけて、未来、後世に残せるのかなと考えてございます。できる限り今回のものも近いところを植樹するのではなく、離れたところで進めていけば、ちょっと1本だけ、群生の中の1本だけ取ればそれほど影響ないのかなという考えの下やっていきたいとは考えてございます。次年度以降についても計画は考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたし

ます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） まず桜まつり事業、今年度に間に合わないかもしれないというのは非常に残念な回答だと思うのですが、ぜひ、夜の森公園の前の桜通りに関しては通行止めですよね。どうしても出店が多くて漏れたとなれば、その辺の路上に並べさせていただくとか、そういう配慮をお願いしておきます。幾らも日にちもないものですから、いろいろ福島テレビとの兼ね合いもあろうかと思えますので、いろんな部分で検討課題が残っていると思えますので、大変なのは重々承知しておりますが、ぜひ漏れた人の出店場所も確保していただきたいとお願いしておきます。

あと、桜の植え替えに関しては、今年度はこの予算で上がってきますから、これで駄目だといえば予算反対しなくてはならなくなってしまいますので、これはこれで別で、やはり計画としてきちっと立てていただきたいと。それで、何十年たったら全部植え替えできる本数だよというような計画をきちっと立てて上げてきていただければありがたいと思いますので、ぜひその辺を桜を保全する予算持っている所管課でいろいろ協議して、まず夜の森の桜通りの桜に専念していただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ありがとうございます。計画立てていきたいと思います。ちょっと難しいところはございますが、考えたときにはご提案させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 午後1時まで休議します。

休 議 （午後 零時01分）

再 開 （午後 零時58分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

148、149ページ、そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 150、151ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 152、153ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 154、155ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 156、157ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 158、159ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 160、161ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 162、163ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 164、165ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 166、167ページございませんか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。過日行われた委員会の所管外で説明を受けたのですが、高等学校等通学費助成金の件なのですが、その際、対象の生徒が中途退学したような場合どのような対応をするのかという質問をさせていただきましたが、その後、内容はきちっと協議され整理されたのか、その辺の答弁をお願いします。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） お答えさせていただきます。

高校通学費助成金につきましては、個々の通学者が公共交通機関を使って通学した場合に補助をするというような仕組みになっております。質問の、途中で学校をやめられた方に関しましては、基本的には出さないような考え方もありますので、例えば途中で亡くなられた場合にその分を返せというようなこともありますが、該当になる可能性もありますので、すみません、まだ再度検討中というところで、今のところは実績ベースで申請をしていただいて助成金を交付すると考えておりますので、実際に学校をやめられた方が申請をするケースはあまりないとは考えております。ただ、その部分につきましては再度また課で検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） これ当初予算だから、きちっとした答弁をいただかないとあれなのですが、私が心配しているのは、実績ベースということなのですが、誠に細かいことで申し訳ないのですが、例えば6か月分を定期購入しました、実績ベースで助成金を町からいただきました、ところが3か月で学校を退学しましたというような場合、その残りの3か月分の扱いに関してはどういう考えなのかということを知っているものであって、検討をしていないというのは誠に残念なのですが、その辺をきちっとした上で、公金ですから、取扱いに関しては金額の大小にかかわらずきちっとした指標というものを設けておかなければいけないと思っておりますが、もう一度答弁いただきたいです。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） ご指摘、真摯に受け止めさせていただきます。原則としては、議員おっしゃるとおり、公金ですので、基本的には返していただくというより、申請と、あと実績で交付

するときに在学証明書の添付をしていただきたいと思います。その際に、例えば6か月で通学定期を買われて、実際に交付する際に3か月しかありませんでしたということであれば、在学証明書がその3か月というような形になっておりますので、そういった形になりましたら3か月分だけの交付とは考えております。ただ、実績ベースですので、もし分からなかった場合どうするのだということになった場合には、そちらは返していただくというのが原則だとは思っているのですが、再度きちんと課内で検討して交付を考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 168、169ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 170、171ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 172、173ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 174、175ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 176、177ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 178、179ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 180、181ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 182、183ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 184、185ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 186、187ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 188、189ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 190、191ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 192、193ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 194、195ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 196、197ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 198、199ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 200、201ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 203ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 204、205ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 206、207ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 208、209ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 210、211ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 212、213ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 214、215ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 216ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 温浴施設の指定管理料、年間7,500万円を10年間固定との説明を受けましたが、私には指定管理料という名目で業者に対する損失補填としか考えられません。町の財政に中長期

的には大きな負担になりますので、この議案には反対いたします。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 全体的な予算を見まして大変な予算なのかなと思いますが、温浴施設、最終的に指定管理料7,500万円ということで、損失補填にも見えますが、当然民間業者が参入してくるにはまだまだ人口が足りないという部分で、損失補填であっても行政からの出費はしようがないのかなという考えを持っていますので、私は賛成討論いたします。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 町長はじめ町執行部は、これまで一般質問や全員協議会において本温浴施設の開設が町にとって有益で、客観的な需要予測や指定管理による運営など、将来的に住民の福祉、交流人口の増加につながるという根拠を示してこられました。事業の継続性、特に財政面とその他のリスクの対応に関して、また町民ニーズの信憑性といいますが、的確に全町民のニーズを捉えているのか、甚だ疑問に思えてなりません。将来的に負の遺産になることを私の中では払拭することができませんでした。

よって、私も本議案に関しては反対の立場を取らせていただきます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） いろいろ皆様のご意見もおありかと思いますが、私は一番やはりこの事業に関しては進めていただきたい。なぜそれが一番感じるかというと、私も富岡、夜の森地区に戻ってきてもう8年くらいになりますけれども、この現状をこのまま何もしないでおくには、本当に人が帰ってこない、人が寄ってつかない町になるのではないかと私は思います。ここでやはり一歩前に、いや、二歩、三歩と周りの地区を引っ張っていくような感じで、この事業は私は進めてほしいと思います。私は、無駄ではないと思っていますので。富岡にこうやって住んで24時間いると、あまりにも夜の森の地区があのままでは、それこそまた3年、4年と待っていられます草だらけの町としか私は感じません。今だからこそ、計画していたことは実行すべきだと思います。

よって、賛成です。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） この件につきましては、何年もかけて全員協議会も含めて議論をしてみました。先日の3月6日の全員協議会においても説明がありましたけれども、その中で事業の目的である住民の癒やしの場、にぎわいの創出の考え方については理解しました。建設に関しての財政面については、自立補助金の確保ができたということ、またあとランニングコストの面では10年間交付金

で賄うという説明がございましたけれども、今後の温浴施設整備を含めた予算ということで、やはり大事なことは夜の森地区の移住、定住の促進とどれだけお客さんを取り込めるかということにかかってくると思います。今後、若い方、家族連れで楽しめる施設の計画、あとその10年後は事業者独自に運営できるような、ソフト事業を含めた集客を実現する追加要望を付して賛成といたします。

○議長（堀本典明君） いや、今反対討論の場面でしたので。反対討論の方いらっしゃらないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） では、ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、討論を終了いたします。

これより議案第18号 令和8年度富岡町一般会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（堀本典明君） 起立多数であります。（賛成5名 反対3名）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（堀本典明君） 本日はこの程度にとどめ、明日17日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 1時12分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和8年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 安 藤 正 純

議 員 辺 見 珠 美

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和8年第2回富岡町議会定例会

議事日程 第4号

令和8年3月17日(火)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 委員会報告

日程第3 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第19号 令和8年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第20号 令和8年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第21号 令和8年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第22号 令和8年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

議案第23号 令和8年度富岡町公共下水道事業会計予算

議案第24号 令和8年度富岡町農業集落排水事業会計予算

日程第4 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会広報特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 委員会報告

日程第3 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第19号 令和8年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第20号 令和8年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第21号 令和8年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第22号 令和8年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

議案第23号 令和8年度富岡町公共下水道事業会計予算

議案第24号 令和8年度富岡町農業集落排水事業会計予算

追加日程第1 発委第3号 富岡町新夜ノ森地区における住宅地近接太陽光発電設備等に関する意見

書について

日程第4 委員会報告

- 1、総務文教常任委員会報告
 - 2、産業厚生常任委員会報告
 - 3、議会運営委員会報告
 - 4、議会広報特別委員会報告
 - 5、原子力発電所等に関する特別委員会報告
-

○出席議員（9名）

1番	安藤正純君	2番	辺見珠美君
3番	平山勉君	4番	佐藤啓憲君
5番	渡辺正道君	6番	高野匠美君
7番	宇佐神幸一君	9番	渡辺三男君
10番	堀本典明君		

○欠席議員（なし）

○欠員議員（1名）

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	宮川大志君
教育長	武内雅之君
会計管理者	志賀智秀君
総務課長	猪狩力君
企画課長	畠山信也君
税務課長	大館衆司君
住民課長	篠田明拡君
福祉課長	佐藤邦春君
健康づくり課長	斉藤一宏君
生活環境課長	飯塚裕之君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君

教育総務課長	松	本	真	樹	君
生涯学習課長	坂	本	隆	広	君
いわき支所長	黒	澤	真	也	君
総務課課長補佐 兼管財係長	新	田	善	之	君
郡山支所次長 兼総務係長 兼住宅支援係長	小	林	元	一	君
代表監査委員	石	井	和	弘	君

○事務局職員出席者

議事 会 事務局 局長	遠	藤	博	生
議副 会 事務局 局長 兼 庶務 係	杉	本	亜	季
議 会 事務局 局長 庶務 係 主査	黒	木	裕	希

開 議 （午前 9時00分）

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回富岡町議会定例会7日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

3番 平 山 勉 君

4番 佐 藤 啓 憲 君

の兩名を指名いたします。

○委員会報告

○議長（堀本典明君） 日程第2、委員会報告に入ります。

総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の両委員会に付託し、合同で審議していただきました請願第1号「富岡町新夜ノ森地区における住宅地近接太陽光発電施設建設反対に関する意見書の提出」を求める請願書の審査結果について、両委員会を代表して総務文教常任委員会委員長より報告を求めます。

7番、宇佐神幸一君。

〔総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第6号、令和8年3月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、総務文教常任委員会委員長、宇佐神幸一、産業厚生常任委員会委員長、渡辺正道。

審査報告書。本委員会は、付託された事件について審査した結果、次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回から第2回請願の審査について、請願第1号「富岡町新夜ノ森地区における住宅地近接太陽光発電施設建設反対に関する意見書の提出」を求める請願書。

2、審査の経過。審査の経過はお読み取りください。

3、審査の結果。第1回、(1)、請願第1号「富岡町新夜ノ森地区における住宅地近接太陽光発

電施設建設反対に関する意見書の提出」を求める請願書について。請願の趣旨について紹介議員から説明を受けた。議員からは、当該太陽光発電設備設置事業において、事業者が行った住民説明会の状況確認のための質疑、自宅に近接して太陽光発電設備があることにより、帰還ができないとの声や町民の帰還や移住、定住の促進のため、夜の森地区で行われている各種施策が無駄になってしまうのではないかなどの不安、これまで設置された太陽光発電設備との兼ね合いなどの懸念が出された一方、避難によって、管理が難しくなった土地について、太陽光発電設備の設置により活用することとした町民の心情なども理解でき、大変悩ましい状況である中で、請願者の思いを酌みつつ、関係法令等との整合性を取るべきなど意見が出された。また、県、町に対しては、規制のための条例制定やガイドラインの強化など、国に対しては太陽光発電設備設置の法規制を求めることなどが要望された中で、許認可権の有無や現行法令等でどこまで規制ができるのかなど議論するとともに、原子力発電所事故の被災自治体ならではの特別な事情を訴え、関係法令の整備を求めることができないかなど意見が出された。

第2回、請願第1号 「富岡町新夜ノ森地区における住宅地近接太陽光発電施設建設反対に関する意見書の提出」を求める請願書について、慎重審議し、採決した結果、全会一致で採択することに決した。

○議長（堀本典明君） ただいま総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより請願第1号 「富岡町新夜ノ森地区における住宅地近接太陽光発電施設建設反対に関する意見書の提出」を求める請願書についての件を議題といたします。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号 「富岡町新夜ノ森地区における住宅地近接太陽光発電施設建設反対に関する意見書の提出」を求める請願書の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、この請願は委員長報告のとおり可決されました。

これをもって委員会報告を終わります。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、日程第3、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第19号 令和8年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（斉藤一宏君） おはようございます。議案第19号 令和8年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきましてご説明いたします。

まず、令和8年度の当初予算編成に当たりまして、国保税では、避難指示区域及び平成30年1月1日から令和8年3月31日までに避難指示の指定が解除された区域に住所を有していた世帯は全額免除、平成29年1月1日から平成29年12月31日までに避難指示の指定が解除された区域に住所を有していた世帯は2分の1減免、平成29年1月1日から令和8年3月31日までに避難指示の指定が解除された区域に住所を有していた世帯で上位所得層の世帯及び平成28年12月31日までに避難指示の指定が解除された区域に住所を有していた世帯は通常課税となります。医療機関等での窓口で支払う一部負担金は、平成28年1月1日から令和8年3月31日までに避難指示の指定が解除された区域に住所を有していた世帯で上位所得層以外の世帯の一部負担金は全額免除となります。

また、令和6年6月に子ども・子育て支援法が改正され、少子化対策の財源に充てるための子ども・子育て支援金制度が創設されたことにより、令和8年度から子ども・子育て支援金の納付が始まります。この支援金は、18歳未満の被保険者を除き、国保税に加算して納付いただくこととなります。なお、国の試算では被保険者1人当たり平均月額で約250円となっているところです。

このような中での予算編成となり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,598万1,000円とするもので、前年度当初予算との比較では、一部保険税の課税が再開されるものの、これに伴う国庫補助金の減額及び被保険者数の減少により、額にして7,724万9,000円、率にして約3.77%の減となっております。また、歳入歳出の主な項目は令和7年度と同様となっております。

219ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。第1款第1項国民健康保険税は、一部保険税の課税再開及び子ども・子育て支援金分並びに滞納繰越分の税額として9,212万9,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、保険税の督促手数料として1,000円を存目計上しております。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は、災害臨時特例補助金として一部負担金免除及び保険税減免に係る財政支援分4,551万7,000円、東日本大震災特定健診国庫補助金119万5,000円、子ども・子育て支援事業補助金187万円などにより、4,858万2,000円を計上しております。

第4款県支出金、第1項県補助金は、保険給付費等に係る普通交付金11億4,403万4,000円、保険者努力支援をはじめとする特別交付金5億5,919万7,000円で合計17億323万1,000円を計上しております。

第5款財産収入、第1項財産運用収入は、保険給付費支払準備基金積立金の預金利子として389万5,000円を計上しております。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金は、保険税軽減相当額繰入金、職員給与費等繰入金など一般会計繰入金として1億9,813万3,000円、第2項基金繰入金は、医療費高騰時の支払いに備えるため、1,000円を存目計上して、合計1億9,813万4,000円を計上しております。

第7款第1項繰越金は、前年度繰越金として1,000円を存目計上しております。

第8款諸収入は、それぞれ存目計上として、第1項延滞金・加算金及び過料において3,000円、第2項預金利子において1,000円、第3項雑入において、第三者行為に伴う返納金や返還金等として4,000円の合わせて8,000円を計上し、歳入合計20億4,598万1,000円とするものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。220ページを御覧ください。第1款総務費4,334万7,000円は、第1項総務管理費において、職員給与及び一般管理事務諸経費、国保連合会負担金などとして4,204万2,000円、第2項徴収費において、保険税の賦課徴収に係る諸経費として94万9,000円、第3項運営協議会費において、国民健康保険事業の運営に関する協議会の運営経費として15万2,000円、第4項趣旨普及費において、広報活動費や国保資格適用適正化事業費として20万4,000円をそれぞれ計上したものです。

第2款保険給付費15億1,703万2,000円は、第1項療養諸費において、療養給付費及び療養費の保険者負担金並びに審査支払手数料として15億258万7,000円、第2項高額療養費において、高額療養費及び高額介護合算療養費並びに審査手数料として844万2,000円、第3項移送費において1,000円を存目計上、第4項出産育児諸費において450万2,000円、第5項葬祭諸費において150万円をそれぞれ計上したものです。

第3款国民健康保険事業費納付金4億562万7,000円は、国民健康保険事業の財政運営の責任主体である福島県に納付する納付金であり、第1項医療給付分として2億6,634万9,000円、第2項後期高齢者支援金等分として9,837万5,000円、第3項介護納付金分として3,075万4,000円を、第4項子ども・子育て支援金納付金分として1,014万9,000円をそれぞれ計上したものです。

第4款保健事業費3,638万円は、第1項保健事業費において、保健衛生普及費及び疾病予防費として1,158万1,000円、第2項特定健康診査等事業費において、特定健康診査実施に係る諸経費として2,479万9,000円をそれぞれ計上したものです。

第5款第1項基金積立金は、保険給付費支払準備基金の積立金及びその預金利子積立金として389万7,000円を計上したものです。

第6款諸支出金192万8,000円は、第1項償還金及び還付加算金において、保険税の還付金並びに還付加算金及び国庫支出金等の精算に係る返還金として192万7,000円を計上し、第2項繰出金において、前年度一般会計繰入金の精算に係る返還金として1,000円を存目計上したものです。

第7款予備費において3,777万円を計上し、歳出合計を20億4,598万1,000円とするものです。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。226ページをお開きください。226、227ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 228、229ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 230、231ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 232、233ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出に入ります。234ページ、235ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 236、237ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 238、239ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 240、241ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 242、243ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 244、245ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 246、247ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 248、249ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 250、251ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 252、253ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 令和8年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和8年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） おはようございます。それでは、議案第20号 令和8年度富岡町介護保険事業特別会計予算の内容についてご説明いたします。

令和8年度の当初予算につきましては、平成29年4月に避難指示が解除された区域の方の介護保険料が全額免除から2分の1減免に移行し、本来の賦課額の2分の1を納めるようになります。令和7年度当初予算との比較では、7,487万6,000円減の歳入歳出予算総額15億3,532万9,000円とするものです。

初めに、歳入についてご説明いたします。257ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護

保険料は、避難指示解除区域の住所にある上位所得者と転入者に対する保険料及び今回2分の1減免となる方の保険料として9,256万円を計上するものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、督促手数料及び証明手数料をそれぞれ1,000円、計2,000円、存目計上をするものです。

第3款国庫支出金5億7,694万9,000円は、第1項の国庫負担金において、介護給付費負担金などで2億2,888万4,000円、第2項の国庫補助金において、調整交付金や介護予防事業、地域支援事業交付金などで3億4,806万5,000円を計上するものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として3億3,856万9,000円を計上するものです。

第5款県支出金1億8,466万4,000円は、第1項県負担金において、介護給付費負担金で1億6,983万1,000円、第2項県補助金において、介護予防事業、地域支援事業交付金などで1,483万3,000円を計上するものです。

第6款財産収入、第1項財産運用収入は、介護給付費準備基金積立金預金利子として、利子及び配当金144万1,000円を計上するものです。

第7款繰入金3億4,114万円は、第1項他会計繰入金において、一般会計繰入金の介護給付費、職員給与費、地域支援事業費に対する繰入金として計2億8,660万5,000円及び第2項基金繰入金において、交付金等の歳入調整のため、介護給付費準備基金からの繰入金5,453万5,000円を計上するものです。

第8款繰越金、第1項繰越金は1,000円の存目計上をしたものです。

第9款諸収入3,000円は、第1項預金利子で1,000円の存目計上、第2項雑入で第三者納付金及び返納金として、2目で各1,000円、計2,000円の存目計上をしたものです。

以上のことから、歳入予算総額を15億3,532万9,000円とするものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。258ページを御覧ください。第1款総務費1億2,161万9,000円は、第1項総務管理費において、介護保険システムに係る委託料などの一般管理費、職員及び会計年度任用職員の給与費で1億722万3,000円、第2項徴収費において、賦課徴収事務諸経費として137万6,000円、第3項運営協議会費において、介護保険事業及び地域包括支援センター事業の各運営協議会事務諸経費として20万8,000円、第4項介護認定審査会費において、認定調査事務諸経費1,281万2,000円を計上するものです。

第2款保険給付費13億3,483万7,000円は、第1項介護サービス等諸費において、要介護者等に対する9種の介護サービス給付費及び補助金で12億8,064万6,000円、第2項介護予防サービス等諸費において、要支援者等に対する8種の介護予防サービス給付費及び補助金で3,179万6,000円、第3項その他の諸費において、介護給付費の審査支払手数料127万5,000円、第4項、一定額を超えた介護サービスに対する高額介護サービス等費において24万5,000円、第5項特定入所者介護サービス等費におい

て、サービス給付費及び補助金などで2,077万4,000円、第6項高額医療合算介護サービス等費において、サービス給付費10万1,000円を計上するものです。

第3款地域支援事業費7,642万7,000円は、第1項介護予防事業費において、元気アップ教室等高齢者施策事業への補助金や介護予防サービス等への支給費で5,514万8,000円、第2項包括的支援事業費において、成年後見制度や認知症総合支援など各種包括支援費として2,127万9,000円を計上するものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、介護給付費準備基金への積立金及びその利子で144万2,000円を計上するものです。

第5款諸支出金4,000円は、第1項償還金及び還付加算金においては、還付金、還付加算金、返還金として各1,000円、計3,000円の存目計上、第2項繰出金において、一般会計繰出金として1,000円を存目計上するものです。

第6款予備費では、第1項予備費として100万円を計上するものです。

以上のことから、歳出予算の総額を15億3,532万9,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

歳入の部から入ります。262ページをお開きください。262、263ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 264、265ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 266、267ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 268、269ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出に入ります。270、271ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 272、273ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 274、275ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 276、277ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 278、279ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（堀本典明君） 280、281ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 282、283ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 284、285ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 286、287ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 288、289ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 290、291ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 292、293ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 294、295ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 296、297ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 298ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を承ります。ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。
これより議案第20号 令和8年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（堀本典明君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第21号 令和8年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（斉藤一宏君） それでは、議案第21号 令和8年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、令和8年度の当初予算編成に当たりまして、保険料及び一部負担金並びに子ども・子育て支援金制度につきましては、先ほどご承認いただきました令和8年度国民健康保険事業特別会計と同様の考え方となっております。その中において、国の試算でございますが、こちらは被保険者1人当たり平均月額で約200円となっているところでございます。このような中での予算編成となり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,194万1,000円とするものです。前年度比較につきましては、被保険者数の増加及び一部保険料の賦課が再開されることに伴い、額にして5,108万4,000円、率にして172.09%の増となっており、歳入歳出の項目につきましては、令和7年度と同様となっております。

初めに、歳入についてご説明いたします。301ページを御覧ください。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料は、一部保険料の賦課再開及び子ども・子育て支援金分、滞納繰越分並びに年金より天引きされる特別徴収保険料を合わせて5,749万9,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料2,000円は、納付証明手数料及び保険料の督促手数料としてそれぞれ1,000円を存目計上しております。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、事務費繰入金471万5,000円と保険基盤安定繰入金5,761万5,000円の合わせて6,233万円を計上しております。

第4款第1項繰越金は1,000円を存目計上しております。

第5款諸収入210万9,000円は、第1項延滞金、加算金及び過料において2,000円、第2項償還金及び還付加算金において2,000円、第3項預金利子において1,000円、第4項雑入において福島県後期高齢者医療広域連合補助金210万4,000円をそれぞれ計上し、歳入合計1億2,194万1,000円とするものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。302ページを御覧ください。第1款総務費672万4,000円は、第1項総務管理費において一般管理費として511万2,000円、第2項徴収費において、保険料徴収に係る経費として161万2,000円をそれぞれ計上したものです。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、福島県後期高齢者医療広域連合への納付金として1億1,511万4,000円を計上したものです。

第3款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金において、保険料の還付金及び還付加算金としてそれぞれ1,000円を、第2項繰出金において、一般会計繰出金として1,000円を存目計上し、合計3,000円

を計上しております。

第4款予備費において10万円を計上し、歳出合計を1億2,194万1,000円とするものです。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。306ページから313ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 令和8年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和8年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） それでは、議案第22号 令和8年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の内容についてご説明いたします。

令和8年度歳入歳出予算の総額は1,109万4,000円であり、令和7年度との比較では46万3,000円の増となっております。主な事業の内容につきましては本年度と同様であり、増額分は一般会計繰入金であります。

初めに、歳入についてご説明いたします。317ページを御覧ください。第1款サービス計画収入金は、第1項予防給付費収入金として介護予防支援サービス計画の作成に係る収入金552万円を計上するものです。

第2款繰入金は、第1項一般会計繰入金として会計年度任用職員給与費などに充てるため、557万2,000円を計上するものです。

第3款繰越金、第1項繰越金及び第4款諸収入、第1項預金利子においては、それぞれ1,000円を存目計上するものです。

以上のことから、歳入予算総額を1,109万4,000円とするものです。

続いて、歳出についてご説明いたします。318ページを御覧ください。第1款介護予防支援事業費では、第1項介護予防サービス事業費として、介護予防サービス計画の作成委託料で552万円、会計年度任用職員給与費で537万2,000円、合わせて1,089万2,000円を計上するものです。

第2款諸支出金では、第1項繰出金として1,000円を存目計上するものです。

第3款予備費では、第1項予備費として20万1,000円を計上するものです。

以上のことから、歳出予算総額を1,109万4,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。322ページから327ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 令和8年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和8年度富岡町公共下水道事業会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議案第23号、令和8年度富岡町公共下水道事業会計の当初予算につきましてご説明申し上げます。

令和8年度より、公共下水道事業及び農業集落排水事業は地方公営企業法を適用することとなり、その予算書の構成につきましても、地方公営企業法施行令第45条に規定されており、一般会計や特別会計と異なるものとなります。

3ページからは、予算に関する説明となります。3ページから4ページまでが公共下水道事業の実施計画、5ページから8ページまでが収益的収支の予算説明書、9ページが資本的収支の予算説明書、10ページから12ページまでが給与明細書となります。

予算の詳細について説明いたします。5ページをお開きください。収益的収支の収入の部となります。第1款公共下水道事業収益4億3,643万4,000円の内訳は、下水道使用料収入を主とする営業収益4,965万1,000円、他会計補助金や長期前受金戻入を主とする営業外収益3億8,478万3,000円、その他特別利益200万円となります。

6ページをお開きください。6ページから8ページが収益的収支の支出の部となります。第2款公共下水道事業費用の第1項営業費用は、第1目管きょ費、第3目処理場費、第9目業務費、第10目総係費、第11目減価償却費から構成されております。第1目管きょ費2,534万8,000円は、マンホールポンプを含む管渠施設維持管理に要する経費として、管渠調査、管渠清掃、マンホールポンプの分解整備等の委託料や管渠不具合箇所、修繕箇所等が主要な予算項目となります。

第3目処理場費6,803万4,000円は、終末処理場の運転、維持管理に要する経費として、処理場の光熱水費、日常の施設運転管理費や設備保守管理等の委託料、処理場機械設備の分解整備等の工事請負費が主要な予算項目となります。

第9目業務費1,240万4,000円は、下水道使用料徴収事務委託や下水道事業に関わる各種システムの保守管理委託等から構成されています。

第10目総係費2,950万2,000円は、配置予定職員2名分の給与及び各種手当、企業会計移行に伴う会計処理支援や会計システム保守管理等の委託料を主要な予算項目としています。

第11目減価償却費5億4,290万7,000円は、管渠施設や処理場施設等の有形固定資産の減価償却費であり、減価償却資産の取得原価をおのこの耐用年数に応じて分割、算出し、費用として計上したものです。なお、この費用につきましては、会計処理上の費用でありまして、当該年度に現金支出を伴うものではありません。

次に、第2項営業外費用です。営業外費用1,592万9,000円は、企業債償還利息及び消費税納付の当該年度分の費用となります。消費税額につきましては予定額です。

次に、第3項特別損失です。特別損失458万円は、当該年度損益修正損を存目計上するものに加え、令和7年度を対象期間とする消費税納付額や配置職員に支給する令和9年夏季賞与の当該年度負担分

を計上しているものです。

次に、8ページをお開きください。第4項予備費は、収益的支出の予備費150万円です。

続きまして、9ページが資本的収支です。上段が収入の部です。第3款資本的収入は、第2項他会計出資金、第5項補助金、第6項負担金から構成されています。第2項他会計出資金5,600万円は、当該年度の資本的事業に充てる一般会計出資金です。

第5項補助金2,750万円は、当該年度の資本的事業に対する社会資本整備総合交付金の交付予定額を計上しております。

第6項負担金等13万2,000円は、当該年度収入予定の公共下水道事業受益者負担金となります。

続きまして、下段の支出の部です。第4款資本的支出は、第1項建設改良費、第3項企業債償還金、第99項予備費から構成されております。第1項建設改良費8,000万円は、委託料として今年度施行しました下水道推進工事による工事箇所周辺の井戸への影響調査委託料、工事請負費として、廃止した処理場の機械、電気設備の撤去工事費や富岡川を横断する下水道水管橋の長寿命化を目的とする補修工事費等を計上するものです。

第3項企業債償還金9,246万円は、企業債償還金の当該年度分の元金償還金となります。

第99項予備費は、資本的支出の予備費150万円です。

10ページから12ページは、配置職員の給与費明細書となります。

13ページからが貸借対照表となります。貸借対照表は、企業の財務状況を明らかにすることを目的としており、一定の時点において企業が保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示したものととなります。13ページから15ページが令和8年4月1日時点の予定貸借対照表であり、16ページから18ページが1年後の令和9年3月31日時点の予定貸借対照表となります。

20ページ、21ページが令和8年度の予定キャッシュフロー計算書です。キャッシュフロー計算書は、事業年度内の資金の流れに関する報告書となっております。資金収支をもたらした経済活動を業務活動、投資活動、財務活動ごとのキャッシュフローを表示し、事業年度内の資金収支の合計を記載することになっており、令和8年度の予定期末資金残高は6,854万9,865円となっております。

説明は以上となります。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、5ページをお開きください。5ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 6、7ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 8ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 9ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 10ページから12ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 13ページから15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 16ページから19ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 20、21ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 令和8年度富岡町公共下水道事業会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和8年度富岡町農業集落排水事業会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議案第24号、令和8年度富岡町農業集落排水事業会計の当初予算につきましてご説明申し上げます。

令和8年度より、公共下水道事業と同様で、予算書の構成等につきましても、地方公営企業法施行令の第45条に規定されており、一般会計や特別会計と異なるものとなります。

3ページからが予算に関する説明となります。3ページから4ページまでが農業集落排水事業の実施計画、5ページから7ページまでが収益的収支の予算説明書、8ページが資本的収支の予算説明書

となります。

ここからは、予算の詳細について説明いたします。5ページをお開きください。収益的収支の収入の部になります。第1款農業集落排水事業収益9,656万5,000円の内訳は、下水道使用料収入を主とする営業収益600万1,000円、他会計補助金や長期前受金戻入を主とする営業外収益9,056万4,000円となります。

6ページをお開きください。6ページから7ページが収益的収支の支出の部となります。第2款農業集落排水事業費用の第1項営業費用は、第1目管きょ費、第3目処理場費、第9目業務費、第10目総係費、第11目減価償却費から構成されております。第1目管きょ費720万3,000円は、マンホールポンプを含む管渠施設維持管理に要する経費として、管渠調査、管渠清掃等の委託料や管渠不具合箇所の修繕費等が主要な予算項目となります。

第3目処理場費1,184万1,000円は、終末処理場の運転、維持管理に要する経費として、処理場の光熱水費、日常の施設運転管理や設備保守管理等の委託料が主要な予算科目となります。

第9目業務費110万1,000円は、下水道使用料徴収事務委託料の計上です。

第10目総係費18万6,000円は、消耗品費を主要な項目としています。

第11目減価償却費9,903万7,000円は、管渠施設や処理場施設等の有形固定資産の減価償却費であり、減価償却資産の取得原価をおおのこの耐用年数に応じて分割、算出し、費用として計上したものです。なお、この費用につきましては、会計処理上の費用でありまして、当該年度内に現金支出を伴うものではありません。

次に、第2項営業外費用です。営業外費用249万8,000円は、企業債償還利息及び消費税納付の当該年度分の費用となります。消費税額につきましては、予定価格でございます。

次に、第3項特別損失です。特別損失15万1,000円は、過年度損益修正損を存目計上するものに加え、令和7年度に対象期間とする消費税納付額を計上したのようになります。

第4項予備費は、収益的支出の予備費50万円です。

続きまして、8ページが資本的収支です。まず、上段が収入の部です。第3款資本的収入は、第2項他会計出資金、第6項負担金等から構成されております。第2項他会計出資金2,300万円は、当該年度の資本的事業に充てる一般会計出資金です。

第6項負担金等15万4,000円は、当該年度収入予定の農業集落排水事業受益者分担金となります。

続きまして、下段の支出の部です。第4款資本的支出は、第1項建設改良費、第3項企業債償還金、第99項予備費から構成されております。第1項建設改良費100万円は、新規の公共汚水ます設置申請に備え、工事請負費を計上したものです。

第3項企業債償還金4,595万2,000円は、企業債償還金の当該年度分の元金償還金となります。

第99項予備費は、資本的支出の予備費50万円です。

9ページから11ページまでが令和8年4月1日時点の予定開始貸借対照表、12ページから14ページ

までが令和9年3月31日時点の予定貸借対照表、16ページから17ページまでが当該年度の予定キャッシュフロー計算書となっております。令和8年度の予定期末資金残高は1,115万8,392円となっております。

説明は以上です。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、5ページをお開きください。5ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 6、7ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 8ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 9ページから11ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 12ページから15ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 農業集落排水の予算ということで、富岡町では体育施設周り、前から下水道に供給できないかということでいろいろ質疑、応答あったとは思いますが、あの地区は優良な住宅地になり得る地区で、浜街道も整備されれば、すばらしい地区になっていくのかなと思うのです。そういう場所が富岡町、随分公共下水、農業集落排水進んでおりますが、進んで大体はオーダーしているのかな。そういう状況の中で、体育館周り、スポーツ施設周りがそういう条件にはまっていないと。あと、下にはエス・バイ・エル住宅があるということで、将来を見れば、すばらしい優良住宅地になり得る地区かなと思うのです。そういう地区が浄化槽でいつまでたっても下水道に供給されないということで、私心配しているのですが、町として、そういう計画を立てなくてはならない時期が来ているのではないかなと思うのですが、そのままあそこの地区を浄化槽で埋もれさせていくのか、考え方をお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご質問ありがとうございます。農業集落排水事業の区域として参入してどうかというご質問だと思います。まず、体育館周りにつきまして、あそこの体育施設であれば、

野球場のトイレについては、農業集落排水事業、小良ヶ浜地区に接続をしてございます。それ以外のものにつきましては、今浄化槽というものになってございます。当然下水道に接続させるまでにポンプなんかで圧送して届けなければいけないということになります。改造費用なんかも含めると難しいのかなということを考えておりました。

俗に言うエス・バイ・エルとありましたけれども、そこの集合住宅のところにつきまして、公共下水道といったら遠いところ、それと農業集落排水事業についても距離が大分ある。圧送もしなければいけないというところで、費用を考えると非常に難しいところではございます。今回といいますか、令和8年度から特別会計ではなく、この地方公営企業法を適用したものであるということで、この趣旨が分かりやすくといいますか、なってくるものでございます。このままやっつけていけるかどうかというものにまで発展するものになってございますので、これを何年か見させていただいた上で、整備すべきかどうかということを検討すべきだと思っております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 費用対効果を前面に出してくれば、当然ばらついておりますので、それはなかなか難しいのかなと思うのですが、震災から15年たって、今状況なんか見ますと、かなりもう人が多い地区になってきているのです。そういう場所がやはり最先端の下水道に供給できないということになると、富岡町の考え方が間違っているのかなと私思うのです。そういう部分で今までも費用対効果考えたら、いや、ここはやらないほうがいいだろうというところはたくさんあると思うのです。そういうことがあっても費用対効果以前に衛生面での整備が進められてきましたので、ぜひその辺を今すぐどうのこうのではなくて、将来的にはこうするのだよというビジョンをきちっと表していただければありがたいと思うのですが、ぜひそれを検討課題にさせていただきたいと。

また、エス・バイ・エル住宅ばかりではなくて、体育施設のトイレなんか高さの問題でポンプアップというのが出てきますが、一番いいのは公共下水につなげるのが一番いいのでしょうけれども、6号線の横断とか、JRの横断とか、難しい面がいっぱいあるかと思うのですが、思い切ってやることによって、自然流下でいけるというプラス面もありますので、両面で考えていただければありがたいと思います。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご提案ありがとうございます。やはり先ほども申し上げましたとおり、こちら、収支が今後分かりやすくなってくるところです。少し様子を見させていただいた上で、もしかしたら料金等の改定も出てくるかもしれません。こういったところも鑑みまして、その整備については考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 令和8年度富岡町農業集落排水事業会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時40分まで休議いたします。

休 議 （午前10時25分）

再 開 （午前10時38分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

○日程の追加

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

総務文教常任委員会委員長及び産業厚生常任委員会委員長連名により、発委第3号 富岡町新夜ノ森地区における住宅地近接太陽光発電設備等に関する意見書についてが提出されております。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

暫時休議します。

休 議 （午前10時38分）

再 開 （午前10時40分）

○議長（堀本典明君） 再開します。

○発委第3号 富岡町新夜ノ森地区における住宅地近接太陽光発電設備等に関する意見書について

○議長（堀本典明君） それでは、追加日程第1、発委第3号 富岡町新夜ノ森地区における住宅地近接太陽光発電設備等に関する意見書についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（堀本典明君） 次に、発委者を代表して総務文教常任委員会委員長より発案理由の説明を求めます。

7番、宇佐神幸一君。

〔総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 発委第3号 富岡町新夜ノ森地区における住宅地近接太陽光発電設備等に関する意見書について、発案の理由を申し上げます。

今定例会において、新夜ノ森地区の住民の方々から太陽光発電施設建設反対に関する請願書が提出されました。現在、同地域内で計画が進行している太陽光発電施設の設置事業においては、住民説明会での意見、要望に対する事業者の姿勢や、そもそも住民説明会を開催せず、事業を行おうとする事業者があるなど、住民が大きな不安を抱えたまま事業が進められているような強い懸念があり、事業用地の周辺住民の皆様は、当該太陽光発電設備の設置事業に反対の意思を表明しております。議会としても、町の災害復興計画に掲げた土地利用計画に関する復興、創生の妨げとなるような太陽光発電設備等の設置については、避難している町民の帰還意欲の低下を招くだけでなく、移住、定住促進の阻害要因となりかねず、到底見過ごすことができないことから、県及び町には関係法令等に基づき、事業者に対して適切な指導、助言を行うこと、国には原子力発電所事故の被災自治体である当町の災害復興計画が目指す理念、政策に相反するような太陽光発電設備等の設置を制限できるよう、福島復興再生特別措置法に明記することなど、早急に関係法令の整備をそれぞれ求めるため、地方自治法第99条の規定により、福島県知事並びに富岡町長及び内閣総理大臣をはじめとする関係大臣に意見書を提出いたしたく発案した次第です。

議員各位のご理解とご賛同をお願いしまして発案の理由といたします。

○議長（堀本典明君） 発委者からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより発委第3号 富岡町新夜ノ森地区における住宅地近接太陽光発電設備等に関する意見書についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開催時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会広報特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、11時10分まで休議いたします。

休 議 （午前10時52分）

再 開 （午前11時00分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

○委員会報告

○議長（堀本典明君） 日程第4、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、宇佐神幸一君。

〔総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第7号、令和8年3月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、総務文教常任委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、3月17日午前10時53分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。（1）総務課に関する件、（2）企画課に関する件、（3）税務課に関する件、（4）住民課に関する件、（5）教育総務課に関する件、（6）生涯学習課に関する件、（7）出納室に関する件、（8）議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局

長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

5番、渡辺正道君。

〔産業厚生常任委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（渡辺正道君） 報告第8号、令和8年3月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、産業厚生常任委員会委員長、渡辺正道。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、3月17日午前10時53分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。（1）都市整備課に関する件、（2）いわき支所に関する件、（3）郡山支所に関する件、（4）健康づくり課に関する件、（5）福祉課に関する件、（6）農業委員会に関する件、（7）産業振興課に関する件、（8）生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局職員。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） 報告第9号、令和8年3月17日、富岡町議会議長、堀本典

明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、3月17日午前10時54分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。(1)会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、(2)議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3)議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長(堀本典明君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長(佐藤啓憲君)登壇〕

○議会広報特別委員会委員長(佐藤啓憲君) 報告第10号、令和8年3月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、3月17日午前10時55分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会の広報等及び議会報の編集に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長(堀本典明君) お諮りいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第11号、令和8年3月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、3月17日午前10時57分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま1番、安藤正純君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、安藤正純君より説明を求めます。

○1番（安藤正純君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任したく発案いたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により議長に委任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（堀本典明君） 以上をもって本定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和8年第2回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時12分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和8年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 平 山 勉

議 員 佐 藤 啓 憲